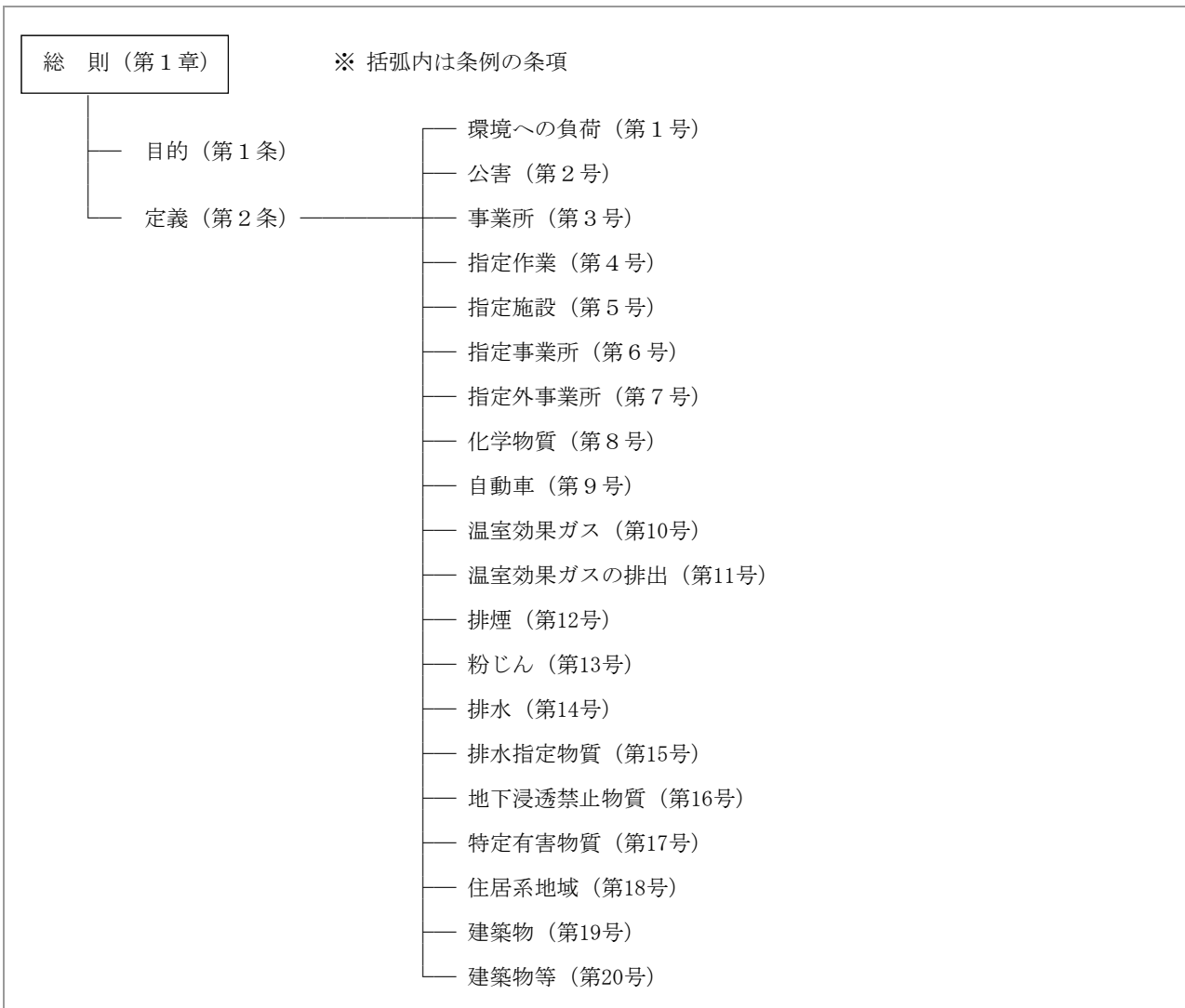


1 第1章「総則」について

第1章総則は横浜市生活環境の保全等に関する条例（以下「条例」という。）の目的、用語の定義に関する規定で、2条で構成される。



(1) 目的 (第1条関係)

第1条は条例の制定趣旨、対象範囲及び目的を明らかにするものである。

この条例は横浜市環境の保全及び創造に関する基本条例（平成7年横浜市条例第17号。以下「基本条例」という。）の本旨を達成するために制定したものである。

基本条例では、第1章で「環境保全の理念」、「市・事業者・市民の責務」、第2章で基本的施策、第3章で総合的推進のための施策、第4章では効果的推進のための施策を示している。

この基本条例に掲げられた総合的推進のための施策として、横浜市は環境保全の基本計画である「横浜市環境管理計画」を平成8年に策定するとともに、開発事業に対する施策として平成11年6月に横浜市環境影響評価条例を施行した。その後、平成30年11月に横浜市環境管理計画を全面改定、平成22年12月に横浜市環境影響評価条例（平成22年横浜市条例第46号）を全面改正している。

条例は、「横浜市環境管理計画」に基づき平成15年4月に施行したものである。内容は、それまで横浜市に適用されていた神奈川県生活環境の保全等に関する条例（以下「県条例」という。）を継承したものである。

県条例が平成23年7月に改正され、また、神奈川県生活環境の保全等に関する条例施行規則（以下「県規則」という。）が平成24年3月に改正されたことに伴い、条例の改正を平成24年2月に、横浜市生活環境の保全等に関する条例施行規則（平成15年横浜市規則第17号。以下「規則」とい

う。)の改正を平成24年9月に行い、平成24年10月に施行した。

近年では、土壌汚染対策法の一部改正に伴い、条例の一部改正を平成31年2月に、規則の一部改正を平成31年3月に行い、平成31年4月に施行した。また、温暖化対策や循環資源の活用の視点から、バイオマス燃料を活用した施設の導入に対応するため、大気汚染防止対策について、規則の一部改正を令和2年3月に行い、令和2年4月に施行した。

条例では廃棄物や自然保護・緑地保全を対象の範囲としていない。これらについて、横浜市では、廃棄物関連の条例として、横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例（平成4年横浜市条例第44号）を、自然・緑地関連の条例として、緑の環境をつくり育てる条例（昭和48年横浜市条例第47号）を定めている。

「事業所の設置についての規制、事業活動及び日常生活における環境の保全のための措置その他の環境への負荷の低減を図るために必要な事項」とは、この条例が定める事項の範囲を大気汚染、水質汚濁、土壌汚染等の典型7公害だけでなく、人の活動に起因する環境に加えられる影響や、地球温暖化問題をはじめとする環境問題まで拡大していることを意味する。

「現在及び将来の世代の市民の健康で文化的な生活環境を保全することを目的とする」とは、今日の環境問題は、地球環境という空間的な広がりとともに将来の世代にわたり影響を及ぼすという時間的な広がりを持つ問題となっていることから、環境保全上の支障の防止は、現世代の人間が環境の恵沢を享受できるようにするとともに、将来の世代の人間にこれを継承することを目的として行われることが必要であるため、その旨を規定したものである。

「生活環境」とは、市民の日常生活にかかわる環境一般をいい、人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含めた意味で使用している。

(2) 定義（第2条関係）

第2条は、条例中において使用頻度が高く、かつ、語義の統一を図ることが必要である用語についてそれらの意義を定めたものである。ここでの定義は、条例及び規則に共通して適用される。

ア 環境への負荷（第1号）

「環境への負荷」とは、人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。

イ 公害（第2号）

「公害」とは、環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下及び悪臭によって、人の健康又は生活環境に係る被害が生ずることをいう。

ウ 事業所（第3号）

「事業所（工場及び事業場）」とは、一般家庭の住居以外で一定の場所を占めて事業活動を行っている場所をいう。営利、非営利又は個人、法人を問わず、果樹園、畜舎、資材置場、店舗、学校、公共施設等が全て包含される。

なお、共同住宅の管理施設など複数の家庭の共同施設としてのごみや汚水の共同処理施設、熱供給施設、駐車施設等はそれらの共同施設の用に供する部分に限り事業所として扱う。これは県条例における考え方と同様である。

エ 指定作業（第4号）

「指定作業」とは、規則別表第1の条例別表の作業の欄に掲げる作業ごとに同表の作業の内容の欄に掲げる作業（規則別表第1「施設」の欄に掲げる施設（指定施設）を用いる作業）をいう。

規則第3条において、指定作業には「当該作業の一部のみを行う場合のその作業」又は「当該作業と密接に関連する作業」を含むこととしている。これは、「作業」という言葉が製造等の工程のどの範囲までを包含するか明確にする趣旨であり、例えば、「〇〇の製造の作業」といった場合、製造工程の一部分のみを分担して行う場合又は中間物の製造、加工等当該作業と密接に関連する作業を行う場合も当該作業を行う場合となる。

オ 指定施設（第5号）

「指定施設」とは、規則別表第1の条例別表の作業の欄に掲げる作業ごとに同表の施設の欄に掲げる施設をいう。

カ 指定事業所(第6号)

「指定事業所」とは、公害の発生源となる蓋然性が高いとみられる別表に掲げる70種類の作業を行う事業所のうち指定作業を行う事業所をいう。

指定事業所とする事業所からは「臨時的又は仮設的な事業所を除く」こととする。例としては、儀式、祭典、催事等明らかに一時的な用途に供するため設置されるもの、建設工場の現場等期間の経過に伴って消滅することが明らかであるもの等を除くものとする。

しかし、このように、いずれは消滅するものであっても相当長期間にわたり存続する予定であるものは公害を防止するための措置が必要であり、臨時的又は仮設的なものとして扱うべきではない。この場合、相当長期間とは、条例第14条で指定事業所の存続の判断について1年間の期間を基準にしていることを考え、1年を超えて存続するものは「臨時的又は仮設的な事業所」に当たらないものとする。

キ 指定外事業所(第7号)

「指定外事業所」とは、第2条第3号に規定する事業所のうち、第2条第6号に規定する指定事業所以外のものを用いる。

ク 化学物質(第8号)

医薬品、医薬部外品については、直接人体に取り入れて使用するものであり、環境中へ放出されて環境を汚染するとは考えにくいこと、その取扱いについては、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」(昭和35年法律第145号)に規定されていることから、条例の対象外とした。

放射性物質については、放射性同位元素等の規制に関する法律(昭和32年法律第167号)に詳細な規定があるため、条例の対象外とした。

ケ 自動車(第9号)

「自動車」とは、道路運送車両法施行規則(昭和26年運輸省省令第74号)第2条に規定する普通自動車、小型自動車、軽自動車、大型特殊自動車及び小型特殊自動車をいう。

コ 温室効果ガス(第10号)

「温室効果ガス」とは、地球温暖化対策の推進に関する法律(平成10年法律第117号)第2条第3項に掲げる次の物質をいう。

- (ア) 二酸化炭素
- (イ) メタン
- (ウ) 一酸化二窒素
- (エ) ハイドロフルオロカーボンのうち政令で定めるもの
- (オ) パーフルオロカーボンのうち政令で定めるもの
- (カ) 六ふっ化硫黄
- (キ) 三ふっ化窒素

サ 温室効果ガスの排出(第11号)

「温室効果ガスの排出」とは、人の活動に伴って発生する温室効果ガスを大気中に排出し、放出し若しくは漏出させ、又は他人から供給された電気若しくは熱(燃料又は電気を熱源とするものに限る。)を使用することをいう。

シ 排煙(第12号)

県条例の「排煙」に対応するものであるが、ダイオキシン類及び規則第5条に規定する粒子状物質を追加している。

ス 粉じん(第13号)

「粉じん」とは、物の破碎、選別その他の機械的処理、堆積若しくは運搬又は動力を用いる土石の採取若しくは土地の形状の変更に伴い発生し、又は飛散する物質をいう。

これは、平成23年の改正(平成23年神奈川県条例第31号)前の県条例の「粉じん」の定義と同旨であり、平成23年の改正後から令和3年の改正(令和3年神奈川県条例第24号)前までの

期間の県条例の「粉じん」の定義から、「建築物その他の施設を解体し、改造し、若しくは補修する作業」を除いたものである。

セ 排水（第14号）

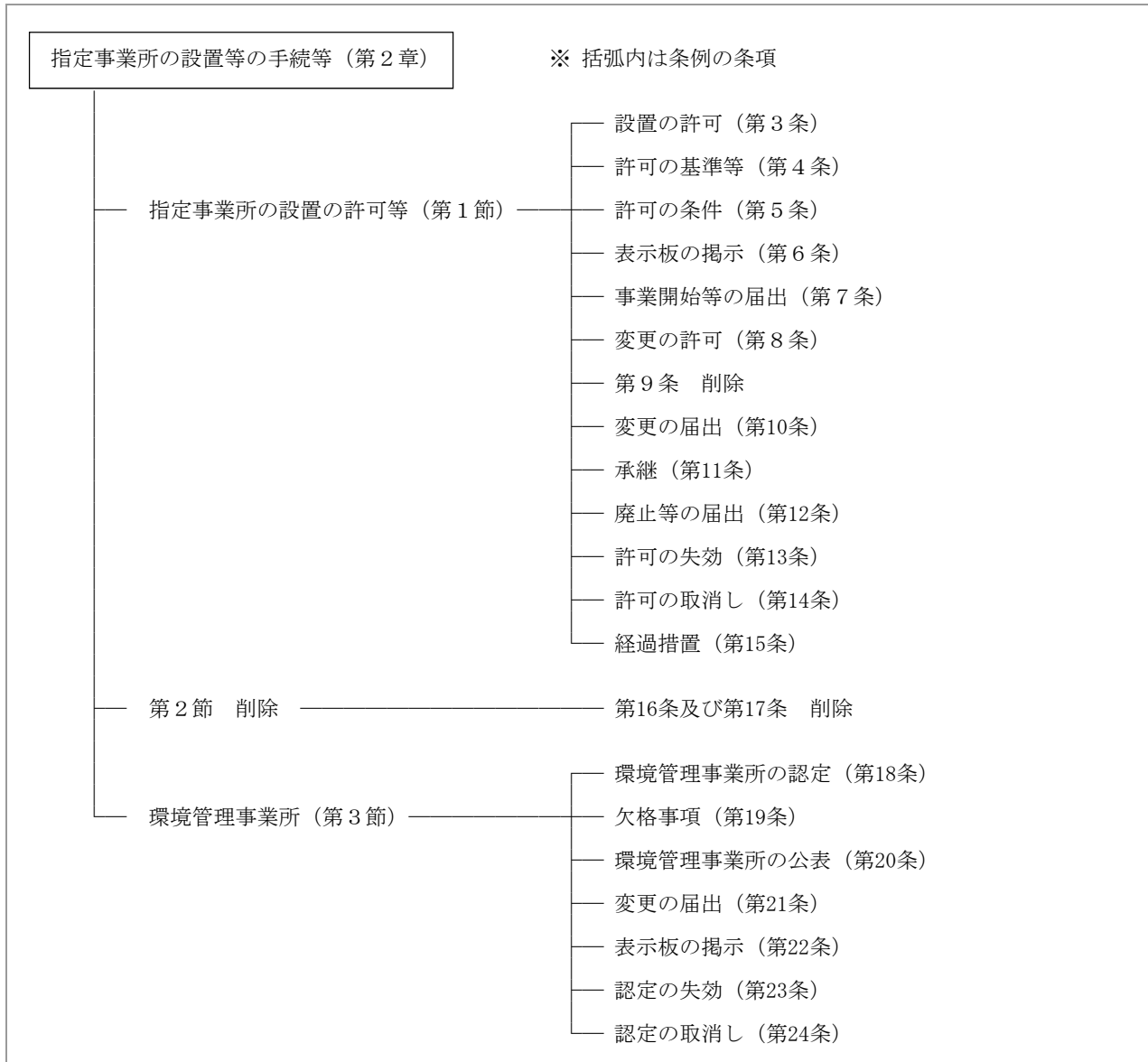
「排水」とは事業所から直接公共水域に排出され、又は地下に浸透することとなる水その他の液体をいう。「公共水域」とは、水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）第2条第1項に規定する公共水域をいうものであり、河川、港湾、沿岸海域その他公共の用に供される水域及びこれに接続する公共溝渠、かんがい水路その他公共の用に供される水路をいう。下水道法（昭和33年法律第79号）第2条第3号に定める公共下水道であって、同条第6号に定める終末処理場を設置しているものは公共水域からは除かれており、公共下水道に排出するものは排水にあたらぬ。

なお、排水には、公共水域等に排出される限り雨水も含まれるものであるが、作業工程等に利用されたものを除いて排水の量には算定しないこととする。

「水その他の液体」とは、水又は水溶液の他にトリクロロエチレン等の有機溶剤を主成分とする等水を含まない液体を対象とする趣旨であり、地下に浸透することとなる水その他の液体も含めて「排水」とした。そのため、水質汚濁防止法における「排水」の定義とは異なる。

2 第2章「指定事業所の設置等の手続等」について

第2章は、指定事業所の設置等の手続等に関する規定で、2節19条で構成される。



(1) 指定事業所の設置の許可等 (第1節関係)

ア 設置の許可 (第3条関係)

第3条は指定事業所の設置の許可に関する規定である。第1項において指定事業所の設置に当たっては、あらかじめ、市長の許可を得る事が必要である旨を規定している。

「設置」とは新たな指定事業所が存在することとなる場合をいう。指定事業所を新築する場合ももとより、既存の指定外事業所が新たに指定作業を行うことにより指定事業所としての要件を満たすこととなる場合、指定事業所の一部を継承し又は借り受けることによりこれを指定事業所として用いようとするとき（従来の指定事業所の敷地が分割され、他の事業主体が分割された敷地に独立した指定事業所を設置する場合等）も指定事業所の設置とみなす。

許可の単位として1個の「事業所」であるかについては、一般的には敷地の利用を一体的に行っている事業活動を1つの単位としてとらえ1個の事業所とすることが公害要因を総体的にとらえる本条例の趣旨に則したものであり、社会通念にも合致している。たとえ道路等により敷地が区切られている場合であっても、敷地の利用が一体的であるか、組織、工程等から判断して密接な関連を持っているか等を基準に判断し、公害防止の機能をより効果的に発揮できる単位をひとつの事業所として許可を行う。

ただし、例外的な場合として、敷地が同一の場合であっても、いわゆる工場アパートの場合等で事業所が組織、工程等の面でそれぞれ独立性を保っていると認められる場合には、複数の事業所として許可を行う。

第3条第2項は許可を受けようとする者の提出書類の記載事項を規定している。

設置の許可申請に係る提出書類は、規則第8条に規定する指定事業所設置許可申請書（第1号様式）、指定事業所概要書（第2号様式）及び公害防止方法概要書（第3号様式）によるものとする。

申請書の記載事項としては、第3条第2項に規定する第1号から第15号に掲げる事項とする。

(ア) 指定事業所の業種（第3号）

業種については、日本標準産業分類（統計法第28条の規定に基づき、産業に関する分類を定める件（平成25年総務省告示第405号）をいう。以下同じ。）による。

(イ) 指定事業所の敷地内における建物等の配置及び構造（第6号）

建物等とは、建物のみにとどまらず、塀等の囲い、池、堤防、トンネル等も広く含むものとする。

(ウ) 不飽和ポリエステル樹脂の塗布の作業を行う指定事業所にあつては、その作業の方法（第13号）

「不飽和ポリエステル樹脂の塗布の作業」とは、ガラス繊維強化プラスチック（別名FRP）製品の製造の作業に伴うものを想定しており、悪臭が発生するおそれのある、塗布から乾燥までの一連の作業を含むものである。届出には、作業方法、作業場所や悪臭対策の概要がわかるものなどを添付する必要がある。

(エ) 公害の防止の方法に関する計画（第14号）

公害の防止に当たっては、公害の種類ごとにとらえられたそれぞれの問題相互の関連の上に乗った計画が策定されなければならない。この計画の策定は、指定事業所を設置しようとする者の責任と負担において、明らかにしなければならないところであり、この「公害防止方法概要書」（第3号様式又は第8号様式）は、そのまとめについて記載するものである。

指定事業所を設置しようとする者は、まず、該当する指定作業の工程に即して、どの部分からどのような公害が発生する可能性があるか、また、その程度を予測する必要がある。予測の方法、公害防止のための方法及びその根拠について、手法は特に限定していないので、理論計算、モデル実験、過去の近似の事例から推計等のどの手法によっても構わないが、少なくとも自然科学的な法則に基づく合理性が必要である。また、結果的に許可基準（規制基準）が許容している範囲を超える公害を発生させない場合は、公害防止方法を講じる必要がない場合も想定される。最終的には、これらの内容を詳細に説明するために資料、図面等を添付する必要があり、「公害防止方法概要書」では、指定施設等における公害の種類ごとの発生源での予測値、排出口等での公害の程度、公害防止対策を記載する。

イ 許可の基準等（第4条関係）

第1項の「速やかに審査する」ということについては、行政手続法（平成5年法律第88号）及び横浜市行政手続条例（平成7年横浜市条例第15号）に定められているところであり、市長が申請に係る処理を迅速かつ適正に行うことは、法及び条例上の義務である。申請書が市の窓口には到達してから、当該申請に対する処分を行うまでに要する期間の目安として公表されている標準処理期間は、第3条の規定による設置の許可、第8条の規定による変更の許可及び第18条の規定による環境管理事業所の認定については35日間である。ただし、申請の形式上の要件に適合しない申請書の補正が行われる場合、又は、事業者が任意に許可申請の内容に係る行政指導に従うことにより許可申請書の内容の変更等が行われる場合は、相当の期間を要することが許されるものであり、これらの場合には、標準処理期間を超えて処分を保留することが許される。この場合においても、横浜市行政手続条例第33条（許認可等の権限に関連する行政指導）の趣旨を踏まえた運用に留意する必要がある。第3号は生コンクリートプラント（容量が0.3m³未満の生コンクリートプラント及び生コンクリートプラントを設置する指定事業所内で、コンクリート二次製品を製造するためにのみに設置される生コンクリートプラントを除く。）を設置する指定事業所について、ミキサー車等の出入りに伴って付近道路路上において生ずる排気ガス、粉じん、騒音等の各種の公害を最小限に抑えるために設けられたものである。

第2項は、審査を行う場合の留意点を規定したものである。条例では、事業所総体を審査する許可制であり、その実効性を確保するために、審査を行う側の市長に対し、「事業活動の全般を包括して体系的に」「当該指定事業所において生ずるおそれがある公害を総合して多角的に」検討する必要があることから、本項を規定したものである。

ウ 許可の条件（第5条関係）

許可の条件は「公害の防止上必要な限度において」付するものであり、公害の防止と関連のない事項について許可の条件とすることは許されない。公害の防止と関連のない事項とは、例えば、「工場敷地のうち一定面積を緑化すること」とか「交通安全の見地から出入りする自動車の台数を制限すること」等である。

また、ここでの「条件」は許可という行政処分の効果を限定する付款として付するものであり、許可するか否かについては第4条の許可の基準のみにより判断しなければならない。従って、第4条の許可基準に適合しない申請に対して不適合部分を今後適正なものに改めることを条件として付して許可を行うことは許されない。

エ 指定事業所の表示板の掲示（第6条関係）

許可を受けた指定事業所（別表の61の項に掲げる作業（当該作業の一部分のみを行う場合のその作業又は当該作業と密接に関連する作業を含む。）を行う指定施設のみを設置する指定事業所を除く。）は、指定事業所の名称及び許可年月日等を記載した表示板を掲示する必要がある。

表示板の掲示の制度は、事業者が公害防止の責任を自覚させるとともに、連絡先等を表示することにより、地域住民と事業者間の環境の保全に係るコミュニケーションに資することも意図している。

オ 事業開始等の届出（第7条関係）

第1項は、指定事業所の設置許可を受けた者が、指定事業所の事業を開始したときに、指定事業所事業開始等届出書（第5号様式）によりその旨を届け出る必要があることを規定している。なお、当該指定事業所に配置される指定施設が複数ある場合において、その一部を使用して事業を開始したときも、これに含まれる。

第2項は、指定事業所の設置許可を受けた者のうち、指定事業所に配置される指定施設が複数ある場合において、その一部を使用して事業を開始した者が、当該複数の指定施設の全ての設置の工事が完了したときにも指定事業所事業開始等届出書（第5号様式）により、その旨を届け出る必要があることを規定している。

カ 変更の許可（第8条関係）

(ア) 第1項は、指定事業所における「公害の防止上重要な変更」（指定施設の設置、公害防止装置の変更等）については、あらかじめ、市長の許可を得ることを規定している。

なお、第18条第1項の規定により認定された環境管理事業所の場合は、「公害の防止上重要な変更」のうち「公害の防止上特に重要な変更」に限り、あらかじめ、市長の許可を得ることを規定している。

「公害の防止上重要な変更」とは、規則第13条第1項に規定する事項である。

a 指定作業の追加（第1号）

指定事業所は、何らかの指定作業を行っているが、これに新たな種類のものが付け加わった場合には、指定事業所の公害の発生の蓋然性が相当変わったことも考えられることから、変更許可の対象事項としている。

b 指定施設の設置（第2号）

指定施設の設置には、従来から存在した施設を改造することにより、指定施設に該当することとなる場合も含まれる。

c 指定施設の構造の変更（第3号）

規模又は能力の変更を伴う場合に限られることは、明記されているとおりであるが、規模又は能力の縮小等によって規則別表第1の指定施設の範囲から外れてしまう場合は、規則第18条第1項第1号ウ（指定施設の構造の変更）が適用される。また、従来、指定施設に該当しなかった施設の規模又は能力の増大等によって指定施設に該当することとなる場合は、規則第13条第1項第2号（指定施設の設置）が適用となる。

d 指定施設の配置の変更（第4号）

騒音又は振動が増大する場合とは、騒音又は振動を発生する指定施設について、従来より敷地の境界線に近い箇所に移動させようとする場合、敷地の境界線への距離に変更がなくても、防音設備を施した建物から防音設備を施していない建物に移動させようとする場合等である。

e 指定施設の使用時間の変更（第5号）

許可基準との関係において指定施設の使用時間帯が問題となるのは、騒音又は振動に係るものに限られる。本事項が適用される場合は、使用時間帯の変更により、騒音及び振動の規制基準のより厳しい数値が適用される場合に限定されるものであることから、同一基準値が適用される時間帯内での変更又は従来より緩い基準値が適用される時間帯への変更は、本事項の適用の対象外となる。一方、本事項は、規制基準のより厳しい数値の時間帯への変更である限り、一律に適用されるものであり、変更によって騒音又は振動が増大することがない場合、より厳しい基準値に耐えられるだけの公害防止の措置を既に講じていることが明らかな場合等であっても、本事項の適用は免除されない。

なお、本事項で対象とする時間帯の変更は、一時的な作業量の増大によって指定施設の使用時間が延長されるような事態は想定していないが、そのような場合の使用時間の延長に対しても、騒音及び振動の規制基準は、それぞれの時間帯に応じて適用される。

f 指定施設に係る燃料の種類又は使用量の変更（第6号）

一般に、燃料を燃焼することにより、排煙を排出する指定施設が対象となる。

g 炭化水素系物質の貯蔵施設における保管物質の変更（第8号）

規則別表第1の68の項に掲げる貯蔵施設とは、原油、揮発油、ナフサ、ジェット燃料又は有機溶剤のいずれかを貯蔵するものに限るので、それらの貯蔵物質を変更する場合、例えば、従来ナフサを貯蔵していた施設に、ジェット燃料を貯蔵する場合は許可の対象としている。

なお、従来、これらの炭化水素系物質以外の物質を貯蔵していた施設に、新たにこれらの炭化水素系物質のいずれかを貯蔵しようとする場合は、指定施設の設置（第2号）に該当する。また、従来、これらの炭化水素系物質を貯蔵していた施設に、新たに、これらの炭化水素系物質以外の物質を貯蔵する場合は、第10条（変更の届出）に該当する。

h 排煙指定物質、地下浸透禁止物質又は炭化水素系特定物質を含有する原材料等の新たな使用（第9号）

新たな原材料等を使用したとしても、含有する排煙指定物質、地下浸透禁止物質又は炭化水素系特定物質の種類が変わりがないか含有するこれらの物質の種類が減少する場合は、「新たな使用」にあたらぬ。

i 排水の排出先の変更（第11号）

A河川からB河川へ、又は河川から海域へと変更するような場合に適用される。従来、公共用水域に排出していた排水を終末処理場に接続する公共下水道に排出しようとする場合は、条例上の定義から「排水」に該当しなくなることから、規則第18条第1項第1号エが適用される。

j 指定作業を行う建物の設置、移設、除却又は規模若しくは構造の変更（第12号）

対象は、「指定作業を行う建物」に限定されるものであることから、指定作業と関係のない建物、例えば、従業員の厚生施設、守衛の詰所等は、含まれない。ただし、これらの建物が騒音の防止等の手段として用いられているような場合には、公害の防止のための装置の変更に該当する場合がある。

「設置」とは、新設をいい、「移設」とは、指定事業所の敷地内に存在していた建物をそのまま同一敷地内の他の場所に移動させることをいう。ただし、当該指定事業所の敷地以外の場所から運んできた場合は、「設置」に該当する。また、「除却」とは、敷地から撤去することを、「規模の変更」とは、いわゆる建て増し等の場合を、「構造の変更」とは、例えば、板壁の建物をモルタル壁とし、トタン屋根をスレートぶきとするような場合をいう。

k 公害の防止のための装置に係る変更（第13号）

条例で「公害の防止のための装置」と称されるものは、相当広義の概念に属するものであって、脱硫装置、脱硝装置等一般に公害防止装置とされているものにとどまらない。指定事業所の敷地

内にある建物で指定作業と関係ないもの、あるいは、塀・囲い等の工作物等であって、それらが騒音又は粉じんの防止の用に供され、少なくともそれらの存在が公害の防止の計画の中に位置付けられている場合には、ここでいう「公害の防止のための装置」に当たるものとして取り扱う。

1 指定事業所の敷地の境界線の変更(第14号)

騒音又は振動が増大する場合とは、敷地の境界線の変更により騒音又は振動を発生する指定施設と敷地の境界線までの距離が従来より短くなることにより、敷地境界線上での騒音又は振動の最大値が増大する場合等である。

例えば、直近の敷地の境界線での騒音又は振動が最大となっている場合で、変更前より当該直近の敷地の境界線までの距離が短くなる場合には騒音又は振動の最大値が増大するので許可申請を要する。

また、防音壁がある、半開放の建物内に設置している等の理由により、直近以外の敷地の境界線で騒音又は振動が最大となっている場合も考えられる。この場合、直近の敷地の境界線までの距離に変更がなくても、直近以外の敷地の境界線までの距離が短くなることにより騒音又は振動の最大値が増大する場合には許可申請を要する。

m 指定事業所における自動車の出入口の位置の変更(第15号)

規則第6条に規定する生コンクリートプラントを設置する指定事業所のみ規制されるものであり、第4条第1項第3号に規定する許可の基準との関連で設けられたもので、出入口が異なる道路に接することとなる場合に限る。

(イ) 第1項の許可申請は、規則第13条第3項の規定により、次に掲げる書類による。

- a 指定事業所に係る変更許可申請書(第6号様式)
- b 指定事業所に係る変更概要書(第7号様式)
- c 公害防止方法変更概要書(第8号様式)

「公害防止方法変更概要書」については、指定施設の設置等により公害防止方法の変更が必要となる場合が原則と考えられ、変更申請を行う場合には、公害防止方法の見直しを検討するために規定したものである。

(ウ) 第2項は、指定事業所の許可に係る変更をしたときは、変更が完了した日から起算して14日以内に指定事業所に係る変更完了届出を行うことを規定している。

キ 変更の届出(第10条関係)

指定事業所に係る第3条第2項第1号から第3号までに掲げる事項の変更及び規則第18条第1項に規定する事項について、変更後の届出を規定したものである。

なお、規則第18条第1項第1号は、環境管理事業所を除く指定事業所に、同項第2号は、環境管理事業所に適用される。

規則第18条第1項第1号に規定する事項は次のとおりである。

(ア) 指定作業の一部の廃止(第1号ア)

指定作業に用いていた施設を廃止したり、規模、能力等を縮小したことによって、当該作業が指定作業に該当しなくなった場合、本号アの適用を受ける。ただし、廃止等により全ての指定作業がなくなった場合には、本号アの適用の対象とならずに、指定事業所の廃止等の届出(第12条)が適用される。

(イ) 指定施設の使用の廃止又は除却(第1号イ)

「使用の廃止」とは、施設はそのまま設置してあるが、本来の用に供しなくなったことであり、「除却」とは、取り去ってしまうことである。これらが指定事業所そのものの廃止に伴って行われる場合には、本号イの適用の対象とならずに、指定事業所の廃止等の届出(第12条)が適用となる。

(ウ) 指定施設の構造の変更(第1号ウ)

構造の変更により指定施設が指定施設に該当しなくなったときとは次のような場合である。

- a 小規模排水施設(1日当たり排水の量が20 m³未満である事業所に設置される施設)を除く旨規定している指定施設にあっては、指定事業所の排水量の変更により当該指定施設が小規模排水施設に該当し、指定施設に該当しなくなる場合

- b 指定施設の範囲に規模又は能力の限定がある指定施設にあつては、当該施設の構造の変更により指定施設の規模又は能力に該当しなくなることにより、指定施設が指定施設に該当しなくなる場合
- c 規則別表第1の68の項に掲げる貯蔵施設に保管する物質を、同項に規定する原油、揮発油、ナフサ若しくはジェット燃料又は有機溶剤から、これらの炭化水素系物質以外の物質に変更したことにより、指定施設に該当しなくなる場合
- (エ) 排水の排出先の変更（第1号エ）
 第2条第14号の「排水」の定義に即して言えば、本号エ適用の対象となるのは排水が排水でなくなった場合である。具体的には、従来、公共用水域に排出していた排水を終末処理場に接続する公共下水道に排出しようとする場合が適用となる。ただし、当該変更によって、全ての指定施設が小規模排水施設に該当し、指定事業所に該当しなくなる場合は、第12条（廃止等の届出）の届出による。
- (オ) 指定事業所の敷地の境界線の変更（第1号オ）
 指定事業所の敷地の境界線の変更のうち、規則第13条第1項第14号の規定が適用されない変更については本号オが適用される。
- (カ) 不飽和ポリエステル樹脂の塗布の作業の方法の変更（第1号カ）
 届出には、作業方法、作業場所や悪臭対策の概要がわかるものなどを添付する必要がある。また、指定事業所において新たに当該作業を開始する場合も本号カの適用を受ける。
- ク 指定事業所の変更手続に関する特例（第8条及び第10条関係）
 第3条第1項の規定による許可を受けた者が、第36条第1項（同条第2項）の規定に基づき、当該指定事業所における排煙、粉じん、悪臭、排水、騒音若しくは振動の処理の方法、施設等の構造又は作業の方法の改善、施設等の除却、原材料等の撤去その他必要な措置を取るべきことを命ぜられたことにより、当該指定事業所に係る事項を変更することとなった場合は、規則第13条から第15条まで及び第18条の規定は、適用されない。
- ケ 承継（第11条関係）
 指定事業所の全部について、譲り受け、借り受け、相続、合併又は分割が行われた場合、届出をすべきことを規定している。
- コ 廃止等の届出（第12条関係）
 許可を受けた者は、次の事由に該当する場合は、その日から起算して30日以内に指定事業所廃止等届出を行うことを規定している。
- (ア) 許可を受けた指定事業所を廃止したとき
- (イ) 指定事業所が指定作業又は指定施設の廃止等により、指定事業所に該当しなくなったとき
- (ウ) 指定事業所の設置の計画を中止したとき
- サ 許可の失効（第13条関係）
 許可の失効とは、いったんは有効に存在していた許可の効力を将来に向かって失わせることを趣旨とする制度である。
 指定事業所に係る設置等の許可が失効する場合は、次に掲げる事項である。
- (ア) 第12条の規定により、指定事業所の廃止の届出をしたとき
- (イ) 条例又は第2条第4号若しくは第5号の規則の改正により指定事業所に該当しなくなったとき
 条例又は第2条第4号若しくは第5号の規則の改正に伴って、指定事業所でなくなった場合、例えば、条例別表の作業の種類、規則別表第1の改正等により、指定外事業所となった場合にあっては、廃止等の届出の手續を要することなく許可は失効する。
- (ウ) 第8条第3項の規定により変更計画を中止して、届出をしたとき
 指定事業所に係る変更の許可（第8条第1項）について失効する。
- (ア)、(イ)については以後、指定外事業所として扱われるものであることから、再度、指定事業所として用いようとする場合には、第3条に規定する指定事業所の設置の許可の手續が必要となる。
- シ 許可の取消し（第14条関係）
 指定事業所に一定の事由が生じた場合には、市長は、その許可を取り消すことができる。本条の「取

消し」とは、許可の効力を失わせようとするをいう。第13条に規定する許可の失効の制度とは、その事由を異にしている上に、「失効」は、一定の事由があれば手続なしに発動される制度であるのに対し、「取消し」は、それに値する事由が生じた場合においても、なお発動するか否かの決定が市長に委ねられている点において異なる。

なお、許可の取消しについては、横浜市行政手続条例に基づき行われる。

ス 経過措置(第15条関係)

第15条の規定は、条例施行の際、指定外事業所として現に存在していた事業所が、条例が施行した後の条例又は規則の改正に伴って、指定事業所の範囲に組み入れられた場合の措置を規定したものである。ただし、条例施行時点での経過措置については、附則で規定している。

なお、既に指定事業所の設置の許可を受けている者は、条例又は規則の改正等により新たに指定施設となる施設を設置している場合にあつては、当該施設について条例又は規則の改正等に伴う届出を行う必要はないが、市長は、当該施設の設置状況を把握する必要があると認めた場合には、第151条(報告の徴収)の規定により、当該施設の設置状況について報告を求めることができる。

(2) 「環境管理事業所」について(第3節関係)

ア 環境管理事業所制度について

環境管理事業所制度は、平成9年の県条例改正により導入された制度で、自己管理の能力を備えている事業者については、設備の変更等を行う場合には事前の許可を必要とする指定事業所の事前許可制度による手続を省略して、行政手続を簡素・合理化しようとするもので条例でもこの趣旨を継承している。

事業者の能力に応じた制度とするためには、事業者の環境に係る管理能力を客観的に判断できる基準が必要であったが、事業所の環境管理・監査に係る国際的な規格(I S O 14000シリーズ)とその認証登録制度が整備され、事業者の環境に係る自己管理能力を客観的に判断できるしくみも整備されたことから、この条例では、環境管理・監査を行っている事業所については、申請に基づき「環境管理事業所」として認定し、当該事業所が設備の変更等を行う場合の手続を軽減することとしている。

この制度による手続の軽減については、第8条(変更の許可)に規定されている。

イ 環境管理事業所の認定(第18条関係)

(ア) 認定の基準

市長は、「環境管理・監査」を行っている指定事業所で基準に適合するものを認定する。

環境管理事業所の認定の基準は規則第25条に定めている。認定の基準は次のaからdまでの4項目である。

- a 日本産業規格(以下「規格」という。)Q14001に定める環境マネジメントシステムを実施しているものとして、「審査登録機関」に登録されていること(規則第25条第1号)。

環境マネジメントシステムとは、事業者が自主的に環境への取組を改善するための方針と具体的な計画を策定し、実行し、さらに実行結果や実行の体制について内部と外部から公正で客観的な評価を受け、改善点の把握や目標項目の上乗せなどを図ることで計画の改善や目標のレベルアップに反映し、継続的な改善が可能になる経営システムをいう。

環境マネジメントシステムに係る規格は、I S O(International Organization for Standardization)(国際標準化機構)において世界標準の規格化が行われており、I S O 14001として平成8年9月1日に国際規格として発効し、平成8年10月20日には産業標準化法(昭和24年法律第185号)に基づき規格Q14001として制定された。各事業所の環境管理システムがI S O(規格Q)14001の規格に適合するかについては「審査登録機関」という公平な第三者機関が審査を行い、合格すれば登録を行う仕組みとなっている。「審査登録機関」は各国ごとに1機関設置される「認定機関」が認定することになっており、わが国の「認定機関」は公益財団法人日本適合性認定協会(J A B)がこれに当たる。各国の認定機関が相互承認を行うことにより、認証登録の効力が他の国でも通用する仕組みとなっている。

事業所が「環境管理・監査」を行っているか否かの判断は、これら環境マネジメントシステムに係る規格及び信頼に足る審査登録体制が整備されたことから、市が重ねての審査を行うことを避け、当該認証登録の結果を受け入れることとした。

登録の確認方法は、審査登録機関が事業所に発行する登録証の写しが、規則第 27 条第 2 項第 1 号の規定により認定申請書に添付されることから、これにより確認する。審査登録機関は「公益財団法人日本適合性認定協会又は同協会と同等と認められる外国の認定機関で市長が指定するもの」の認定を受けていることが必要である。

環境管理事業所の認定には、認定を受けようとする指定事業所の全体が審査登録機関による登録の範囲に含まれていることが必要である。指定事業所の一部（例えば研究開発棟）のみ、又は一部を除いて登録されている場合には当該指定事業所を環境管理事業所として認定を受けることができない。逆に、指定事業所全体を含むいくつかの関連事業所が一括して審査登録機関の登録を受けている場合は、当該指定事業所を環境管理事業所として認定を受けることができる。

なお、条例第 18 条の認定を受けている環境管理事業所が認定の有効期間終了を控えて再度の認定を申請する場合において、「登録を証する書面」としての審査登録機関の登録証（次期登録期間のもの）が認定の申請の段階で事業所に交付されていないことがありうるが、この場合は、当該環境管理事業所が審査登録機関に次期の登録に向けての処理を行っていることを示す書面を規則第 27 条第 2 項第 1 号の書面として受け取り、認定の審査を開始する。この場合は、審査登録機関の登録証の写しは、交付を受けたら速やかに提出する必要がある。

これは、すでに環境管理事業所として認定している事業所が引き続き環境管理・監査を実施していく場合に、第 18 条の認定に切れ目が起きないようにするためであり、審査登録機関への再登録が行われる場合は通常前期の登録と連続して行われることを踏まえてこのような運用をする。

- b 第 27 条及び第 30 条に定めるところにより、排煙及び排水の測定がなされており、かつ、その結果が条例第 25 条第 1 項及び第 28 条第 1 項の規制基準に適合していること。

環境マネジメントを実施し審査登録機関に登録されている事業所は、条例に定める自主測定の義務を当然遵守しているものと考えられるが、大気及び水質の自主測定は環境に係る自主管理を行う上で基本的事項であり、条例で特に義務づけている項目であるから、環境管理事業所の認定基準のひとつとして、特にその実施を確認するものである。

また、提出された測定結果については、行政が保有する情報として、横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成 12 年横浜市条例第 1 号）による公開制度の対象となり、市民等から情報公開の請求がある場合には原則公開の対象となることから、事業所の環境に係る情報をなるべく透明なものにしていくことも意図した制度である。

ここで認定基準としているのは第 27 条及び第 30 条に定める測定義務が実施されていること及び、申請書に記載される全ての測定結果が条例第 25 条第 1 項及び第 28 条第 1 項の規制基準に合致していることである。

また、提出する測定結果は計量証明を受けたものである必要はない。

なお、当然ながら、条例により測定が義務づけられていない事業者（第 27 条又は第 30 条の対象となっていない事業者）については測定データの提出は必要ない。

- c 環境への影響が重大な事故又は環境に係る管理体制の重大な欠陥に起因したと認められる事故が発生した場合は、当該事故の日から 3 年以上経過していること。

環境管理事業所の制度は、事業所の環境に係る管理体制への社会的信頼を基礎に成り立つ制度である。その意味から、いったん周辺住民に被害が及ぶような事故が生じた場合（規則第 25 条第 3 号ア）又は環境に係る管理体制への信頼を失わせるような事故が生じた場合（規則第 25 条第 3 号イ）には、たとえその後当該事業所の管理体制が抜本的に改められ他の認定基準には合致するようになった場合であっても、事故が発生した日から 3 年間は環境管理事業所として認定しないことが適当であると判断した。

- d 公害を除去するための措置が特に必要な事業所であると認められないこと。

現に公害が発生しており、「公害を除去するための措置が特に必要」である事業所を環境管理事業所として認定すべきでないことは当然である。ここで「公害を除去するための措置が特に必要な指定事業所」とは、単に公害が生じていることではなく、その公害を除去するための具体的な措置を行政が求めるべき状況にある場合をいう。具体的には、文書指示、文書勧告等の指導や改善命令等の措置がとられていることなどがこれに当たる。

なお、第 24 条の規定により、環境管理事業所がこの基準に合致しなくなった場合には認定の取消し事由になることから、万一、環境管理事業所において現に公害が発生し行政による措置命令等の措置がとられた場合には、審査登録機関による登録の取消し又は停止の措置がとられる前であっても、この基準により認定の取消しを行うことができる。

(イ) 認定申請の手続等

第 18 条の認定は、指定事業所が環境管理・監査を行っていることを市長が確認する行政行為である。認定は事業者からの申請により行う。提出書類及び記載事項は第 18 条第 2 項並びに規則第 26 条及び第 27 条で規定している。

提出を要する事項のうち「指定作業及び指定作業を行うために事業所に配置される施設の概要」(第 18 条第 2 項第 5 号)については、事業所にどのような指定施設が設置されているかを把握しておくため、指定作業・指定施設等の一覧表の提出で足りる。

認定の有効期間は 3 年の範囲内で市長が定める期間(第 18 条第 3 項)とする。審査登録機関による登録は 3 年の有効期限を設けて登録されることに合わせたものである。従って、「市長が定める期間」は市長の任意によるものではなく、申請書類により審査登録機関による登録の有効期限を確認し、その期間に合わせる。

ウ 欠格事項(第 19 条関係)

第 19 条は欠格条項であり、認定を受けることができない事業者を定めている。

環境管理事業所の制度は、事業所を設置する事業者への社会的信頼をベースに一種の特典を付与する制度であることから、この条例又はこの条例が対象範囲とする環境保全上の支障の防止に係る法令への違反により刑を受けた者は、そもそも環境管理事業所としての認定を受ける資格がない。

なお、第 18 条の認定の申請には、第 19 条各号に該当しない旨の誓約書(第 17 号様式の 2)を添付する必要がある。

エ 環境管理事業所の公表(第 20 条関係)

環境管理事業所の公表は、環境に関して自主的な取組を行っている事業所を市民に公表する趣旨で設けた制度である。事業者にとっては、環境への取組を市民にアピールする機会であり、市民にとっては、環境管理事業所の環境への取組を知ることができる制度である。

なお、環境管理事業所の公表は、所管部署に第 20 条各号に掲げる事項を記載した書面の備え置き、又はインターネットの利用その他適切な方法により行う(規則第 29 条)。

オ 環境管理事業所に係る変更の届出(第 21 条関係)

環境管理事業所の認定の申請書に記載した項目に変更がある場合は、事後届出を要する。第 18 条第 2 項各号に定める項目のうち第 1 号及び第 2 号は指定事業所に係る変更の届出として届出がなされる(第 10 条)ことから、第 21 条第 1 項は、第 18 条第 2 項第 3 号から第 6 号までの変更について届出を行うことを規定している。

なお、第 18 条第 2 項第 5 号の変更のうち、指定施設を設置する場合には、第 8 条(変更の許可)若しくは第 10 条(変更の届出)も適用される。

カ 環境管理事業所の表示板の掲示(第 22 条関係)

環境管理事業所は、環境管理事業所である旨の表示板を設置することができる。

キ 認定の失効(第 23 条関係)

第 23 条では認定の効力を失わせる事由を掲げている。第 23 条各号の事由が生じた場合は即時に認定の効力が失効するものであり、手続又は処分を要するものではない。

なお、認定の有効期間が満了したときは認定の効力は失効するので、有効期間満了後も引き続き環境管理事業所の認定を継続したい事業者は、有効期間の満了前に再度の認定を受ける必要が

ある。

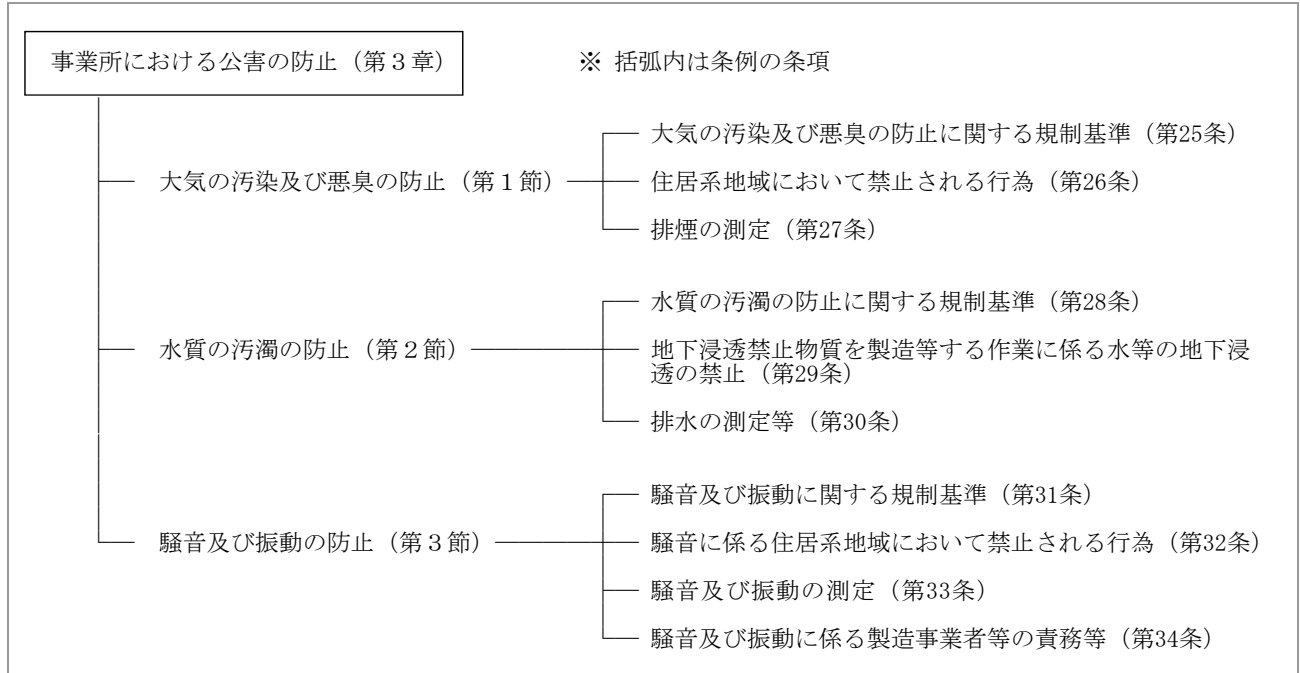
ク 認定の取消（第 24 条関係）

第 24 条各号に該当する場合は取消するものと規定している。この取消は不利益処分であり行政手続条例の手続に則って実施する必要がある。

3 第3章「事業所における公害の防止」について

事業所における公害の防止に関する規定で、3節10条で構成される。典型7公害のうち、大気汚染、悪臭、水質汚濁、騒音及び振動について、規制基準及び禁止行為を規定している。

なお、典型7公害のうち、土壌汚染と地盤沈下については、第7章に規定している。



(1) 大気汚染及び悪臭の防止 (第1節関係)

ア 大気汚染及び悪臭の防止に関する規制基準 (第25条関係)

(ア) 規制基準の設定 (規則第31条関係)

大気汚染及び悪臭の防止に関する規制基準として規定する事項を条例で明らかにする趣旨で、規制基準の項目を明示している。

規制基準については、県条例をもとに、本市がこれまで独自に定めた以下の各要綱の指導水準を維持して条例に盛り込んでいる。

- ・横浜市硫黄酸化物及びばいじん対策指導要綱 (昭和50年4月施行)
- ・横浜市窒素酸化物対策指導要綱 (昭和52年8月施行)
- ・横浜市炭化水素系物質対策指導要綱 (昭和57年11月施行)
- ・横浜市焼却炉に関するばい煙・ダイオキシン類対策指導要綱 (平成9年4月施行)
- ・悪臭対策の暫定指導基準 (昭和57年4月施行)

(イ) 硫黄酸化物 (規則別表第2関係)

二氧化硫黄の環境濃度は、昭和50年代の後半からはほぼ横ばいで推移し、環境基準を満足している。この環境濃度の水準を維持するため、硫黄酸化物の規制基準は、事業所が排出することができる硫黄酸化物の量の許容限度として定めている。ただし、硫黄酸化物にあっては、(ロ)で述べる粒子状物質の規制基準 (規則別表第8) と密接な関係があるので、両者の基準を満足することが必要となる。

(ウ) 窒素酸化物 (規則別表第3関係)

要綱及び条例による窒素酸化物の削減の取組によって、平成17年から環境基準を満足している。この環境濃度の水準を維持するため、排煙発生施設のうちで市内に数多く設置されている施設であるボイラー及び冷温水発生機、並びに窒素酸化物の排出濃度が比較的高い施設であるガスタービン、ディーゼルエンジン及びガスエンジンについて施設ごとの排出量規制基準を定めている。施設ごとの規制基準は、施設の設置時期及び規模の区分ごとに設定されている。

ここで規定する排出量規制基準は施設ごとに規制されるものであるが、事業所に設置されている全てのばい煙発生施設については、(ロ)で述べる粒子状物質の規制基準 (規則別表第8) が

適用されるので、両者の基準を満足することが必要となる。

窒素酸化物の量の許容限度（ Q_i ）は、規模別、設置年月日別に定めた係数（ C_i ）に、定格能力で運転する場合の乾き排出ガス量（ V_i ）を酸素濃度換算（ボイラー、ガスエンジンにあっては0%、ガスタービンにあっては16%、ディーゼルエンジンにあっては13%とする。）した乾き排出ガス量（ V ）を掛け合わせたもので、 $Q_i = C_i \times 10^{-6} \times V$ である。

一方、施設から実際に排出される窒素酸化物の量（ Q ）は、実測する窒素酸化物濃度（ C_s ）を酸素濃度換算したもの（ C ）に、前述の乾き排出ガス量（ V ）を掛け合わせたもので、つまり、 $Q = C \times 10^{-6} \times V$ である。このため、許容限度との比較は、実測値から算出した排出濃度 C （ppm）を備考2で定める係数である C_i と比較すれば良いこととなる。

ボイラーについて、気体燃料を専焼させる場合の排出量規制基準は、「ガスを専焼させるもの」の欄を適用し、それ以外の場合は全て「ガスを専焼させるもの以外のもの」の欄を適用する。固体燃料を燃焼させるボイラーの排出量規制基準は、令和2年4月1日より定めている。ただし、令和2年4月1日前に設置された施設において、同日前より固体燃料を燃焼させていた場合に限り、排出量規制基準は適用しない。

(イ) 炭化水素系物質（規則別表第4関係）

炭化水素系物質の規制基準は、県条例の内容を継承し、横浜市炭化水素系物質対策指導要綱で定められていた低公害原材料の使用の促進等の項目を加えて定めている。

a 貯蔵施設

規則別表第1の68の項の指定施設である貯蔵施設は、貯蔵物質による限定が付されているが、ここでいう有機溶剤とは、光化学反応性や飲料用、原料用等の使用目的による区別はなく、炭化水素系特定物質に限らず、有機溶剤として使用しうる物質をいい、ベンゼン、飲料用アルコール、アクリロニトリル等も含まれる。

b 出荷施設

規則別表第1の68の項の指定施設である出荷施設から排出する炭化水素系物質の濃度及び除去率の測定は、規則別表第4の1の備考により、水素炎イオン化検出器付ガスクロマトグラフ法その他適切な方法によることとしている。試料の採取及び排出濃度の算出については、県条例を継承している。

c 給油施設

規則別表第1の68の項の指定施設である給油施設に係る設備の基準は、規則別表第4の1により、通気管において蒸気返還方式接続設備を設けること、凝縮式処理設備若しくは吸着式処理設備を設けること又はこれらと同等以上の効果を有する設備を設けることとしている。蒸気返還方式接続設備を設ける場合で、通気管に設置することが困難なものにあっては、計量口部等の適切な場所に備えることも差し支えないこととする。

なお、回収ホースは、給油施設の蒸気返還方式接続設備に含まれるものであり、給油施設に備えなければならない。

d ドライクリーニング施設（規則附則第7項関係）

県条例と同様に、1つの事業所に設置される全施設の1回当たりの洗浄能力の合計が18kg未満である事業所であっても、平成7年2月1日以後に設置された施設（指定施設としてテトラクロロエチレンを用いるものに限っている。）について規制基準を適用する。

e 脱脂洗浄施設

県条例と同様に、脱脂洗浄の用に供する槽の内容積が500L未満の施設であっても、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン及びジクロロメタンを使用する脱脂洗浄施設であり、槽の内容積が100L以上で平成7年2月1日以後に設置された施設については規制基準を適用する。

規則別表第1の64の項の指定施設である脱脂洗浄施設には、金属から油脂を洗い落とす施設の他に、金属やプラスチック等の表面に塗装した塗料、樹脂等のはく離施設、感光性樹脂のエッチング施設を含む。

槽の内容積は、槽の底面から上端までの間の内容積により算定することとする。ただし、

槽の上部に有機溶剤の排出防止装置である凝縮冷却管が設置されている場合は、槽の底面から当該凝縮冷却管の下端までの間の内容積により算定することとする。一の槽が複数の槽に仕切られている場合、及び、複数の槽が構造上・機能上から一の脱脂洗浄施設を構成している場合の内容積の算定は、それぞれの槽の合算の内容積とする。算定の対象となる槽は、「脱脂洗浄の用に供する槽」であり、直接被脱脂洗浄物が出し入れされ脱脂洗浄用を使用される槽以外のものは含まないものであり、例えば、有機溶剤の貯蔵用の貯槽は脱脂洗浄施設に付属していても算定の対象とならない。

(ウ) ばいじんの規制基準(規則別表第5 関係)

ばいじんを発生する施設のうち廃棄物焼却炉については、排出量規制基準及び設備基準並びに排出ガス処理施設の設備基準を定めている。また、廃棄物焼却炉以外の施設については濃度規制基準及び排出ガス処理施設の設備基準を定めている。

さらに、ばい煙発生施設にあつては(コ)で述べる粒子状物質の規制基準(規則別表第8)が適用されるので、両者の基準を満足することが必要となる。

(カ) 廃棄物焼却炉に係る規制基準(規則別表第5の1 関係)

a 廃棄物焼却炉に係る条例規制の趣旨等

廃棄物焼却炉に係る基準については、県条例の規制基準を原則として適用するとともに、大気汚染防止法(昭和43年法律第97号)及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。)との整合性をはかつたうえで、「横浜市焼却炉に関するばい煙・ダイオキシン類対策指導要綱」の内容を盛り込んでいる。

廃棄物焼却炉のばいじん規制は、県条例と同様の方式である排出量規制として規定し、県条例の排出基準と同等のレベルとして設定している。

また、廃棄物焼却炉の設備基準及び排出ガス処理施設の設備基準についても併せて設定し、確実な公害防止対策を求めることとしている。

指定施設とならない小規模な廃棄物焼却炉の設置については、事前の届出制度を第8章で規定している。ただし、これに係る基準は、規則別表第5の1の廃棄物焼却炉に係る排出量規制基準、設備基準及び排出ガス処理施設の設備基準等が適用されることになる。

b 規制対象とする廃棄物焼却炉について

条例で定める「廃棄物焼却炉」とは、一般的に上下四方を鉄板やレンガ等で囲うなど廃棄物を燃やすための燃焼室、必要な燃焼用空気の供給装置、焼却対象物の送り込み口等の構造を備えるとともに、燃焼ガスを排出するための煙突を有している施設をいい、廃棄物焼却炉の概念を広く捉え、規制基準を積極的に適用していくこととする。

廃棄物焼却炉については、その規模の大小にかかわらず生活被害が多いことから、市内に設置される全ての廃棄物焼却炉を規制対象施設にすることとしている。指定施設とならない小規模な廃棄物焼却炉であっても規制基準を遵守する必要がある。

c ばいじんに係る排出量規制基準値について(規則別表第5の1(1) 関係)

廃棄物焼却炉ごとの排出量規制基準値は、廃棄物焼却炉の設置時期及び規模別に、県条例との整合性を確保するように設定している。

ばいじんの量の許容限度は $Q_i = C_i \times V$ である。一方、廃棄物焼却炉から排出されるばいじんの量の計算方法は、実測値から算出した排出ガス中のばいじん濃度(C)と実測値から算出した乾き排出ガス量(V_c)から計算されるばいじんの量($C \times V_c$)に、当該施設を定格能力で運転する場合の乾き排出ガス量(V)を実測値から算出した乾き排出ガス量(V_c)で除して得た値を乗じて得た値($Q = (C \times V_c) \times (V / V_c)$)とした。つまり $Q = C \times V$ となる。このため、許容限度との適合状況は、実測値から算出した排出濃度C(g/m^3N)を備考2で定める係数 C_i と比較すればよく、時間当たりの排出量(g/h)で定めている係数は、事実上は、排出濃度(g/m^3N)と同等である。

ただし、実測値から算出した乾き排出ガス量(V_c)が、定格能力で運転する場合の排出ガス量(V)より大きくなる場合は、 $V / V_c = 1$ すなわち $Q = C \times V_c$ として計算することとする。

d 廃棄物焼却炉の設備基準について（規則別表第5の1(2)ア関係）

廃棄物焼却炉の設備基準は、県条例及び廃棄物処理法との整合性を確保すること、及び横浜市焼却炉に関するばい煙・ダイオキシン類対策指導要綱の指導基準を基本に設定している。

(a) 焼却能力 200 kg/h 以上又は火格子面積 2 m² 以上の場合

設備基準として、一次燃焼室、助燃バーナーを備えた二次燃焼室その他の設備を規定した。

「燃焼室」とは、一次燃焼室及び二次燃焼室などを合わせた燃焼室全体をいう。「二次燃焼室」とは、一次燃焼室において生成した未燃ガスや未燃カーボンに酸素と十分混合し再度高温で完全燃焼（再燃焼）させる室をいい、燃焼ガスが 800 °C 以上の状態を 1 秒間（一次燃焼室と合わせると 2 秒間）以上滞留できる容積・構造のものとする。

なお、都市ごみ焼却炉のように市が設置する多くの大型焼却炉については、一次燃焼室と二次燃焼室との明確な区分のないものもあるが、一般的には、二次空気吹込口から上部の燃焼室が二次燃焼室に当たる。

「助燃バーナーを備えた二次燃焼室」とは、助燃バーナーの機能として燃焼ガス温度を 800 °C 以上に維持できることが必要である。

「通風を調整できる設備」とは、押込送風機や誘引通風機、又は必要に応じてその両方を設置し、ダンパー等により燃焼空気を取り入れるとともに、排出ガスとのバランスをとる装置であり、廃棄物焼却炉の所定の能力を発揮させるために必要なものをいう。

「又はこれらと同等以上の効果を有すると認められる方法を講じた設備」とは、「一次燃焼室、助燃バーナーを備えた二次燃焼室及び通風を調整できる設備」以外のものとして、800 °C 以上の高温燃焼、燃焼ガスの一定時間以上の滞留、未燃ガスと燃焼空気との混合等、炉内での廃棄物の完全燃焼又は完全処理が可能な構造を持つ設備のことをいう。このような特殊な炉形式を有するものとしては、ガス化炉、ロータリーキルン炉、熔融炉、炭化炉などが想定される。これらのものは、炉内で完全燃焼等ができることを証明できる資料により判断することとする。

廃棄物焼却炉の焼却能力の算定は、一般的に、施設の仕様書等の資料を参考に、燃焼室熱負荷が 1,046,512.5 kJ/m³h 程度を目安として、一次燃焼室の容積（単位 m³）と廃棄物の発熱量（単位 kJ/kg）から算定することとする。

「ガス化炉」とは、ガス化燃焼方式による廃棄物焼却炉のことで、「乾留設備」と「ガス燃焼室」とから構成されたものをいう。具体的には、まず乾留設備に一括投入した廃棄物を燃焼空気をほとんど入れない状態で部分燃焼を開始させ、発生した熱により焼却対象物を次々と分解させ、これにより発生した可燃性ガスをガス燃焼室で完全燃焼させるものである。ガス化炉は、乾留設備内でのガス化温度が通常の廃棄物焼却炉における燃焼温度以上には上昇しない（おおむね 400～500 °C 程度まで）ことから、乾留設備は燃焼室の範疇には分類しないこととする。

なお、「半ガス化炉」と呼ばれている方式では、ガス化炉の乾留設備に相当する場所（燃焼室）で一部燃焼が行われているが、焼却対象物で占められていて燃焼ガスの滞留空間が極端に少ないため、この乾留設備に相当する部分も燃焼ガスの滞留時間の計算には加味しないこととする。

「ガス化炉」など廃棄物を炉内に一括投入し、ガス化や燃焼を行うタイプの廃棄物焼却炉の設備基準としては、燃焼ガスが 800 °C 以上で 2 秒間以上滞留できる容積・構造の燃焼室を基本とする。このような炉の施設の焼却能力の算定は、投入した廃棄物量を燃焼開始から燃焼温度として 800 °C を保持できなくなる時点までの時間（なお、炉内の廃棄物が灰の状態になるまでバーナーを使用して 800 °C を保持しなければならないものである。）で割った値とする。

「炭化炉」とは、廃棄物を無酸素状態で間接加熱し可燃ガスを発生させ、その発生した可燃ガスを燃料として再度間接加熱に利用する構造の設備をいう。

適切な燃焼管理を行うため、「炉内温度計、集じん装置入口温度計、酸素濃度計及び一酸化炭素濃度計並びにそれらの記録装置を設置すること」とし、記録装置は、チャート紙等に測定結果を記録できるものとする。設置場所は、炉内温度計は二次燃焼室の出口部、酸素濃度計と一酸化炭素濃度計は煙突に設置することを原則とする。ただし、煙突の手前で白煙防止などを目的に加熱空気を混入する場合は、この手前で測定することとする。

また、「空気取入口及び煙突の先端以外に焼却設備内と外気が接することなくごみを焼却できるものであること」、「外気と遮断された状態で、定量ずつ連続的にごみを燃焼室に投入することができる供給装置が設けられていること」とした。

「投入する焼却物の重量を検量する装置及びその記録装置」とは、燃焼管理を適切におこなうために焼却炉に投入した焼却物の重量を常に管理しながら焼却を行うための装置とし、その記録装置を設置することとした。

- (b) 小型焼却炉（焼却能力 200 kg/h 未満で、かつ、火格子面積が 2 m² 未満の焼却炉をいう。以下同じ。）の場合

小型焼却炉の設備基準は、焼却能力 200 kg/h 以上又は火格子面積 2 m² 以上の廃棄物焼却炉の場合と概ね同等としている。小型焼却炉には、規則別表第 1 の 51 の項に定める廃棄物焼却炉の規模未満（焼却能力 50 kg/h 未満など）の指定施設とならない小規模な廃棄物焼却炉も含まれる。

二次燃焼室は、燃焼ガスが 800 °C 以上で 0.5 秒間（一次燃焼室と合わせると 1 秒間）以上滞留できる容積・構造のものとする。ガス化炉など廃棄物を炉内に一括投入しガス化や燃焼を行うタイプの廃棄物焼却炉の場合は、燃焼ガスが 800 °C 以上で 1 秒間以上滞留できる容積・構造の燃焼室を基本とする。

「集じん装置入口温度計、酸素濃度計及び一酸化炭素濃度計」は、プラスチック類を含むごみを焼却する施設に規定している。

- e 排出ガス処理施設の設備基準について（規則別表第 5 の 1 (2) イ関係）

排出ガス処理施設については、排出ガスの全量を処理できる構造のものとする。

「排出ガス冷却装置」とは、集じん装置に流入する排出ガス温度を十分に冷却できる冷却装置のことをいう。

- f 廃棄物焼却炉の運転管理について

廃棄物焼却炉を適正に運転し、起動及び停止の作業を含めて運転中に発生する黒煙や悪臭その他の有害な物質を可能な限り減少するために、施設の運転管理に当たっては、次に掲げる項目に従い適正な焼却を行うことが望ましい。

- (a) 焼却物の投入量を把握し、外気と遮断された状態で定量ずつ連続的に投入を行うこと（ガス化燃焼方式その他の構造上やむを得ないと認められる焼却設備の場合を除く。）。
- (b) 連続式の廃棄物焼却炉にあつては、焼却物の投入量及び燃焼空気量の自動制御を行うこと。
- (c) 二次燃焼室で 800 °C 以上に昇温した後に焼却物を投入、あるいは焼却物に着火すること（都市ごみ焼却炉を除く。）。
- (d) 炉内温度、集じん装置入口温度、酸素濃度及び一酸化炭素濃度を連続的に測定し、及びその結果を記録し 3 年間保存すること（集じん装置入口温度、酸素濃度及び一酸化炭素濃度の測定及び記録については、プラスチック類を含むごみを焼却する施設及び 1 時間あたりの焼却能力が 200 kg 以上（200 kg 未満であつて、火格子面積が 2 m² 以上のものを含む。）の施設に限る。）。
- (e) 焼却を停止するときは、焼却物が完全に燃焼するまで二次燃焼室を高温に保ち、排出ガス処理施設を停止することなく適正に管理すること。
- (f) 排出ガス処理施設に異常があれば速やかに焼却を停止すること。
- (g) 焼却中は常時運転管理者を置くこと。
- (h) 運転マニュアルを作成しこれに基づいて運転し、運転状況の記録を 3 年間保存すること。
- (キ) 廃棄物焼却炉以外の施設に係る排出ガス処理施設の設備基準（規則別表第 5 の 3 関係）

排出ガス処理施設の設備基準は、施設の種類ごとに設定している。

「ボイラー（石炭を専焼させるものに限る。）」の欄を適用する施設は、石炭以外の燃料を石炭に対し5重量%以下の割合で混焼させるものを含む。ただし、石炭以外の燃料のうち、天然ガスや水素ガス等の良質なガスは混焼率の算定に含めない。

「固体燃料を含有する液体燃料」とは、油等の液体燃料と粉体あるいは粒状等の固体を混合させた液状の燃料のことをいい、これを燃焼させるボイラーの排出ガス処理施設の設備基準は、「ボイラー（固体燃料を燃焼させるものに限る、3の項に掲げるものを除く。）」の欄を適用する。

ディーゼルエンジンについては、令和2年4月1日より排出ガス処理施設の設備基準を定めている。この基準は、令和2年4月1日前に設置された施設については適用しない。ただし、同日前より非常用として用いていた施設の用途を変更して常用として用いる場合や同日以後に燃料の種類を変更する場合は適用する。

(ク) 排煙指定物質の規制基準（規則別表第6関係）

事業所から排出される排煙指定物質（10種類）について、排出濃度基準を定めている。廃棄物焼却炉から発生する塩化水素については、(コ)で述べる粒子状物質の規制基準（規則別表第8）も適用される施設がある。

(ケ) ダイオキシンの規制基準（規則別表第7関係）

ダイオキシン類の規制については、横浜市焼却炉に関するばい煙・ダイオキシン類対策指導要綱で従前から指導していたが、条例の施行に当たっては、ダイオキシン類対策特別措置法（平成11年法律第105号）及び横浜市焼却炉に関するばい煙・ダイオキシン類対策指導要綱との整合を図り、対象施設と規模要件を整理し、排出基準を定めている。

(コ) 粒子状物質の規制基準（規則別表第8関係）

第2条第12号キに規定する「規則で定めるもの」は、規則第5条の規定により粒子状物質とし、一次粒子としてのばいじん、並びに、二次生成粒子の原因物質としてのガス状物質（硫黄酸化物、窒素酸化物及び塩化水素）から生成される粒子状の物質の総体として定めている。

a 趣旨と背景

浮遊粒子状物質とは、大気中に浮遊している粒径が10 μm (0.01 mm) 以下の微小な粒子をいい、粒径が小さいものほど大気中に比較的長く滞留する傾向がある。この微小な粒子は、呼吸器を中心に人の健康に影響を及ぼす可能性が指摘されていることから、その対策が重要な課題になっている。

浮遊粒子状物質による大気汚染は、その発生及び生成のメカニズムが複雑かつ多岐に及ぶため、有効な対策の推進が困難であったが、本市においては、早期に、神奈川県及び川崎市と共同で浮遊粒子状物質による大気汚染の解析に取り組んできた。また、国においてもそのメカニズムの解析が進められ、発生源の排出実態の把握や汚染機構に関するシミュレーションモデルの開発がなされるなど、浮遊粒子状物質についての定量的な把握が可能となってきた。

平成13年4月に、横浜市環境審議会から条例の策定にあたり、今後の浮遊粒子状物質対策の推進の方向性についても示され、従来から本市が推進してきた各種の大気汚染物質に対する指導要綱の内容を堅持するよう答申された。これに沿い、ばいじん及び二次生成粒子をあわせた粒子状物質対策の推進のために、平成15年4月に、新たに粒子状物質の規制基準を定めた。

b 規制基準について

条例では、粒子状物質を構成する物質、又はその原因となる物質として挙げられているばいじん、硫黄酸化物、窒素酸化物及び塩化水素の4物質を包括して総量削減する規制方式を新たに採用し、事業所において排出することができる粒子状物質の量を、次の基準式で表すこととしている。

$$\text{粒子状物質} = A (a \times \text{ばいじん} + b \times \text{窒素酸化物} + c \times \text{硫黄酸化物} + d \times \text{塩化水素})^B$$

この式中で、A、B、a、b、c及びdの係数は、それぞれ、A=1、B=1、a=1、

b = 0.114、c = 0.213 及び d = 0.915 と設定している。すなわち、事業所において排出することができる粒子状物質の量の許容限度の基準式は、

$$Q_{PM} = Q_D + 0.114Q_N + 0.213Q_S + 0.915Q_H$$

となる。ここで、 Q_D 、 Q_N 、 Q_S 及び Q_H はそれぞれ事業所から排出することができるばいじん、窒素酸化物、硫黄酸化物及び塩化水素の量である。

この規制基準が適用される施設は、事業所に設置されているばい煙発生施設である。粒子状物質の規制基準を満足するためには、事業所から排出される粒子状物質の量が、許容限度 Q_{PM} 以下であるとともに、事業所から排出されるばいじん、窒素酸化物、硫黄酸化物及び塩化水素の量が、それぞれ基準式中の粒子状物質を構成する物質ごとに計算される Q_D 、 Q_N 、 Q_S 及び Q_H をそれぞれ下回る必要がある。

なお、大気汚染防止法第 17 条の 2 に規定されたとおり、事業者は、ばい煙の排出基準を遵守するだけでなく、自主的に排出状況を把握するとともにその排出を抑制することが求められている。

また、ばい煙発生施設を設置する場合は、第 39 条に基づく環境への負荷の低減に関する指針（平成 15 年横浜市告示第 89 号）に従い、特別な事情がない限り、良質な気体燃料を選択しなければならない。ただし、脱温暖化社会に向けた再生可能エネルギーの普及拡大という社会的要請に対応するため、バイオマス燃料（動植物に由来する有機物であってエネルギー源として利用することができるもの（原油、石油ガス、可燃性天然ガス及び石炭並びにこれらから製造される製品を除く。））は使用できるものとする。なお、バイオマス燃料を使用するに当たっては、良好な大気環境を確保するため、施設の規模にかかわらず有害な物質の排出量を低減させる脱硝装置や脱硫装置、バグフィルター等の適切な公害防止設備の設置が必要となる。併せて、周辺環境にも十分配慮する必要がある。

粒子状物質の規制基準等に関して、ばい煙発生施設の届出等を行う場合、粒子状物質の排出量明細書（細則第 1 号様式その 5）の記載及びその資料等について留意する主な事項は次のとおりである。

●届出等に伴う資料

設置（変更）の概要の説明書、生産工程図（フローシート）、案内図、事業所の敷地内における建物の配置図（ばい煙発生施設、煙突等を明記）、ばい煙発生施設の配置図、平面図、立面図、構造図、カタログ、仕様書（燃料の燃焼能力、伝熱面積等を明記）、燃料の配管図（燃料流量計の位置を明記）、煙道図（測定口の位置、形状、測定口の設置位置の煙道の内径を明記）、煙突の構造図（高さ、排出口内径を明記）、ばい煙に関する計算書、窒素酸化物などの大気汚染物質に関する保証書（ばい煙処理施設がある場合は、その配置図、平面図、立面図、構造図、ばい煙処理系統図、カタログ、仕様書、処理方法・性能の説明書）その他必要に応じて説明書等を添付すること。

●測定口の設置に当たっての注意

測定口は、施設ごとに排出ガスの測定を行うことができるようにするため、ばい煙発生施設ごとに設置すること。また、設置に当たっては、煙道の曲がり角を避け、ばい煙濃度計やダンパーの直後など測定に影響を受けるところは避け、排出ガスの流れが均一になるような場所を選定し、内径 100 mm 程度のフランジ止めのものとする。なお、高所に設置する場合には、必ず、足場を設け、周辺には作業用の空間を確保すること（詳細は規格 Z 8808 を参照）。

●燃料流量計の設置に当たっての注意

燃料流量計は、排煙の測定を行うに当たって、施設の稼働状況を適切に把握できるようにするため、ばい煙発生施設ごとに設置すること。

●許可申請・届出に当たっての数字の取扱い

粒子状物質の規制基準の窒素酸化物に係る数字の取扱いの例を示す。

項目	表示方法
Q_{N1} （窒素酸化物の排出量の許容限度）	小数点以下 3 桁
W_{N1} （重油換算燃焼能力×係数）の計（kL/h）	（小数点以下 4 桁目を切り捨て）
窒素酸化物の排出量	小数点以下 3 桁 （小数点以下 4 桁目を切り上げ）
窒素酸化物濃度	整数
乾き排出ガス量	（小数点以下 1 桁目を切り上げ）

注1 施設ごとの W_{N1} の数値（単位 L/h）は、小数点以下 1 桁表示（小数点以下 2 桁目を切り捨て）とする。

注2 酸素濃度は、原則として、標準酸素濃度を記載する。

●各種燃料の乾き排出ガス係数

①気体燃料

燃料種類	残存酸素濃度 0%における乾き排出ガス係数 (Gd_0) (m^3N/m^3N)	高位発熱量 (1 kcal = 4.18605 kJ)	
		(Hh) (kcal/ m^3N)	(kJ/ m^3N)
都市ガス (13A)	9.62	10,750	45,000
LPG	21.81	24,320	101,805
ブタンガス	28.45	32,010	133,995

※ 都市ガス (13A) の残存酸素濃度 0%における湿り排出ガス係数は 11.79 とする。

②液体燃料

燃料種類	残存酸素濃度 0%における乾き排出ガス係数 (Gd_0) (m^3N/L)	高位発熱量 (1 kcal = 4.18605 kJ)	
		(Hh) (kcal/L)	(kJ/L)
重油 (LSA 相当)	9.0	9,450	39,558.1725
1号灯油 (白灯油)	8.5		

※ 上記以外の燃料は、燃料の成分から発熱量、排出ガス量などを算出する。

●乾き排出ガス量 (Gd) の算出方法

$$Gd (m^3N/h) = \text{燃料の燃焼能力 (L/h, } m^3N/h, \text{ kg/h)} \times \{21 / (21 - 0n)\} \times Gd_0$$

0n: 標準酸素濃度 (ボイラー (ガス専焼) : 5、ガスタービン : 16 など)

● W_{N1} の算出方法 (重油換算燃焼能力×係数)

①気体燃料

$$W_{N1} (kL/h) = \text{燃料の燃焼能力 (} m^3N/h) \times (\text{燃料の発熱量(Hh)} / 9450) \times 10^{-3} \times \text{係数}$$

②液体燃料

$$W_{N1} (kL/h) = \text{燃料の燃焼能力 (L/h)} \times 10^{-3} \times \text{係数}$$

ここでは典型的な事項について記載したので、詳細等については事前に担当課に規制基準等について確認すること。

(#) 粉じんの規制基準 (規則別表第 9 関係)

事業者が遵守すべき基準を定めている。

(シ) 悪臭の規制基準 (規則別表第 10 関係)

事業者が遵守すべき基準として県条例と同様な内容の規制基準を設定している。

なお、悪臭に関する評価方法を定め、基準の適合状況を確認することとしている。ただし、

飲食店のおいのように、技術的解決策がないなどの理由により、悪臭として規制することになじまないものについては、別途、第 39 条に基づく環境への負荷の低減に関する指針(飲食店等がにおいに関して配慮すべき事項)を定めている。

イ 住居系地域において禁止される行為(第 26 条関係)

悪臭による公害は、住居系地域において問題を生ずることの多い公害の一つであるが、一般的な事業所の立地状況、施設、設備の状態、公害防止技術の現状等からみたととき、住居系地域においてある種の行為を行うことは、ほとんど必然的に悪臭公害に連なるとみるべき場合が少なくないことから、これを有効に防止するにはあらかじめ当該行為を禁止しておく以外にはないとの理由により規定したものである。

なお、具体的な対象行為は、県条例を参考に、規則第 32 条において指定している。

平成 24 年 10 月の改正によって、不飽和ポリエステル樹脂の塗布の作業については届出制度を廃止し、住居系地域において禁止される行為に指定することで、当該行為に伴って発生する悪臭が生活環境に及ぼす問題の未然防止を図ることとした。

なお、規則第 32 条第 3 号の「不飽和ポリエステル樹脂の塗布の作業」は、改正前に届出対象としていたガラス繊維強化プラスチック(別名 FRP)製品の製造の作業に係るもののみを指すものとして取扱う。

また、規則の施行の際、現に住居系地域において当該作業を行っている者については、条例第 26 条第 3 項の規定により、禁止規定の適用は猶予されている。

ウ 排煙の測定(第 27 条関係)

第 27 条の規定は、排煙を大気に排出する一定の事業者について排煙量及び排煙濃度の測定、記録義務を課することを規定している。これは、第 25 条第 1 項の排煙の規制基準の自主的な遵守を確保するために定めたものである。

排煙の測定に関しては、規則第 33 条に定めたとおりで、第 1 項には測定義務の課せられる事業者の範囲が、第 2 項では測定の方法と頻度が、第 3 項においては記録の方法等をそれぞれ規定している。

(ア) 測定の方法及び頻度(規則第 33 条第 2 項関係)

a 硫黄酸化物

排煙発生施設における硫黄酸化物の測定は 2 か月に 1 回以上行う必要がある。ただし、燃料の燃焼に伴う硫黄酸化物の排出量の測定にあつては、燃料の使用量と硫黄含有率から算出することができる。

b 窒素酸化物

排煙発生施設における窒素酸化物の測定は、排出ガス量が 40,000 m³/h 未満の排煙発生施設では、6 か月に 1 回以上、排出ガス量が 40,000 m³/h 以上の排煙発生施設では、排出ガスを 2 か月に 1 回以上測定し、窒素酸化物濃度を常時測定する必要がある。ただし、燃料電池用改質器など規則第 33 条第 2 項第 2 号ウに定める施設にあつては、5 年に 1 回以上の測定となる。

c 炭化水素系物質

(a) 炭化水素系物質を出荷施設(別表第 1 の 68 の項に掲げるものに限る。)から排出する指定事業所の事業者は、当該炭化水素系物質の濃度又は除去率を年 2 回以上測定する必要がある。

(b) 炭化水素系特定物質を排出する指定事業所の事業者で、資本金の額又は出資の総額が 50,000,000 円を超える、又は常時使用する従業員の数が 300 人を超える事業者は年 2 回以上測定する必要がある。

d ばいじん

廃棄物焼却炉にあつては、焼却能力が 4 t/h 以上のものは 2 か月に 1 回以上、焼却能力が 4 t/h 未満のものは 6 か月に 1 回以上測定する必要がある。

また、廃棄物焼却炉以外の排煙発生施設は、排出ガス量が 40,000 m³/h 以上のものは 2 か月に 1 回以上、排出ガス量が 40,000 m³/h 未満のものは 6 か月に 1 回以上測定する必要がある。

る。ただし、燃料電池用改質器など規則第 33 条第 2 項第 4 号イ(ウ)に定める施設にあっては、5 年に 1 回以上の測定となる。

e 排煙指定物質

排煙指定物質を排出する指定事業所の事業者で、資本金の額又は出資の総額が 50,000,000 円を超える、又は常時使用する従業員の数が 300 人を超える事業者は年 2 回以上測定する必要がある。

f ダイオキシン類

年 1 回以上測定する必要がある。

以上の a から f の排煙の測定に当たっては、施設ごとに煙道又は煙突に測定口を設置し、排出ガスの流速など必要な項目を把握する必要がある。また、これと併せて、施設の稼働状況の把握のために、施設ごとに燃料流量計を設置しなければならない。

(イ) 記録の保存（規則第 33 条第 3 項関係）

測定した結果は 3 年間（5 年に 1 回以上測定する施設にあっては、5 年間）保存しておかなければならない。

本市が報告を求めた場合には、この結果の中から必要な事項を記載し提出することになる。また、「横浜市窒素酸化物対策指導要綱」の継承として燃料の重油換算燃焼能力が 1 時間あたり 1 kL 以上又は窒素酸化物の最大排出量が 1 m³N/h 以上の排煙発生施設では、常時測定器により測定を行いその結果をテレメータシステムで送信する必要がある。具体的には、排出ガス中の窒素酸化物濃度、硫黄酸化物濃度及び酸素濃度等を常時測定し、燃料使用量及び焼却量等と併せて横浜市大気テレメータシステムに接続することになる。ただし、年間稼働時間が 720 時間未満の施設、骨材乾燥炉及び廃棄物焼却炉（バッチ式のもの及び焼却能力が 1 時間あたり 2,000 kg 未満の連続式のものに限る。）を除く。

(2) 水質の汚濁の防止(第 2 節関係)

ア 水質の汚濁の防止に関する規制基準（第 28 条関係）

水質の汚濁の防止に関する基準としては、規則第 34 条において公共用水域に排出される排水の基準を設定しているが、規制基準の内容については基本的に県条例の規制基準を踏襲するものである。規制基準は、指定事業所、指定外事業所を問わず、全ての事業所に適用される。

(ア) 公共用水域に排出される排水の規制基準(1)（規則別表第 11）

公共用水域の水質を保全するため、事業所の排水の排水指定物質については規則別表第 11 に掲げてあるとおりであるが、ダイオキシン類対策特別措置法が施行されたため、同法の趣旨を踏まえ、条例では排水指定物質にダイオキシン類を追加している。基準の適用については、以下のとおりである。

ダイオキシン類対策特別措置法の大気基準適用施設が設置される事業所の排水及び大気基準適用施設が設置される事業所から排出される下水（下水道法第 2 条第 1 号に規定する「下水」をいう。以下同じ。）を処理する終末処理場（下水道法第 2 条第 6 号に規定する「終末処理場」をいう。以下同じ。）の排水にダイオキシン類の規制基準を適用する。

なお、条例施行以前に大気基準適用施設が設置されている事業所（建設工事中のものを含む。）の排水及び条例施行以前に大気基準適用施設が設置される事業所から排出される下水を処理する終末処理場（ダイオキシン類対策特別措置法に規定する下水道終末処理施設を設置する水質基準適用事業場は除く。）の排水には、当分の間規制基準は適用しない。ただし、前記事業所で条例施行後、当該施設を新たに設置した場合は、規制基準が適用される。

排水の希釈の抑制については、当然の規定であるため、条文では規定しないこととしている。

(イ) 公共用水域に排出される排水の規制基準(2)（規則別表第 12）

生活環境項目として規則別表第 12 に掲げたとおり、事業所の排水の生物化学的酸素要求量、化学的酸素要求量、浮遊物質質量その他の水の汚染状態を示す項目について規制基準を定めている。

また、規則別表第 12 の 1 (1)備考 1 (2)に定める業に属する事業所のうち 1 日あたりの排水

の量が 50 m³未満の事業所については、現在の排水処理技術の向上等により規則別表第 12 の 1 (1)に規定する規制基準を適用することが可能であることから、平成 10 年 4 月 1 日以降に設置している 1 日当たりの排水の量が 20 m³以上の事業所について同基準を適用することとしている。サービス業のうち旅館業についても、1 日あたりの排水の量が 20 m³以上の事業所に旅館業に係る規制基準を適用することとしている。

し尿その他生活系に起因する下水とは、家庭から排出されるし尿及び雑排水と性状的に類似する集合住宅、事務所、学校等の下水をいうが、し尿その他生活系に起因する下水のみを排出する事業所であって処理対象人員が 500 人以下のし尿浄化槽を設置している事業所が、新たに 501 人以上のし尿浄化槽を設置する場合には、当該事業所の規制基準は処理対象人員が 501 人以上のし尿浄化槽を設置する場合の新設以外の基準となる。

なお、規制基準は畜舎に係る排水については、適用しない。

イ 地下浸透禁止物質を製造等する作業に係る水等の地下浸透の禁止（第 29 条関係）

(ア) 地下浸透の禁止の趣旨

地下浸透禁止物質を製造等する作業に係る水等の地下浸透の禁止については、県条例の規定を踏襲したもので、規制の趣旨、施行方法、規制対象、命令規定等同様の考え方である。

地下浸透禁止物質を含む水又はその他の液体が公共用水域に排出される場合と比べて地下に浸透する場合は、土壤汚染、地下水汚染に関係するケースが多く、その汚染は排出者が気づかずに長期にわたる場合がある。このような汚染を未然に防止するため、事業者に対し地下浸透禁止物質を製造し、使用し、処理し、若しくは保管する作業について事前の指導を行い、地下浸透禁止物質の地下浸透防止を目的とするものである。

(イ) 「地下浸透禁止物質を製造し、使用し、処理し、若しくは保管する作業」について

「地下浸透禁止物質を製造し、使用し、処理し、若しくは保管する作業」とは、地下浸透禁止物質を扱っている全ての工程、作業をいう。ただし、容器、包装等により適正に密封された地下浸透禁止物質を含む製品を販売目的として陳列等する作業（例えば、ホームセンターなどで販売する塗料、接着剤、ハンダ等）及び流通の過程でたまたま一時的に保管する場合（例えば、一般の物流倉庫）はこれに該当しない。

(ウ) 地下水浄化対策としての地下水の地中還元について

汚染された地下水を揚水し、水質汚濁防止法施行規則（昭和 46 年総理府・通産省令第 2 号）第 6 条の 2 に定める有害物質を含むものとして検出要件に該当しないまでに浄化したものを、地下水量の保全を図る目的で、再び地中に還元する行為については、本条で禁止している地下浸透には当たらない。

(エ) 地下浸透禁止物質を製造等する作業に係る施設の構造基準

第 29 条第 1 項で地下浸透禁止物質を含む排水を地下浸透することを禁止しているが、非意図的に地下浸透することが予想できる場合、それを放置することは環境保全上問題がある。そこで、同条第 2 項で地下浸透禁止物質を製造等する作業に係る施設の構造基準を定めたものである。

なお、この構造基準は、条例が施行されたときにすでに設置されている事業所（建設工事中のものを含む。）については適用しない。ただし、既存の施設を更新する場合及び移設する場合を含めて施設を新たに設置する場合にあっては、地下浸透対策を講じるものとする。

ウ 排水の測定等（第 30 条関係）

第 30 条は、排水を生ずる事業者のうち、排水量が規則で定める量以上である事業者は、排水の汚染状態及び量の測定、その結果の記録、及び保存を規定している。

排水の測定義務は、規則第 37 条第 1 項に定める 1 日当たりの平均的な排水量が、300 m³以上の事業者としている。第 2 項ではその測定の方法及び測定頻度を定めており、「その他実情に応じた方法」とは、排水の量の測定を量水計以外の方法例えば、水道水の使用量で把握する方法で測定方法に代えることを可能としている。

測定項目については、当該事業所の排水に係る別表第 11 及び別表第 12 の項目の全てを測定するものではなく、当該排水に係る事業所の工程からみて排水に含まれない又は含まれるおそれの

ない項目に関しては測定する必要はない。

規則第 37 条第 3 項は、事業所の業態により第 2 項の方法に代わる方法として市長が認めた方法により測定することができるとしたものである。

なお、第 30 条の規定は、1 日当たりの平均的な排水の量が 300 m³ 以上である排水を生ずる事業者に係るものであるが、1 日当たりの平均的な排水の量が 300 m³ 未満である排水を生ずる事業者にあっても、排水の規制基準の遵守を確認するため、自主的な測定が行われるべきものである。

(3) 騒音及び振動の防止（第 3 節関係）

ア 騒音及び振動に関する規制基準（第 31 条関係）

第 31 条は、全ての事業者に対する事業所の敷地境界線における騒音及び振動の防止に関する規制基準の遵守を定めたものであり、規則第 38 条において、騒音の規制基準及び振動の規制基準を設定している。

騒音については、敷地境界線上であれば高さにかかわらず規制基準を適用する。

また、複数の事業所が共同して同一の敷地を利用している場合は、共同で利用する敷地境界線をもって規制基準を適用する。

騒音の規制基準は事業所から発生する騒音を対象にしているが、小中学校や幼稚園などの生徒、児童の声等の自然発生的に生ずる人声及び祭りなど地域の習慣となっている行事から発生するにぎやかな音は、規制の対象になじまない。

また、警報音や車のバックブザー音等は、危険防止の観点から規制基準の適用に当たっては配慮を要する。

イ 騒音に係る住居系地域において禁止される行為（第 32 条関係）

第 32 条の趣旨については、第 26 条（住居系地域において禁止される行為）と同様であり、住居専用地域など住居系地域において、深刻な問題を生ずることの多い騒音による公害に対処するため一定の行為をあらかじめ禁じておくもので、具体的な対象行為としては、規則第 39 条に指定している。

ウ 騒音及び振動の測定（第 33 条関係）

第 33 条は、指定事業所のうち、著しい騒音及び振動を発生する指定施設を新たに設置又は変更した時に、当該事業者が自ら騒音及び振動を測定することにより、公害防止の意識を高めるとともに、当該事業所における騒音及び振動の一層の減少を図ることによって、地域の生活環境を保全するための規定を定めたものである。

なお、規則第 40 条第 1 項に定める地域にある指定事業所については「地域の生活環境を保全する」観点から問題はないと考えられるので、対象から除外している。

また、著しい騒音及び振動を発生する指定施設については規則第 40 条第 2 項に定めたとおりである。

エ 騒音及び振動に係る製造事業者等の責務等（第 34 条関係）

(ア) 製造事業者又は販売者の責務

本来、公害の防止は、施設、機器を使用する事業者がその義務を負うものであるが、第 34 条第 1 項では、公害を生じさせるおそれがあり、かつ多くの場所に設置される施設又は機器からの公害を未然に防止するため、施設等を製造又は販売する者への責務を定めたものである。施設等を製造又は販売する者は一般的には当該施設の公害の発生要因及び公害防止のための技術に熟知していることから、施設等を製造又は販売する者に、公害防止のための措置をとるうえで役立つ表示を行ったり、注意書を添付したりすることにより使用者に注意を促す等の措置をとることを求めている。

対象とする施設又は機器は規則で定めることとし、規則第 41 条で「空気調和機器又は冷凍機であって原動機の定格出力が 7.5 kW 以上」の機器を指定している。

この機器は汎用機器であり、今後、使用者自らが本機器からの公害の防止対策を行うに当たり機器の製造者及び販売者の役割が特に重要であることから、この規定による公害防止の効果を期待するものである。

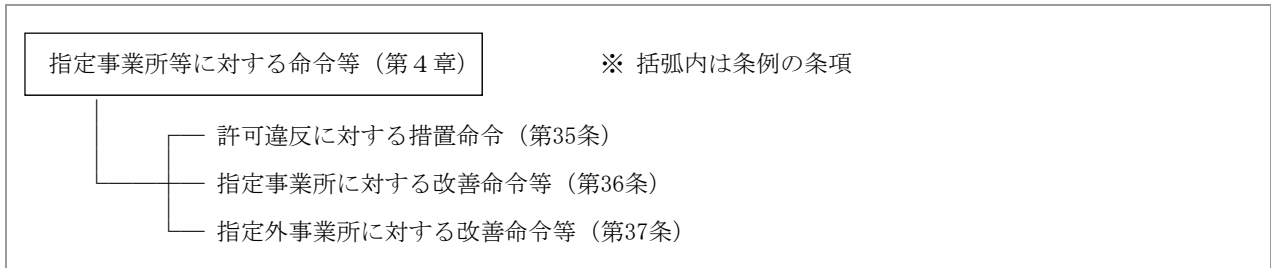
(イ) 建築物等の設計等をする者の責務

第 34 条第 2 項は、建築物等の設計又は建築物等に係る施設若しくは機器の設計又は工事を行う事業者に、委託者に対し公害の防止のため必要な助言をすることを義務づけている。公害を未然に防止するためには、一般に公害の防止のための方法を熟知している建築物等の設計者等に委託者への助言を行わせることが効果的であることから設けたものである。

4 第4章「指定事業所等に対する命令等」について

指定事業所に対する命令で、許可違反に対する措置命令、指定事業所若しくは指定外事業所に対する改善命令等に関する規定であり、3条で構成される。

本規定が適用される場合は、横浜市行政手続条例に基づく弁明等の機会が与えられる。



(1) 許可違反に対する措置命令（第35条関係）

指定事業所の設置又は変更の許可を受けずに、設置又は変更を行った者に対し、市長が、指定事業所に係る事業の全部又は一部の停止、施設の除却等を命ずることができる規定である。

(2) 指定事業所に対する改善命令等（第36条関係）

第36条は規制基準に適合しない指定事業所が操業を続けることによる周辺への生活環境への被害を防止するため、排煙等の処理方法の改善、施設の構造の改善等を命ずることにより、違法な状態を取り除き、環境を保全しようとする趣旨である。

なお、本条は、許可の有無にかかわらず、指定事業所に適用する規定としている。これにより、無許可で設置された指定事業所が規制基準に違反している場合にも、本条に基づく改善命令等を行うことができる。

第1項は、排煙、粉じん、悪臭、排水、騒音又は振動に係る規制基準を遵守していない指定事業所を設置している者に対し、それらの処理方法、施設等の構造若しくは作業の方法の改善等に関する改善命令又は指定事業所に係る事業の停止命令を発令できることを規定している。

第2項は、指定事業所の設置許可に当たって、第5条の規定に基づき、公害の防止上必要な限度において付した条件についても、当該条件に違反している場合は、第1項の改善命令等が準用されることを規定している。

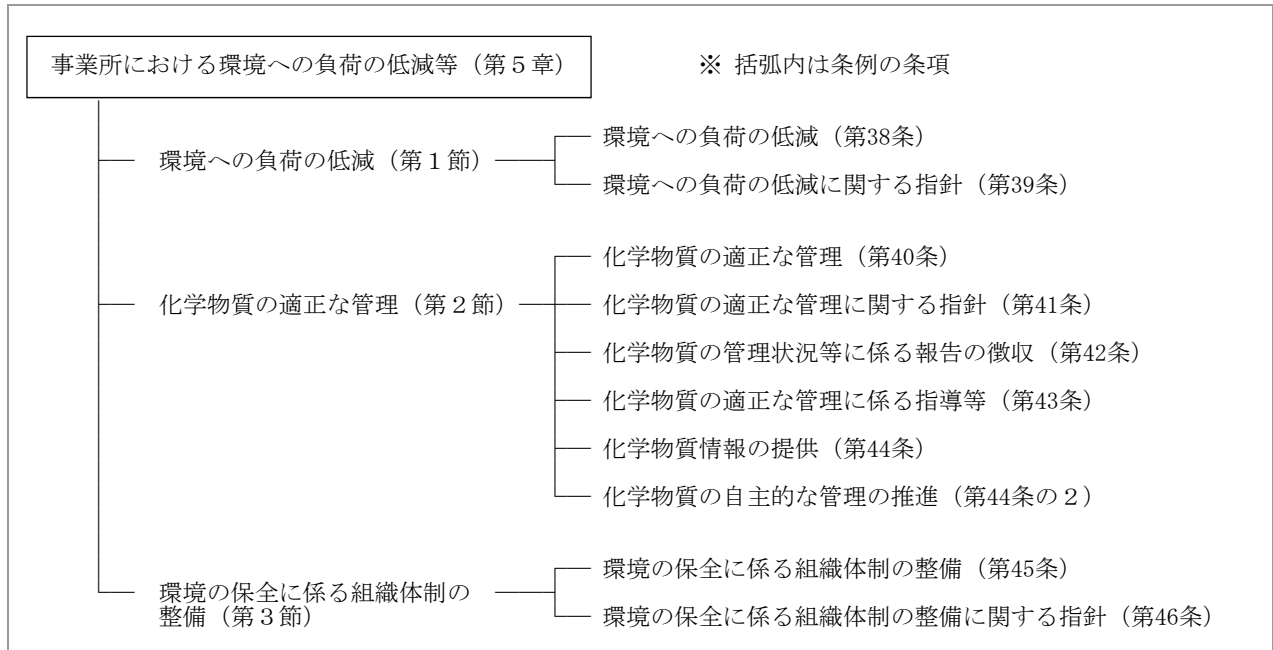
(3) 指定外事業所に対する改善命令等（第37条関係）

第37条は指定外事業所について、指定事業所に対する改善命令又は停止命令が準用される規定である。指定外事業所が規制基準に違反して操業を行い公害が生じている場合、排煙等の処理方法の改善、施設の構造の改善等を命ずることにより、違法な状態を取り除き、公害を除去することを目的としている。

5 第5章「事業所における環境への負荷の低減等」について

事業者がその事業内容や事業所の形態等に応じて、環境負荷の低減に努める規定を設けるとともに、組織体制の整備について定めている規定で、3節10条で構成される。

また、化学物質の適正な管理について、事業者の化学物質の適正管理を促進するため、報告徴収及び市民への情報提供等を盛り込んでいる。



(1) 環境への負荷の低減 (第1節関係)

ア 環境への負荷の低減 (第38条関係)

事業者が事業活動を行う中で、環境に対して様々な負荷を与えることは避けられない。そこで、これまで様々な法令・条例等により基準を設け、規制・指導を行ってきた。

しかしながら、環境への負荷をより一層低減していくためには、行政による排煙や排水といった直接的な公害の原因となるものの規制だけではなく、事業者自らが環境への配慮を行い、環境への負荷の原因となりうる発生源そのものを継続的に減少させる取組が必要である。

第38条は、事業者が環境への負荷を継続的に低減するため、必要な措置を講ずべき責務を規定したものである。具体的な内容は、第39条の「環境への負荷の低減に関する指針」(平成15年横浜市告示第89号)に示した。

イ 環境への負荷の低減に関する指針 (第39条関係)

(ア) 事業所の配慮すべき事項

本条は、事業者が行う環境への負荷の低減に関する取組を支援するため、市長が「環境への負荷の低減に関する指針」を定め、公表することを規定している。

指針は、環境への負荷の低減に関する取組を、個々の事業所が実施する場合の、具体的な方法を提示するものである。本来、環境への負荷の低減に関する取組を実施する方法は、事業所の事業内容、形態等に応じ、個々の事業者が創意工夫することが最良であり、全事業者に一律の方法による対応を求めるべき性格のものではない。そこで、この指針では、環境負荷を低減するために効果があると認められる項目について列挙することにより、事業者が自主的に行う環境への配慮についての取組を支援している。

また、この指針には、「横浜市先端技術に係る環境保全対策指導指針」における遺伝子組換え実験等に係る環境への配慮事項や、「横浜市硫酸化合物及びばいじん対策指導要綱」に基づきこれまで指導してきた、良質な気体燃料の使用に係る項目、規制だけでは解決が難しい光化学オキシダントの発生の防止、事業所に停泊中の船舶に関する事項などを含んでいる。

(イ) 飲食店が配慮すべき事項

近年、建物の密集・混在化などの都市化の進展により、住宅地にある飲食店などで苦情が増

えきている。しかし、あるにおいを不快と感じるかどうかは、個人の主観的な差が大きく、客観的な判断が難しいこと、また、飲食店向けの対策技術が確立されていないことや飲食店は零細なものが多く対応が困難なところが多いこと等から、飲食店からのにおいを一律に規制することはなじまないと考え、第 39 条に基づき、環境への負荷の低減に関する指針（飲食店等がにおいに関して配慮すべき事項）（平成 15 年横浜市告示第 90 号）を定め、当事者間での自主的解決を促進するための具体的な配慮事項等を提示している。また、この指針には、臭気指数による「配慮すべき参考値」を設けている。これは、罰則を伴う規制値ではないが、周辺から苦情等が生じ、対策を講じる際の目安として使用される。

(2) 化学物質の適正な管理（第 2 節関係）

ア 化学物質の適正な管理（第 40 条関係）

化学物質の適正な管理に当たっては、事業者が取り扱う化学物質に対する認識を深め、化学物質の使用目的や取扱い条件等を定めるとともに、各事業所の工程や取扱条件に応じて化学物質の購入から使用、排出、廃棄に至るまで一貫性のある包括的な管理を行う必要がある。

第 40 条は、化学物質による環境汚染を未然に防止するため、事業者は、第 41 条の「化学物質の適正な管理に関する指針」に従い、取り扱う化学物質の適正な管理に努めなければならないことを規定している。

イ 化学物質の適正な管理に関する指針（第 41 条関係）

第 41 条は、事業者が自主的に行う化学物質の適正な管理に関する取組を支援するため、基本的事項の具体的内容として、市長が「化学物質の適正な管理に関する指針」を定め、公表することを規定したものである。

横浜市ではこの条例が制定される前まで、「横浜市化学物質適正管理指針」及び「横浜市先端技術に係る環境保全対策指導指針」に基づき、事業者に化学物質の適正な管理を求めてきた。

本条は、これらの取組を基本とし、平成 11 年度に制定された「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（平成 11 年法律第 86 号。以下「P R T R 法」という。）」の内容も考慮した上で、新たな指針を策定し事業者に化学物質の適正な管理を求めていくものである。

ウ 化学物質の管理状況等に係る報告の徴収（第 42 条関係）

化学物質の種類は多岐にわたり、現在、その有害性に関する科学的知見は十分とはいえず、安全性が確認されている物質のほうがむしろ少ない状況にある。今後、これらの化学物質の解明が進む中で、これまでは特に問題とされていなかった化学物質について、その有害性及び環境汚染の進行が明らかになっていくことが予想される。

そのような状況を踏まえ、市内の事業所における化学物質取扱の状況を把握することにより、P R T R 法を補完して、化学物質を取り扱う事業者に対し化学物質の適正な管理を促し、化学物質による環境への負荷の低減を図るため、環境への配慮が特に必要と認められる事業所から報告を求めることができることとした。

第 42 条で規定する「化学物質を取り扱う事業所のうち、環境への配慮が特に必要と認められる事業所」としては、「P R T R 法第 5 条第 2 項の規定に基づき届け出なければならない事業所」、「過去年度において、前号に掲げる届出をした事業所」及び「その他、市長が特に必要と認める事業所」としている。

また、報告を求める事項としては、市長が定め公表している「化学物質の適正な管理に関する指針」の内容を中心に定めている。

エ 化学物質の適正な管理に係る指導等（第 43 条関係）

事業者が行う化学物質の適正な管理に関して、第 41 条に規定する指針を勘案して、市が指導及び助言を行うことを規定したものである。

具体的には、第 42 条で規定する事業者に対して、第 41 条の規定による指針に基づき、化学物質の適正管理を一層推進し、環境への負荷を低減するため、事業者が自主管理目標を設定する際や管理計画の作成・見直しをする際などにおいて、必要な指導・助言を行うものである。

オ 化学物質情報の提供(第44条関係)

事業者が化学物質を適正に管理するためには、化学物質の危険性・有害性、物理化学的性質、管理上注意を要する事項、取扱設備の構造や維持管理に係る技術的な事項等の情報が必要である。

そこで本条第1項において、事業者の自主管理を支援するため、市が化学物質に関する情報を収集・整理し、事業者に提供しよう努めることを規定したものである。

第2項ではP R T R法の趣旨に基づき、リスクコミュニケーションの観点からも、事業者だけでなく市民に対しても、市内における化学物質の取扱量や環境濃度、化学物質が人や生態系等に及ぼす影響などについての情報を、市が積極的に収集し提供しよう努めることを規定した。

また、第3項では化学物質情報はその管理状況も含めて、事業者自身から直接市民に対して提供することが望ましいことからこの規定を設けている。

カ 化学物質の自主的な管理の推進(第44条の2関係)

事業者自らが環境への負荷を認識するとともに、自主管理を一層推進するため、事業者が使用等する化学物質を適正に管理し、当該化学物質に関する情報の収集及び整理に努めなければならないことを規定している。

(3) 環境の保全に係る組織体制の整備(第3節関係)

第5章により規定した事業所における環境への負荷の低減等に係る事項は、一定の規制基準の遵守を手法とする公害規制の場合と異なり、事業者がそれぞれ最も適正な対応手法を考え、自主的に取り組むことにより対応が進む事項である。その意味で、事業者の自主的な取組を進めるうえでの基礎となる環境の保全に係る組織体制の整備は、第5章の責務を全て推進するための基本となる重要な責務である。

ア 環境の保全に係る組織体制の整備(第45条関係)

第45条は、事業者が環境の保全に係る自主的な取組を継続的に実施し、向上させていくために、環境の保全のための組織体制の整備に努めなければならないことを規定している。具体的な内容は、第46条に基づく「環境の保全に係る組織体制の整備に関する指針」(平成15年横浜市告示第92号)に示した。

イ 環境の保全に係る組織体制の整備に関する指針(第46条関係)

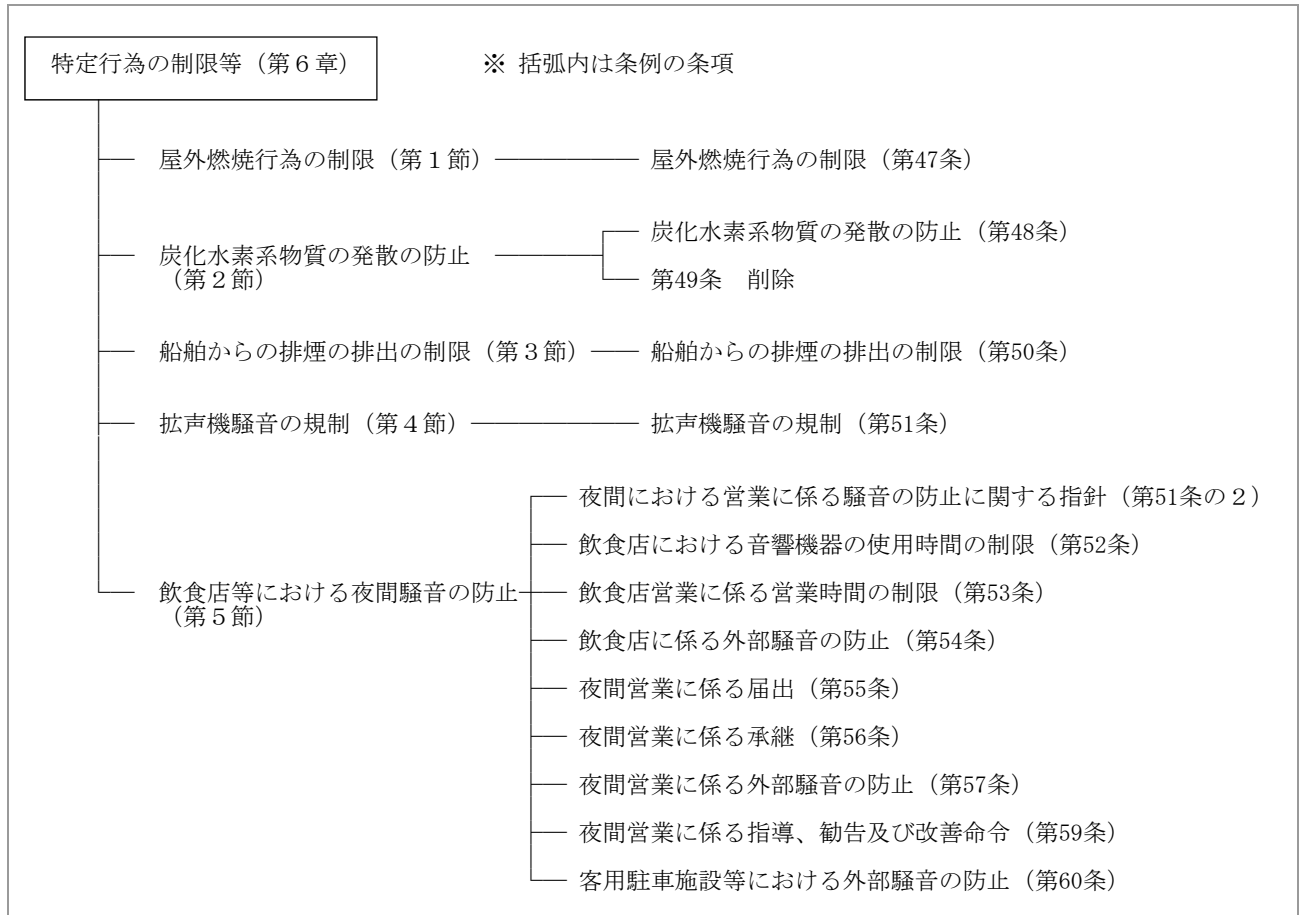
第46条は、事業者が実施する環境の保全に係る組織体制の整備を支援するため、市長が「環境の保全に係る組織体制の整備に関する指針」を定め、公表することを規定したものである。

この指針は、平成8年9月に国際規格として発効し、同年10月に産業標準化法に基づき規格Q14001として制定された環境マネジメントシステムの規格の内容を踏まえて規定したものである。

平成24年9月25日には、従前から規定していた項目に加え、法令の遵守状況の確認などを追加し、横浜市告示第528号により公表した。

6 第6章「特定行為の制限等」について

事業者が行う作業や行為の中で特に環境保全上対応が必要と思われるものとして、屋外燃焼行為、炭化水素系物質の発散、船舶からの排煙の排出、拡声機騒音及び飲食店等における夜間騒音を制限する規定で、5節13条で構成される。



(1) 屋外燃焼行為の制限（第1節、第47条関係）

ア 屋外燃焼行為の制限について

条例では、県条例にならい、何人も、燃焼の際に排煙又は悪臭を発生するおそれがある規則で定める物について、規則で定める焼却施設を用いずに屋外燃焼行為を行うことを原則として禁止している。

ただし、屋外で規制対象物を燃焼する行為のうち、規則で定める一定の行為は、公益上又は社会の慣習上やむを得ない例外行為としている。

また、第47条第3項で第1項の規定に違反して燃焼行為を行っている者に燃焼の中止を命ずることとし、命令に従わない場合に罰則を適用することとしている。これは違反行為を確実に是正していこうとする意図である。

イ 屋外燃焼行為の制限の内容

対象は「何人も」と規定されているが、従前から対象である「事業者」（広く工業、商業その他の事業を行う者を包括する趣旨であり、事業目的が営利又は非営利であるかを問わず、地方公共団体等も含む。）に追加して、「個人」も対象として含むという趣旨である。

「屋外において燃焼」とは、建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号の建築物の内部以外の場所で行う燃焼行為をいう。

焼却施設を用いることなく屋外の燃焼を禁止する物は、規則第43条第1項に規定した合成樹脂、ゴム、木材（伐採木及び木の枝を含む。）、油脂類（鉱物油及び有機溶剤を含む。）、布及び紙並びにこれらを含む物としている。

「木材」には、材として用いられた木の他、伐採木、枝、木くず等の全般を含むものである。

合成樹脂、ゴム、油脂類及び布は著しいばい煙又は悪臭を発生するおそれがあることから燃焼を禁止している。

「布」は繊維を織り込んだ織物であるが、合成樹脂である化学繊維が混合されることが多く、目視では判断できないため、合成樹脂と同様の扱いとしている。また、接着剤が付着又は合成樹脂がラミネートされた木材や紙は、それら合成樹脂の付着が認められる場合であれば、合成樹脂とみなし、燃焼を禁止することとしている。

なお、畳は、畳表、畳床又は畳縁のいずれかに合成樹脂が使用されている場合が多く、原則として屋外燃焼を禁止している合成樹脂に該当する。

「これらを含む物」とは、例えば、落ち葉、草、稲わら等の燃焼が許容される物を主に燃焼させる場合であっても、合成樹脂等が混入している場合は屋外における燃焼を禁止する趣旨である。

なお、廃棄物の焼却行為については廃棄物の処理及び清掃に関する法律第16条の2(焼却禁止)によっても規制されている。

例外として認められる燃焼行為で用いる「規則で定める焼却施設」とは、規則別表第5の1に定める廃棄物焼却炉に係るばいじんの規制基準に適合する焼却施設としている。詳しくは第3章(1)ア(カ)のとおりである。

また、例外として認められる燃焼行為は、規則第43条第3項で次のとおり規定している。ただし、例外として燃焼することが認められる規制対象物は、従前からの指導も踏まえ、木材及び紙に限ることとした。

なお、消火訓練に伴う燃焼行為においては、規則第43条第1項各号に規定したものが認められる。

(ア) 農林業者(日本標準産業分類に定める農業、林業(管理、補助的経済活動を行う事業所及び園芸サービス業を除く。)に限る。)が、自己の農業又は林業の作業に伴い行う燃焼行為

農林業者とは、日本標準産業分類の大分類に定める「農業、林業」を営む者をいう。農業者のうち、管理、補助的経済活動を行う事業所及び園芸サービス業(主として請負で築庭、庭園樹の植樹、庭園・花壇の手入れなどを行う者)を営む者は行為制限の対象としている。また、林業者のうち、管理、補助的経済活動を行う事業所を営む者は行為制限の対象としている。

(イ) 日常生活を営む上で通常行われる燃焼行為であって軽微なもの
庭で行うバーベキューやたき火等をいう。

(ウ) 屋外レジャーにおいて通常行われる燃焼行為であって軽微なもの
キャンプファイヤーやキャンプ場でのバーベキュー等をいう。

(エ) 教育活動の一環として通常行われる燃焼行為であって軽微なもの
学校活動や自治会活動において行う炊き出し訓練などをいう。

(オ) 地域的慣習による催し又は宗教上の儀式行事に伴う燃焼行為

地域的慣習による催しとは、地域の人々や関係者により昔から守り伝えられてきた伝統行事や祭事(「どんど焼き」、「大文字焼き」等)、地域の伝統として定着している歳事(初日の出)等をいう。また、宗教上の儀式行事としては、「焚上げ」、「護摩焚き」や「火渡り」等が挙げられる。

(カ) 消火訓練に伴う燃焼行為

消火訓練に伴う燃焼行為は、地域的慣習による催しと同様、社会的に容認されるものであり、条例で定める禁止行為としての屋外燃焼行為に該当しないものである。

(キ) 災害の予防、応急対策又は復旧のために必要な燃焼行為

災害の予防、応急対策又は復旧のために必要な燃焼行為は、消火訓練と同様、社会的に容認されるものであり、条例で定める禁止行為としての屋外燃焼行為に該当しないものである。

これら例外として認められる燃焼行為であっても、「みだりに当該燃焼行為を行ってはならない」としている。「みだりに」とは、社会通念上正当と認められる理由なく屋外で燃焼し、他人に黒煙や悪臭等生活環境の被害を与えるような燃焼行為をいう。

また、不必要に過大な穴を掘って、又は縦長の容器を設置などして燃焼を行うことは燃焼の量を著しく増大させることとなり、みだりに燃焼しているとみなされる。

軽微とは、燃焼の目的、方法、場所等の諸事情を考慮して、社会通念に従って判断されるものである。

なお、炭焼窯で行う炭焼き、登り窯で行う陶芸品等の焼成については、当該目的のための特別な施設を用いており、ここでいう屋外での燃焼には当たらず、それぞれの施設に係る規制基準の適否が問われる。

(2) 炭化水素系物質の発散の防止（第2節、第48条関係）

第48条は、県条例を継承し、その内容は、移動発生源を対象として炭化水素系物質の運搬に伴う積み降ろし作業に際しての炭化水素系物質の発散を防止する趣旨で設けられたものであり、給油施設において揮発油の積み降ろしを行うタンクローリーに蒸気返還方式接続設備を用いて炭化水素系物質の回収をしなければならないものとしている。ただし、給油施設に蒸気返還方式接続設備以外の設備を設けることにより規則別表第4の1に定める規制基準に適合するものについては除かれる。

(3) 船舶からの排煙の排出の制限（第3節、第50条関係）

港湾都市である本市においては、港内を航行し、また停泊する船舶から多くの排煙が排出されていると推測されており、これの陸上への影響も少なくないと想定される。

そこで、第50条の規定は、これら港内を航行・停泊する船舶からの排煙の排出を規制したものである。

規制の対象となる区域は、市の施策の影響が及ぶ範囲として、港湾法（昭和25年法律第218号）の規定に基づく横浜市の港湾区域としている。また、規則第46条において、排出を制限する船舶は総トン数が3,000 t以上の船舶とし、排煙の濃度はリングルマン濃度1度としている。

規定内容は、条例の施行（平成15年4月1日）以前から県条例に規定されていた内容に整合させている。

なお、リングルマン濃度とは、黒煙測定法の一つであるリングルマン法による測定濃度である。

第2項は、第1項の基準に適合しない場合に、正当な理由がなくその責務を怠った者に対して、必要な措置をとるよう市長が勧告できることを規定したものである。

(4) 拡声機騒音の規制（第4節、第51条関係）

第51条は、拡声機騒音の規制について規定しているところであり、第1項は何人も航空機から拡声機を使用して営利を目的とする宣伝放送をすることを禁止しており、第2項でも同様に学校及び病院など特に静穏を保持する必要の高い施設の周囲50 mでの拡声機の使用を禁止したものである。

なお、規則第47条で具体的な施設を定めている。

第3項では、事業所や商店街及び移動販売車などで屋外及び屋内から屋外に向けて拡声機を使用して宣伝放送を行っている者に対する遵守事項を定めており、具体的な遵守事項は、規則第48条において定めている。

第4項は、「宣伝放送のうち公共のためのもの又は営利を目的としないもので、規則で定めるもの」について本条例による規制の対象とならないことを定めたものであり、規則第48条の2で具体的な対象を次のとおり規定している。

ア 公職選挙法（昭和25年法律第100号）の定めるところにより、選挙運動又は選挙における政治活動のために拡声機を使用するもの

「選挙運動」は街頭演説での特定の候補者への投票の呼びかけ等が該当する。「選挙における政治活動」は、選挙における政治上の主義・施策等の普及宣伝等が該当する。

なお、選挙期間以外の政治活動は同条第6号に該当する。

イ 国又は地方公共団体の業務を行うために拡声機を使用するもの

国の業務を行うために拡声機を使用するというのは、国の機関が拡声機を使ってPRを行う場

合等が該当する。地方公共団体の業務を行うために拡声機を使用するというのは、ごみ収集車から啓発等のために放送を流す場合等が該当する。なお、この規定には、国又は地方公共団体の業務を受託した事業者等が拡声機を使用する場合も含む。

ウ 災害、事故等の警戒及び救助活動のために拡声機を使用するもの

災害時の避難警戒放送等が該当する。「災害、事故等」の「等」は事件などの災害事故以外の緊急事態が含まれる。

エ 電気、ガス、水道又は電気通信の事業に関し、緊急の広報活動のために拡声機を使用するもの
停電時のお知らせ等が該当する。

オ 祭礼、運動会その他地域習慣となっている行事を行うために拡声機を使用するもの

「運動会」は学校、地域等で行われるものが該当する。

カ 前各号に掲げるもののほか、公共のために拡声機を使用するもの又は営利を目的としないで拡声機を使用するもので市長が認めるもの

「公共のために拡声機を使用するもの又は営利を目的としないで拡声機を使用するもので市長が認めるもの」とは、駅のアナウンスや迷子のお知らせ、選挙期間以外の政治活動等、公共のため又は営利を目的としていないと判断できるものである。

政治団体等が、車両に拡声機を備え付けて宣伝放送を行っている場合も本号に該当し、本条例による規制の対象とはならない。ただし、拡声機の使用による暴騒音の規制に関する条例（平成4年神奈川県条例第36号）の禁止行為に該当する場合は、同条例の適用を受ける。

また、営利を目的とする宣伝放送とは、不特定多数のものに購買意欲を起こさせるものなどをいい、商店街等の販売促進のための放送や、廃品回収車の放送などが該当する。バックグラウンドミュージック（BGM）については、不特定多数の者に購買の意欲を起こさせるものは、間接的ではあるが営利を目的としたものと考えられ、規制の対象となりうる。この場合も公害の発生状況等の実情に応じ、その実施者に対して本条例の規定を遵守するよう指導していくものである。

なお、特定の客に商品の購入を案内する放送（ドライブスルー等）や特定の人を呼び出す放送、店内の客に聞かせるためのBGM等は本条の規制の対象とはならない。

拡声機騒音の測定方法については、規則第48条において拡声機から発する音を受ける者の居住する建物の敷地内において最も音量の大きい場所で測定することと規定しているが、実際の測定に当たって、家屋の外部やベランダなどでの測定が困難な場合は、可能な地点を測定地点として音量を判断することとする。

(5) 飲食店等における夜間騒音の防止（第5節関係）

ア 夜間における営業に係る騒音の防止に関する指針（第51条の2関係）

第51条の2は、夜間における営業に伴って発生する騒音について、事業者が公害を未然に防止するための取組を支援するために、市長が事業者の配慮事項を指針として定め、公表することを規定したものである。

イ 飲食店における音響機器の使用時間の制限（第52条関係）

第52条の規定により対象となる飲食店営業は、食品衛生法施行令（昭和28年政令第229号）第35条第1号に掲げる飲食店のうち設備を設けて客に飲食させる営業を営む者をいい、営業形態としては、一般食堂、料理店（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号。以下「風俗営業法」という。）の規制の対象のものを除く。）、すし屋、そば屋、レストラン、カフェー、バー（風俗営業法の規制の対象のものを除く。）、中華料理店、スナック、大衆酒場、軽飲食、旅館の経営を兼ねる飲食店営業、自動車による飲食店、季節営業、ビアガーデン及び曳車による露店飲食店等が該当する。

これらの飲食店の音響機器から発生する音が騒音公害を生ずることのないようにするために設けられたものであり、対象地域にある飲食店の営業者は、夜間（午後11時から翌日の午前6時）における音響機器の使用を制限されるものである。ただし、飲食店営業者が、音響機器から発する音が外部に漏れない防音装置を講じた場合には、騒音による公害の発生するおそれがないという理由から規制対象から除外している。

この音が外部に漏れない防音装置とは、飲食店の敷地境界線上で、あるいは、いわゆる雑居ビルにおいては飲食店に隣接する室内で、音響機器から発する音が音響機器等の通常の使用状態で聞こえないものでなければならない。したがって、防音装置を実施することは、物理的にも経済的にも相当な困難が予想されるため、この条項の運用に当たっては音響機器の使用時間の制限の指導や命令を原則とし、防音装置の設置に向けた指導や命令については慎重を期する必要がある。

対象とする音響機器は規則第 49 条のとおりである。

当該音響機器の機器名については、日本標準商品分類上の名称とし、「カラオケ装置」については、現在、飲食店で多く普及している「通信カラオケ」についても該当の機器として対象としている。また、「ジュークボックス」については「ステレオセットその他の音声機器」に含まれる。「拡声装置」は、マイクロホン、増幅器及びラウドスピーカーを組み合わせたものに限る。したがって、ラジオ単体では該当しないが、例えば、それにマイクロホンを接続し、ラジオを増幅器とラウドスピーカー機能として使用する場合は、拡声装置となる。また、「カラオケ装置」も、伴奏音楽を収録した録音テープ又は録音盤等を再生することなく、人声のみで使用する場合には拡声装置となる。

「使用し、又は使用させてはならない」とは、飲食店営業者が飲食店に備えてある音響機器を自ら使用し、又は飲食店利用者に使用させてはならないということであり、また、利用者等の持ち込む音響機器についても同様である。

第 52 条第 2 項に規定している「騒音による公害が生じていると認めるとき」とは、おおむね次の条件を満たしている場合等である。

- (ア) 飲食店がまったく防音装置を実施していないか、あるいはその装置が不十分であるため、飲食店内の音響機器から発する音が敷地境界線上で聞こえていること。
- (イ) 飲食店の音響機器から発する音によって、精神的、身体的な騒音公害被害を受けている者がいること。
- (ウ) 騒音の聞こえる範囲内で、現に、苦情者が生活を営んでいること。

「防音設備の改善」とは、建屋の防音対策や防音壁の設置をいい、「その他必要な措置」とは、例えば敷地の拡大、小出力のスピーカーやアンプへの交換、スピーカーの位置の変更等をいう。ただし、一時しのぎのボリューム操作等による減音措置は含まれない。

ウ 飲食店営業に係る営業時間の制限（第 53 条関係）

第 53 条の規定は、飲食店が深夜に営業することにより、店の内外において客、従業員等が発する騒音及び自動車等の発停車等によって生ずる騒音から住民の生活環境を保全するため、特に住居専用地域に限って、飲食店の付近の状況からみて騒音による公害が生ずるおそれのない場合を除き、深夜における営業を制限したものである。また、深夜に営業している飲食店に対し、この条項を適用することは、その経営に影響を及ぼすおそれがあることから、営業時間の制限の指導又は命令は、慎重かつ公平に行う必要がある。

規則第 50 条で「営業時間の制限から除外される飲食店営業を営む者」を定めているが、同条第 1 号の「移動式店舗で移動しながら営む飲食店営業」とは、夜なきそば屋、やきいも屋等の移動しながら営む飲食店営業である。ただし、移動式店舗であっても、一定場所に定置して営むものは該当しない。

「事業所において、その事業活動に従事する者に利用させるために営む飲食店営業」とは、事業所に勤務する者のために営む従業員食堂をいう。

「ホテル又は旅館の施設内において、その宿泊客のために営む飲食店営業」とは、ホテル又は旅館（以下「ホテル等」という。）が、宿泊客のために営む飲食店営業又はホテル等の中に設けられたスナック、バー等で宿泊客のために営む飲食店営業をいう。

なお、ホテル等とは、旅館業法（昭和 23 年法律第 138 号）第 2 条に規定する「旅館・ホテル営業」及び「簡易宿泊所営業」をいう。

「地域習慣となっている行事」とは、初もうでと同様な夜を徹してごわめきの生ずるような行事をいう。

「当該初もうで又は行事が行われる地域」における、初もうでの行われる地域には、神社仏閣周辺地域はもちろんのこと、さらに初もうでを目的とした参拝客等の往来する地域も含まれる。

第53条第1項の「その付近の状況からみて騒音による公害が生ずるおそれがない場合を除き」とある除外規定には、飲食店の付近に住居がない場合又は飲食店の付近に幹線道路がある場合が該当する。

エ 飲食店に係る外部騒音の防止(第54条関係)

第54条は、深夜における飲食店の営業に伴って発生する当該店舗の外部における人声、自動車の発着音、自動車の扉の開閉音等によって生ずる騒音から生活環境を保護するための制度である。

(ア) 第1項は、住居専用地域以外で深夜営業を営む飲食店に対する騒音公害の防止の努力規定を定めたものである。

(イ) 第2項の「外部騒音により公害が生じていると認めるとき」とは、第59条と同様な判断基準である。

(ウ) 第3項は、第2項の改善勧告に従わない場合の改善命令を行う規定を定めたものである。

オ 夜間営業に係る届出(第55条関係)

第55条は、店舗の用に供される床面積(店舗面積)が500㎡を超える小売業並びに、規則第51条で定めるボウリング場、ゲームセンター、公衆浴場業等及び音楽・映像記録物賃貸業を営むための施設面積が500㎡を超える店舗等で、夜間にその営業を営むことを夜間営業と規定している。これらの店舗等から夜間に発生する外部騒音による公害を未然に防止するため、第51条の2で定めた指針に基づく公害防止対策の実施と合わせて、夜間営業を営もうとする者に対し、その旨の届出と手続について定めたものである。

第1項は、夜間営業の店舗を開始する場合の届出について定めたものである。第2項、及び第3項は、第1項による届出を行った者が、届出事項の変更をしようとする場合又は変更した場合について、それぞれ定めたものである。第4項は、第1項による届出を行った者が、夜間営業の店舗を廃止又は該当しなくなった場合に必要となる届出について定めたものである。

なお、店舗面積が1,000㎡を超える大規模小売店舗については、大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)に基づき環境に配慮した届出をすることとしていることから、届出対象から除外される。

小売業については、平成12年6月1日に「大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律」が廃止され、新たに「大規模小売店舗立地法」が施行されたことにより、それまで閉店時間などの事前調整が行われてきた500㎡超1,000㎡以下の店舗が規制対象外となり、今後、夜間営業を営むこの規模の小売店が増加し、生活環境への影響が懸念される状況が出てきているため届出の義務を課したものである。更には小売業に限らず、夜間の騒音問題の発生については、集客能力が高いボウリング場、ゲームセンター、いわゆる日帰り入浴施設のスーパー銭湯などの公衆浴場業等及びCD、DVDなどの音楽・映像記録物賃貸業においても、そこに集まる客や人声などによる騒音問題の発生が予想されるため、小売業と同様に届出の義務を課したものである。

なお、店舗面積とは、小売業を営むための売場面積をいい、同一の店舗で小売業と小売業以外の業を行っていることにより、それぞれの業について直接それらの用に供する部分が、客観的にみて区別できない場合は、店舗面積に含まれるものとする。また、小売業と密接に関連のある、洋服のオーダー、ワイシャツの委託加工等の作業の中で物品引渡、引受の部分については店舗面積に含めるものとする。具体的には、次のとおりである。

①店舗面積に含まれる部分

部 分 名	定 義
(1) 売場	直接物品販売の用に供する部分をいう。なお、売場間の通路については売場とみなす。
(2) ショーウィンド等	ショーウィンド、ショールーム、モデルルーム等の商品の展示又は実演を行う部分をいう。
(3) サービス施設	手荷物一時預かり所、買物品発送承り所、買物相談所、店内案内所その他顧客に対するサービス施設をいう。
(4) 物品の加工修理場のうち顧客から引受（引渡も含む。）の用に直接供する部分	カメラ、時計、眼鏡、靴、その他の物品の加工又は修理を顧客から直接、引受、引渡を行う部分をいう。なお、当該部分が加工を行う場所と間仕切り等で区別されていないものであるときは、その全部を店舗面積に含める。

②店舗面積に含まない部分

部 分 名	定 義
(1) 階段	階段の範囲は、最初と最後の段鼻（踏み面の先端）の線で区分し、踊り場及び階段と階段にはさまれた吹き抜きの部分についても階段とみなす。
(2) エスカレーター	エスカレーター装置（附属部分を含む。）部分をいう。なお、吹き抜きの部分についてもエスカレーター部分とみなす。
(3) エレベーター	エレベーター装置（附属部分を含む。）部分をいい、乗降口の扉の線で区分する。
(4) 売場外通路及び連絡通路	壁等により売場と明確に区分された通路及び建物と建物を結ぶため道路等の上空に設けられた渡り廊下、地下道その他の連絡通路をいう。なお、防災用のシャッター等により囲まれる部分は、売場外通路とみなす。
(5) 文化催場	展覧会等の文化催しのための用に供し又は供させる場所であって、間仕切り等で区分された部分をいう。（間仕切りは、原則として壁、棚、扉等固定したものとする。）
(6) 休憩室	客室休憩室又は喫煙室その他これに類する場所であって、間仕切り等で区分された部分をいう。
(7) 便所	便所の出入口の線（専用の通路がある場合は、その出入口の線）で他と区分された場所をいう。
(8) 事務室・荷扱い所等	事務室、荷扱い所（荷さばき所）、調理室、作業室、倉庫、機械室、従業員休憩室等顧客の来集を目的としない場所であって、間仕切り等で区分された部分をいう。
(9) 食堂等	食堂、喫茶室等をいう。
(10) 塔屋	エレベーター室、階段室、物見塔、広告塔等屋上に突き出した部分をいう。なお、物品販売を行う部分は、売場とみなす。

(11) 屋上	塔屋を除いた屋上部分をいう。なお、物品販売を行う部分は売場とみなす。
(12) はね出し、軒下等	建物のはね出し、ひさし、軒下等の部分をいう。なお、はね出し等において、展示販売、ワゴン等による各種商品の販売又は自動販売機等を設置して飲食料品等の販売を行っている部分(同一の事業者主体の場合)は、売場とみなす。

また、ボウリング場、ゲームセンター、公衆浴場業等及び音楽・映像記録物賃貸業における施設面積は、それぞれの業を営むための施設でその面積をいい、その考え方は小売業に準ずるものとする。小売業における「売場」に相当する部分としては次のとおりである。

(1) ボウリング場	ボウリング競技を行う部分、観客席、受付、通路
(2) ゲームセンター	遊技の用に供する部分、受付、通路
(3) 公衆浴場等	浴槽、洗い場、脱衣所、受付、ロビー、通路
(4) 音楽・映像記録物賃貸業	CD, DVDなどを陳列する部分、受付、通路

カ 夜間営業に係る承継(第56条関係)

第56条は、第55条第1項の届出をした者について、相続又は合併に伴う承継の規定を設けることにより、本条の各規定による権利、義務の所在を明らかにしたものである。

承継の対象となるのは、第55条第1項、第2項、第3項、第4項のそれぞれの届出事項、第59条第2項の改善勧告及び第3項の改善命令の事項である。

もともと承継手続とは届出者(事業者)の変更手続を簡略化する趣旨のものであり、この条文の承継は、夜間営業を営む店舗の全部を承継する場合にのみ適用することとする。

部分承継については、本条を適用せず、第55条の規定により新規の夜間営業開始届出若しくは変更計画届出又は廃止等届出となる。

キ 夜間営業に係る外部騒音の防止(第57条関係)

第57条は、第55条第1項及び規則第51条に規定されている「夜間営業」を営む、店舗面積が500㎡を超える小売業並びに、施設面積が500㎡を超えるボウリング場、ゲームセンター、公衆浴場業等及び音楽・映像記録物賃貸業の事業者に対し、外部騒音による公害防止義務を定めたものである。

ク 夜間営業に係る指導、勧告及び改善命令(第59条関係)

第59条第1項では、夜間営業を始めようとする事業者に対し、営業を開始する前の時点で、指針に基づく対策が可能となるように必要な指導と助言を行うことができる規定を定めたものである。

第2項では、夜間営業の開始後に外部騒音による苦情が発生し、公害が生じていると認められる場合には、当該事業者に対し、営業時間の変更を含む必要な改善対策の実施を勧告することができる規定を定めたものである。

第3項では、第2項の規定に基づく勧告に従わない事業者に対し、営業時間の変更を含む必要な改善対策の実施を命令することにより、外部騒音による公害の解消を図ることを定めたものである。

「その夜間営業に係る外部騒音」とは、店舗の敷地内(専用通路や駐車場等をいい、店舗の内部は含まない。)及びその周辺において、夜間営業が誘因となって発生する来客者の自動車等の

発着音や扉の開閉音、来客者等の人声や足音又は荷さばき等によって生じる音をいう。運用に当たっては、当該騒音が客観的にみて、あきらかに夜間営業が誘因となって生じている騒音であることを確認することが必要である。

外部騒音は、自動車の扉の開閉音等のように衝撃的な騒音が不規則かつ断続的に繰り返されるものであることから、その評価に当たっては、近年、国際的に広く採用され、我が国においても「騒音に係る環境基準」や大規模小売店舗立地法の騒音の予測評価に採用されている等価騒音レベル（ $L_{Aeq,T}$ ）による評価の考え方を採用している。さらに、定常的な連続音に比べて、一般的に強く感じられる衝撃音については、補正を加えて評価することとしている。

なお、「外部騒音により公害が生じていると認めるとき」の判断基準は、次のとおりである。

外部騒音は、騒音を受ける者が居住する住居の外側（マンション等の集合住宅にあっては、居室の外側（ベランダ等））で測定する。測定結果から得られた任意の1時間における騒音レベル60 dB以上の騒音について、その騒音レベルの区分とその時間（秒）から次式により算出される、騒音レベル60 dBに相当する騒音の総発生時間が1時間当たり360秒を超えている場合に公害が生じていると認める判断基準とする。

（算出式）

$$N_t = 1N_1 + 3N_2 + 10N_3 + 30N_4 + 100N_5 + 300N_6 + 1000N_7$$

- ・ N_t は、騒音レベル60 dBに相当する騒音の総発生時間（秒）をいう。
- ・ $N_1 \sim N_7$ は、それぞれの騒音レベルに対応した騒音の発生時間（秒）をいう。

N_1 : 60 dB以上～65 dB未満

N_2 : 65 dB以上～70 dB未満

N_3 : 70 dB以上～75 dB未満

N_4 : 75 dB以上～80 dB未満

N_5 : 80 dB以上～85 dB未満

N_6 : 85 dB以上～90 dB未満

N_7 : 90 dB以上

① 「騒音レベル 60 dB 以上」について

環境省から「騒音の評価手法等の在り方について」の諮問を受けた中央環境審議会の答申（平成10年5月22日）では、生活の中心である屋内で睡眠に影響のない騒音レベルは、一般地域で35 dB以下としており、また、窓を閉めた場合には建物によって必ずしも一様でないが、通常の建物においておおむね期待できる平均的な防音性能は、25 dB程度であると考えられている。

この考え方に基づき、音が建物に侵入した場合に睡眠に影響が出てくると考えられる騒音レベルを60 dB以上とする。

② 「騒音レベル 60 dB に相当する騒音」について

実際の騒音の測定では騒音レベルの異なる様々な音が発生し、それぞれの騒音レベルにより影響度が異なることから、騒音レベル60 dBのエネルギーを1としたときのエネルギー比率の関係から、それぞれの騒音を騒音レベル60 dB相当の音に換算して評価することにし、その評価方法は図-1に示すとおりである。

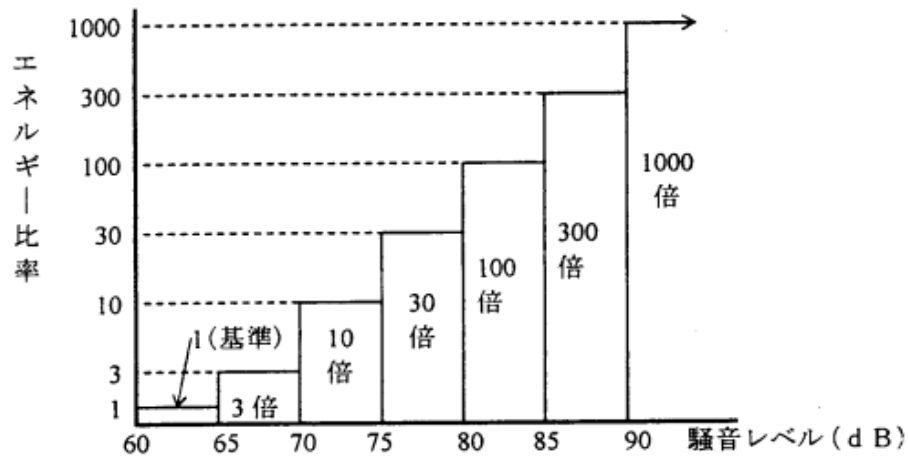


図-1 騒音レベル 60 dB を基準とした騒音レベルとエネルギー比率の関係

③ 評価の指標となる「等価騒音レベル」について

国際標準機構 I S O では、望ましい騒音の程度に対し、等価騒音レベルで 5 dB 上回ったところで散発的な苦情が、10 dB で広範囲な苦情が、15 dB で住民運動のきざしができると予測している。

また、騒音規制法（昭和 43 年法律第 98 号）第 17 条では「自動車騒音の環境基準」に対し、5～10 dB を超える範囲に「要請限度」を設定している。

以上のことから、主として住居の用に供せられる地域の夜間の環境基準（等価騒音）に 5 dB プラスした等価騒音レベル 50 dB を公害が生じていると認める評価の指標とすることとする。

④ 「1 時間当たり 360 秒を超えている場合」とは

公害が生じていると認める判断の指標である等価騒音レベル 50 dB を騒音レベルとその発生時間との関係で表すと、対象とする時間を 1 時間とした場合には騒音レベル 50 dB の定常騒音が、3,600 秒継続して発生したことに相当する。また、これを騒音レベル 60 dB の騒音の発生時間で表すと 360 秒と同等になる。

従って、騒音レベル 60 dB に相当する騒音の 1 時間あたりの発生時間 360 秒を超える場合を公害が生じていると認める判断基準とすることとする。

これらの、騒音レベルと発生時間の関係を表すと表-1 のとおりとなる。

表-1 等価騒音レベル（1 時間値）50 dB を基準とした騒音レベルの発生時間の関係

騒音レベル (dB)	発生時間 (秒)
50	3600
60	360
65	120
70	36
75	12
80	3.6
85	1.2
90	0.36

「その他必要な措置」とは、公害が生じていると認められる事業者に対し、直接的に営業を行う自由の権利を制限する営業時間の変更以外に問題解決を図る手段を用意したものである。具体的な手段としては、防音工事の施工等構造面での改善、又は、住居に近い側の駐車場の利用時間

の制限等運営面での改善により騒音の発生を防止させるような措置をいう。

「命ずることができる」とは、前述の「公害が生じていると認めるとき」の判断基準により、公害と認められた場合、当該事業者に対し、公害が生じている状況の改善を命じることができることとした規定である。この条項を適用することは、事業者の営業の権益を制限することとなるので、次に掲げること等に配慮し、慎重かつ公平に行う必要がある。

- 1 夜間における営業を続ける限り騒音が恒常的に発生していると認められる。
- 2 当該外部騒音の発生状況、地域の実情等一切の客観的な条件を考慮し、規制の必要性を判断する。

ケ 客用駐車施設等における外部騒音の防止（第 60 条関係）

第 60 条は、近年、増加する傾向にある夜間に営業を営むボウリング場、ゲームセンター、公衆浴場業等、音楽・映像記録物賃貸業及び小売業で、利用客の用に供する駐車場及び駐輪場の面積の合計が 1,000 m² 以上を有する店舗の来店客の使用する自動車等の発着音、扉の開閉音及び人声などによる外部騒音が、駐車場など店舗周辺から発生し、近隣の人々の安眠を妨げる状況が生じてきており、これらの夜間における外部騒音に対して、地域の静穏を保持し、生活環境を保護するため、夜間に営業を営む事業者に対し騒音についての規制を図ることを目的として定めたものであり、具体的に対象となる施設は、規則第 53 条において定めたとおりである。

第 1 項は、客用駐車施設等管理者に対し、外部騒音による公害防止義務を定めたものである。

第 2 項は、客用駐車施設等管理者に対し、夜間における外部騒音の公害防止について、市長が必要に応じて指導及び助言を行うことができることを定めたものである。

第 3 項は、夜間における外部騒音によって近隣の人々の安眠を妨げる状況が生じ、公害が生じていると認められる時は、客用駐車施設等管理者に対して、当該施設の営業時間の変更その他必要な措置をとるよう、市長が勧告することができることを定めたものである。

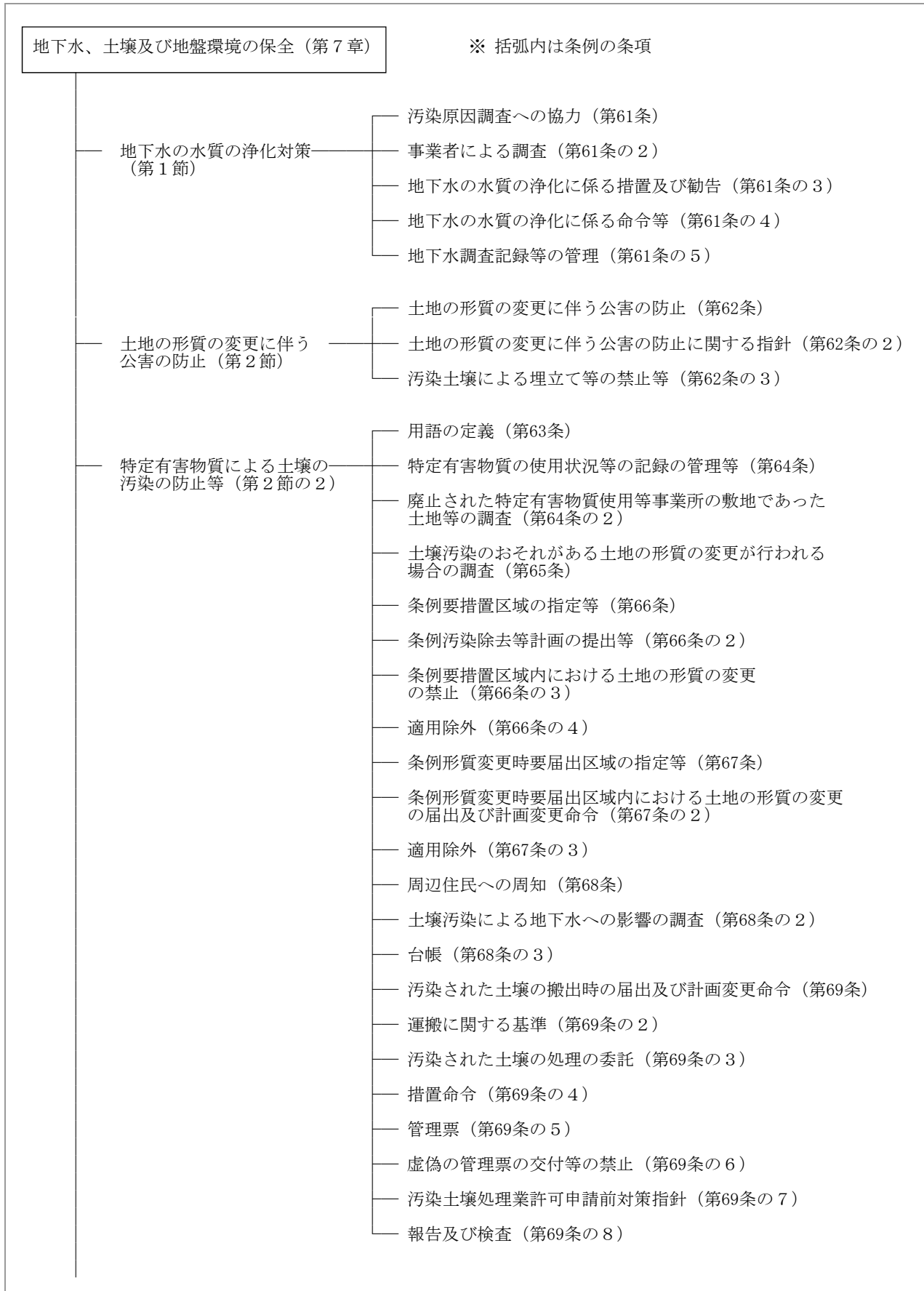
なお、同項の「公害が生じていると認めるとき」とは、第 59 条と同様な判断基準である。

また、駐車施設及び駐輪施設の面積の合計が 1,000 m² 以上とは、当該施設の利用客の利用に供する駐車施設等を言い、駐車スペースのみならず走行スペースをも含み、それらの合計面積が 1,000 m² 以上を有する事業者が対象となっている。

なお、音が外部に漏れない構造の部分を除くとは、地下駐車施設や屋内に完全に収容される駐車施設等をいい、いわゆる自走式の屋外立体駐車施設や側壁等が開放されている屋内駐車施設は含まれない。

7 第7章「地下水、土壌及び地盤環境の保全」について

地下水の水質の浄化対策、土地の形質の変更に伴う公害の防止、特定有害物質による土壌の汚染の防止等、ダイオキシン類による土壌の汚染の防止等及び地下水の採取による地盤の沈下の防止について、5節51条で構成される。



	ダイオキシン類による土壌の汚染の防止等（第2節の3）	<ul style="list-style-type: none"> — ダイオキシン類に係る記録の管理等（第70条） — 廃止されたダイオキシン類管理対象事業所の敷地であった土地等の調査（第70条の2） — ダイオキシン類管理対象地における土地の形質の変更の実施等（第70条の3） — 周辺住民への周知（第70条の4） — ダイオキシン類による地下水への影響の調査（第70条の5） — 土壌調査等の記録の管理等（第70条の6） — 台帳（第70条の7） — 土地の所有者等の協力（第70条の8） — ダイオキシン類管理対象地における記録の交付等を要しない場合（第70条の9）
	地下水の採取による地盤の沈下の防止（第3節）	<ul style="list-style-type: none"> — 地下水を採取する者の責務（第71条） — 地下水採取の許可（第72条） — 許可の基準等（第73条） — 開始の届出（第74条） — 変更の許可（第75条） — 変更の届出（第76条） — 承継（第77条） — 廃止の届出（第78条） — 許可の失効（第79条） — 許可の取消し（第80条） — 地下水採取量等の測定等（第81条） — 地盤沈下防止に係る命令等（第82条）

(1) 地下水の水質の浄化対策（第1節関係）

本市では、これまで水質汚濁防止法に基づく定期的な地下水調査、環境調査、その他通常の立入検査等がきっかけになって判明した地下水汚染事例に対し、浄化対策を推進してきた。

平成9年4月1日から水質汚濁防止法に基づく浄化措置命令の発動が可能になったが、水質汚濁防止法に基づく命令は、汚染原因者が同法の特定事業場又は有害物質貯蔵指定事業場である（あった）場合に限定されていることから、これら事業場以外の事業所による地下水汚染については、周辺住民への著しい健康影響が顕在化したとしても法に基づく命令が不可能である。したがって、条例では、県条例を踏襲し、同法で対応できない事例に対応するため、事業所の範囲を限定しない規定を設けている。なお、条例の対象となる物質は、第2条第16号で地下浸透禁止物質と定義しているが、水質汚濁防止法に基づく浄化措置命令の対象物質以外にダイオキシン類を加えている。

ア 汚染原因調査への協力（第61条関係）

地下水汚染が認められた際、市長が汚染源特定等のために調査を行う場合に、土地の試掘等の特殊な調査が必要となる状況が想定されるため、土地の所有者等に協力を求めることができる旨を特に定めている。

イ 事業者による調査（第61条の2関係）

地下水汚染の原因である可能性があると思われる土地において、事業を行っている者等に地下水汚染の原因に係る調査の実施を指導できる旨を定めている。

ウ 地下水の水質の浄化に係る措置及び勧告（第61条の3関係）

地下水汚染の原因に係る調査の結果、地下水汚染の原因であると認められた土地で事業を行っ

ている者等は、地下水の水質を浄化するための措置を講じ、その結果を市長に報告しなければならない。また、市長は措置を講じない者に対して勧告を行うことができる。

ただし、土壌汚染対策法第7条第1項第1号に規定する実施措置や条例第66条の2第1項第1号に規定する条例実施措置により、地下水汚染の拡散の防止が図られる場合はこの限りではない。

なお、土壌汚染対策法第7条第1項第1号に規定する実施措置や条例第66条の2第1項第1号に規定する条例実施措置を講じた場合であっても、地下水汚染の拡散の防止に係る措置が図られない場合は、第61条の3に基づき地下水の水質を浄化するための措置を講ずる必要がある。

そのため、地下水汚染の原因であると認められた土地で、実施措置や条例実施措置の検討を行う際は地下水汚染の拡散の防止の観点で対応すること。

エ 地下水の水質の浄化に係る命令等(第61条の4関係)

事業者が第61条の3第4項による勧告に従わない場合において、現に人の健康に被害を生じているか、生ずるおそれがある場合に措置を講ずるよう命令することができる。また、措置命令は、人の健康に係る被害を防止するために必要な限度において行うものとし、対象となる地下水の利用等の状況、地下水浄化基準を超えないことを定めることで、必要な限度を明確にしている。

「現に人の健康に係る被害が生じ、又は生ずるおそれがあると認めるとき」とは、次の地下水が取水口(井戸のストレーナー、揚水機の取水口等)において地下水浄化基準を超えている状況であり、措置命令ではこの地点における基準超過の解消を求めることになる[規則第56条]。

- ・ 人の飲料に供される地下水
- ・ 水質環境基準が確保されない公共用水域の水質の汚染の主たる原因となる地下水

オ 地下水調査記録等の管理(第61条の5関係)

事業者等は、地下水汚染の調査結果及び対策結果の記録を保管し、事業者等が地下水汚染原因地を譲渡等しようとする場合に、その相手方にこの記録等を交付しなければならないこととしている。これにより、必要な情報が引き継がれ、過去の状況を把握できるようにするための旨を示している。

(2) 土地の形質の変更に伴う公害の防止(第2節関係)

土地の形質の変更(土地の掘削等その他の土地の形質の変更)をする際に、当該土地の汚染された土壌又は埋め立てられた物に起因する公害を防止するために第2節を規定し、平成24年10月1日から施行している。第2節では、法令の対象とならない土壌汚染に関して、指針により公害の防止に係る努力規定を設けている。また、土壌汚染の発生又は拡散を未然に防止する観点から、汚染土壌による埋立て等を原則的に禁止している。

ア 土地の形質の変更に伴う公害の防止に関する指針(第62条、第62条の2関係)

平成24年10月1日から施行している「土地の形質の変更に伴う公害の防止に関する指針」では、特定有害物質(土壌汚染対策法の対象物質)又はダイオキシン類の汚染状態が基準に適合しない土壌が存在する土地(要措置区域等又は条例要措置区域等を除く。)を「汚染された土地」、汚染された土地の土壌(搬出土壌を含む。)を「汚染土壌」とし、法令の対象とならない土壌汚染に関する行為に対して努力規定を設けている。なお、特定有害物質の基準が土壌溶出量基準又は土壌含有量基準(土壌汚染対策法施行規則第31条第1項又は第2項に規定する基準)で、ダイオキシン類の基準が土壌1g当たりダイオキシン類の換算量が1,000pg以下としている。

指針による努力規定では、汚染された土地の所有者等による情報の提供等、汚染された土地の形質の変更に伴う公害の防止等、汚染土壌の運搬に伴う公害の防止及び汚染土壌の処理に伴う公害の防止を求めている。

イ 汚染土壌による埋立て等の禁止(第62条の3関係)

アと同様に、特定有害物質又はダイオキシン類の基準に適合しない土壌を「汚染土壌」とし、何人も汚染土壌による埋立て、盛土その他の土地への土砂の堆積を行ってはならないものとしている。ただし、要措置区域等又は条例要措置区域等において他の規定が適用される行為、生活環境を保全するために必要な措置が講じられている行為は適用除外としている。なお、「生活環境

を保全するために必要な措置」とは、特定有害物質又はダイオキシン類（又はこれらを含む固体・液体）の飛散、揮散、流出、地下浸透又は悪臭の発散が防止されるものとしている〔規則第 58 条〕。

(3) 特定有害物質による土壌の汚染の防止等（第 2 節の 2 関係）

条例による土壌汚染対策は、横浜市工場等跡地土壌汚染対策指導要綱（昭和 61 年）の趣旨を踏まえ、土壌汚染対策法の施行（平成 15 年）及び県条例の改正（平成 10 年）にも対応したものととして、平成 17 年 4 月 1 日から施行していたが、土壌汚染対策法や条例の対象となっていない土壌汚染の事例が増加し、放置すれば汚染の拡散が危惧され、対策について検討する必要があるとして、平成 20 年 6 月 3 日に市長は横浜市環境創造審議会に諮問を行った。その結果、平成 21 年 11 月 10 日に審議会から「土壌・地下水汚染の規制のあり方について」の答申がなされ、「土壌・地下水汚染の把握の機会拡充」や「市条例手続きの整理」などの制度のあり方が示されたため、これらを踏まえて条例を大幅に改正し、平成 24 年 10 月 1 日から施行している。

改正において、旧条例（平成 24 年 10 月 1 日改正施行前の条例）第 7 章では第 1 節の 2 で「土壌汚染有害物質」としていたものを「特定有害物質」と「ダイオキシン類」に分け、改正後の第 7 章の第 2 節の 2 と第 2 節の 3 で別々に規定するものとし、特定有害物質に関する第 2 節の 2 を土壌汚染対策法の制度体系に近いものとしている。なお、旧条例では条例と土壌汚染対策法で手続きが重複することがあったが、改正後は重複しないように是正されている。

また、平成 30 年及び平成 31 年の 2 段階に分けて施行された土壌汚染対策法の改正に対応するため、同法で規定された手続等について同様に条例で規定し、かつ、手続きが重複しないよう、条例の一部を改正し、平成 31 年 4 月 1 日に施行している。

ア 用語の定義（第 63 条関係）

第 2 条第 17 号の「特定有害物質」と同様、土壌汚染対策法に規定される「土壌汚染状況調査」と「指定調査機関」を定義している。また、条例による土壌汚染対策の対象となる「特定有害物質使用等事業所」を定義している。

「特定有害物質使用等事業所」とは、特定有害物質（又はこれを含む固体・液体）の製造、使用、処理、保管又は貯蔵を「特定有害物質の使用等」とし、特定有害物質の使用等を行う（過去において行った）事業所として定義している。ただし、過去において特定有害物質の使用等を行った事業所であっても、改正条例の施行の日（平成 24 年 10 月 1 日）より前に廃止されているものは、特定有害物質使用等事業所に該当しない。

イ 特定有害物質の使用状況等の記録の管理等（第 64 条関係）

(ア) 特定有害物質の使用状況等の記録の管理

特定有害物質使用等事業所の設置者は、

- ・ 特定有害物質使用等事業所の敷地の利用の状況の概要
- ・ 特定有害物質使用等事業所の敷地の過去の造成の状況の概要
- ・ 事業活動の概要
- ・ 特定有害物質の使用状況等
- ・ 施設の破損、事故等による特定有害物質の漏出の状況等
- ・ 特定有害物質を含む排水、廃棄物の発生状況及び排水経路

等を調査し、その結果を記録する。これらの事項の調査を毎年 1 回以上行くとともに、記録事項に変更がある場合はその都度その状況を調査する。また、調査のたびに記録の追加又は修正を行い、最新の状況の記録が保存されているようにしておく。

(イ) 土地の所有者等による記録又はその写しの保存

特定有害物質使用等事業所の敷地において土地の貸借等があり、事業所の設置者以外に土地の所有者等がある場合は、事業所設置者から所有者等に特定有害物質の使用状況等の記録の写しを送付する。

土地の所有者等は、事業所が操業している期間は、事業所設置者から 1 年ごとに最新の状況で記録の写しが送付され、送付された写しを次の送付があるまで保存する〔規則第 59 条第 4 項第 2 号〕。また、事業所が廃止される場合は、1 年を待たずに廃止とともに写しが送付され、

送付された写しを対象地の譲渡を行うまで保存しておく〔同項第3号〕。なお、土地の切売り等により、事業所の敷地の一部の利用の方法を変更する場合も、変更となる敷地における記録について、事業所の廃止と同様に取り扱う。

(ウ) 土地の譲渡又は貸与における記録等の引継ぎ

特定有害物質使用等事業所における特定有害物質の使用等に関する記録又はその写しは、土地の所有者等により保存されることとなっているが、所有者等は保存している記録等を対象地の全部又は一部を譲渡するたびに相手方に引き継ぐ旨を定めている。引継ぎの義務は、特定有害物質の使用等に伴う義務ではなく土地の管理に係る義務であり、不用意に土地を改変することによる土壤汚染に起因する公害を防止するとともに、土壤汚染に係る調査を効率的に行うことを目的としている。

なお、対象地の全部又は一部を貸与する場合は、相手方に記録等の写しを交付するものとしている。

ウ 廃止された特定有害物質使用等事業所の敷地であった土地等の調査(第64条の2関係)

土壤汚染対策法第3条第1項の規定による土壤汚染状況調査の対象となる事業所は、有害物質使用特定施設(水質汚濁防止法第2条第2項に規定する特定施設であって、特定有害物質をその施設において製造し、使用し、又は処理するもの)が設置されているものに限定されるが、特定有害物質使用等事業所は「有害物質使用特定施設が設置されていない事業所」も対象となる。さらに、特定有害物質の使用等を「製造、使用又は処理」だけでなく「保管又は貯蔵」を含むものとしており、対象となる事業所の範囲が同法よりも拡大されている。

特定有害物質使用等事業所の廃止等(事業所の廃止以外に、事業所の敷地の一部の利用方法を変更することによる「敷地の一部廃止」も含む)があったときに、事業所の設置者がその旨を届け出ることとし、届出を契機として、廃止等に係る土地の所有者等に土壤汚染対策法と同様に土壤汚染に関する調査が義務付けられる。

(ア) 特定有害物質使用等事業所の廃止等に係る届出

特定有害物質使用等事業所の設置者は、当該事業所の廃止等をした日から30日以内にその旨を市長に届け出る必要がある。

(イ) 特定有害物質使用等事業所の廃止等に係る土地の所有者等への通知

特定有害物質使用等事業所の廃止等の届出があった際に、事業所の設置者と土地の所有者等が異なる場合には、市長から土地の所有者等に対し、事業所の廃止等に伴って土壤汚染に関する調査が必要となったことが通知される。

(ロ) 特定有害物質使用等事業所の廃止等に係る条例土壤汚染状況調査の結果報告

特定有害物質使用等事業所の廃止等に係る土地の所有者等は、土壤汚染に関する調査を実施し、(ア)の廃止等がされた日又は(イ)の通知をされた日から起算して120日以内に調査結果を市長に報告する必要がある。調査の方法等は、土壤汚染対策法と同様であり、指定調査機関(本条例の場合は環境大臣又は神奈川県知事の指定を受けた者)が土壤汚染状況調査(土壤汚染対策法に規定する調査)の例により実施する。指定調査機関が調査することで、調査の信頼性が確保されることとなる。なお、報告が未実施又は虚偽であった場合は、市長が報告の実施又は是正を命ずることができる。

(ハ) 特定有害物質使用等事業所の廃止等に係る条例土壤汚染状況調査の免除

土壤汚染対策法の手続きと重複しないようにするために、特定有害物質使用等事業所の廃止等に係る調査義務を免除する規定を設けており、同法に基づく土壤汚染状況調査(第14条第3項における調査も含む)が実施された場合又は同法第3条第1項ただし書による調査猶予の確認がされた場合を免除の対象としている。ただし、土壤汚染状況調査が実施された場合であっても、同調査が実施された日から事業所の廃止等がされた日までの間に特定有害物質の使用等が行われていた場合は、改めて条例に基づく調査が必要となる。

(ニ) 特定有害物質使用等事業所の廃止等に係る条例土壤汚染状況調査の猶予

特定有害物質使用等事業所の廃止等に係る調査義務を猶予する規定を土壤汚染対策法第3条第1項ただし書と同様に設けており、廃止等に係る土地において「予定されている利用の方

法からみて、人の健康に係る被害が生ずるおそれがない旨の市長の確認を受けた場合」を対象としている。

「利用の方法からみて、人の健康に係る被害が生ずるおそれがない」とは、対象地において事業の用に供されていた建築物が解体されずに残ることを第一条件とし、その建築物が引き続き事業又は居住の用に供される状況をいう。なお、ここでいう「事業」とは、特定有害物質使用等事業所の設置者によるものに限定されず、テナントの変更で他者によって事業の用に供される場合も含まれる。また、「居住」とは、事業用建築物と居住用建築物が同一又は近接の状況で、かつ、廃止等に係る事業所設置者によって引き続き居住の用に供される場合に限定される。〔規則第 59 条の 3 第 3 項〕

市長による確認は、対象地の所有者等からの申請により行うが〔同条第 1 項〕、確認後に申請された内容に変更があり、確認の要件に該当しなくなると市長が認めた場合には、これを取り消すものとする。したがって、確認を受けていた所有者等は、確認に係る土地の利用の方法を変更しようとする場合は、その旨を市長に届け出ることとしている。また、確認後に、対象地に関する権利が譲渡された場合又は対象地の所有者等の相続、合併、分割があった場合は、確認を受けていた者の地位が譲渡等の相手方に承継されるため、承継した者（譲渡等の相手先）がその旨を遅滞なく市長に届け出ることとしている〔同条第 4、5 項〕。

エ 土壌汚染のおそれがある土地の形質の変更が行われる場合の調査（第 65 条、第 66 条の 4、第 67 条の 3 関係）

土壌汚染対策法第 3 条第 7 項では、同条第 1 項ただし書の確認を受けた土地については、900 m²以上の土地の形質の変更を届出の対象としている。また、同法第 4 条では、有害物質使用特定施設が設置されている敷地については 900 m²以上、その他の土地については 3,000 m²以上の土地の形質の変更を届出の対象とし、対象地において特定有害物質による土壌汚染のおそれがあると市長が認めた場合は、当該土地の所有者等に土壌汚染状況調査の実施及び結果報告を命ずることとされている。条例では、届出の対象となる行為を同法よりも拡大しているが、同法に基づく届出にかかる行為については除外するよう規定している。

土地の形質の変更のうち、面積規模が 2,000 m²以上のもの及び特定有害物質使用等事業所の敷地におけるもののうち、同法の手続きの対象となるもの以外を届出の対象とし、同法第 4 条と同様の判断基準で対象地の所有者等に調査の実施及び結果報告を命ずることになる。なお、届出書に添付する「登記事項証明書その他の当該土地の所有者等の所在が明らかとなる書面」の考え方については、土壌汚染対策法の施行通知（環境省水・大気環境局長通知「土壌汚染対策法の一部を改正する法律による改正後の土壌汚染対策法の施行について」（平成 31 年 3 月 1 日付け環水大土発第 1903015 号））の記の第 3 の 2. (2)③と同様とする。また、調査は指定調査機関が行い、その方法は土壌汚染状況調査の例によるものとした。

(ア) 土地の形質の変更の届出

土地の形質の変更は、①面積規模が 2,000 m²以上の形質変更又は②特定有害物質使用等事業所の敷地における形質変更（面積規模は問わない）が届出の対象であり、形質変更をしようとする者が着手する日の 30 日前までに市長に届け出る。①は、中小規模の開発行為が多いという本市の実状を踏まえ、届出の対象となる面積規模を土壌汚染対策法の 3,000 m²よりも引き下げ、2,000 m²以上としたものである。②は、特定有害物質使用等事業所の敷地における土地の形質の変更において、特定有害物質の汚染拡散等の公害が発生するおそれが多いことから届出の対象としたものである。なお、①又は②に該当する行為であっても、土壌汚染対策法と手続きが重複する行為等は、届出の対象としない（(イ)参照）。

(イ) 土地の形質の変更の届出を要しない行為

次の①及び⑤は届出等の手続きを重複させない目的で、②から④までは軽易な行為等として形質変更の届出の対象外としている。

① 土壌汚染対策法の規定が適用される行為

- ・ 法第 3 条第 7 項の規定による届出（法第 3 条第 1 項ただし書の確認を受けた土地における 900 m²以上の土地の形質の変更の届出）に係る行為

- ・ 法第4条第1項の規定による届出(有害物質使用特定施設が設置されている工場若しくは事業場の敷地又は使用が廃止された有害物質使用特定施設に係る工場若しくは事業場については900 m²以上、その他の土地については3,000 m²以上の土地の形質変更の届出)に係る行為
 - ・ 法第9条第1号及び第2号に掲げる行為(要措置区域における形質変更)
 - ・ 法第11条第1項の規定による指定に係る区域内における行為(形質変更時要届出区域における形質変更)
 - ・ 法施行規則第25条第5号の規定により市長が指定した土地において行われる行為
- (②) 土壌を形質変更の対象となる土地の区域外(事業所の敷地内である場合は、事業所の敷地外)へ搬出しない行為であって、次のいずれかに該当するもの[規則第59条の13第1～3号]
- ・ 土壌の飛散又は流出を伴わない行為
 - ・ 農業を営むために通常行われる行為
 - ・ 林業の用に供する作業路網の整備
- (③) 土壌又は地質に関する調査のための試料採取[同条第4号]
- (④) 非常災害のために必要な応急措置として行う行為
- (⑤) 条例の別の規定が適用される行為
- ・ 条例要措置区域(オ参照)における条例汚染除去等計画に基づく条例実施措置として行う行為(条例第66条の4)
 - ・ 条例形質変更時要届出区域(オ参照)における土地の形質の変更(条例第67条の3)
- (ウ) 特定有害物質によって汚染されているおそれがある土地の基準
- 市長は、形質変更の届出を受けたときは、環境法令に基づく過去の届出状況等を調査し、対象地が次のいずれかに該当するか否かを確認する。
- (①) 土壌の特定有害物質による汚染状態が土壌溶出量基準又は土壌含有量基準に適合しないことが明らかである土地[規則第59条の14第1号]
 - (②) 特定有害物質(又はこれを含む固体・液体)の埋立、飛散、流出又は地下浸透の履歴がある土地[同条第2号]
 - (③) 特定有害物質使用等事業所の敷地である土地[同条第3号]
 - (④) ②又は③と同等程度に土壌の特定有害物質による汚染状態が土壌溶出量基準又は土壌含有量基準に適合しないおそれがある土地(例えば、③に該当しないが、特定有害物質の使用等が過去に行われた履歴のある土地等が該当する。)[同条第4号]
- (エ) 特定有害物質によって汚染されているおそれがある土地に対する調査命令
- 市長は、届出の対象地が(ウ)①から④までのいずれかに該当すると認める場合に、対象地の所有者等に対し、指定調査機関に土壌汚染状況調査の例により対象地を調査させて、その結果を報告するよう命ずることができる。命令は書面により行い、報告期限等が示される[規則第59条の15]。ただし、第65条第2項に基づき、当該土地の土壌汚染状況調査の例により調査した結果の提出(オ参照)があった場合は、命令の対象外となる。
- (オ) 土地の形質の変更の届出に併せて行う条例土壌汚染状況調査の結果の提出
- 土地の形質の変更の届出から調査まで手続きに時間を要する場合があったことから、土地の形質の変更を行おうとする者は、当該土地の所有者等の全員の同意を得て、あらかじめ指定調査機関に土壌汚染状況調査の例により調査させて、土地の形質の変更の届出に併せてその結果を市長に提出できることとした。ただし、土地の形質の変更をしようとする範囲の一部についてのみ条例土壌汚染状況調査が実施されている場合や調査方法等に不備があった場合、土地の形質変更に着手する時点の土地の汚染の状態を反映していないものについては、第65条第2項の要件を満たしていないため、第65条第3項ただし書は適用されず、規則第59条の14に該当する場合(ウ参照)は、第65条第3項の命令の対象となる。
- オ 条例要措置区域又は条例形質変更時要届出区域の指定等(第66条～第66条の3、第67条、第67条の2、第68条の3関係)

条例土壤汚染状況調査（第 64 条の 2 第 2 項又は第 65 条第 2 項若しくは第 3 項の規定による調査）の報告の結果、土壤溶出量基準又は土壤含有量基準に適合しなかった土地は、条例要措置区域又は条例形質変更時要届出区域に指定される。条例要措置区域は土壤汚染対策法の要措置区域に、条例形質変更時要届出区域は同法の形質変更時要届出区域に相当するものであり、次の事項が同法の規定と共通している。

(ア) 両区域に関連する事項

- ・ 区域の指定に関する基準（人の健康に係る被害（又はそのおそれ）の有無に関する基準）
[規則第 59 条の 17]
- ・ 区域の解除に関する基準
- ・ 区域の指定又は解除に係る告示に関する事項 [規則第 59 条の 18、第 59 条の 28]
- ・ 台帳に関する事項（記載事項、添付書類等） [規則第 59 条の 37]

(イ) 条例要措置区域に関する事項

- ・ 条例汚染除去等計画の作成及び提出に係る事項並びに講ずべき汚染の除去等の措置及び条例実施措置に係る事項（指示の相手、講ずべき汚染の除去等の措置と同等以上の効果を有すると認められる当該土地の所有者等が講じようとする措置の種類、技術的基準、完了報告等）
[規則第 59 条の 19～第 59 条の 23 の 2]
- ・ 条例要措置区域内における土地の形質の変更の禁止（例外となる行為も土壤汚染対策法と共通） [規則第 59 条の 24～第 59 条の 27]

(ウ) 条例形質変更時要届出区域に関する事項

- ・ 条例形質変更時要届出区域内における土地の形質の変更の届出に関する事項（着手日の 14 日前までの届出、届出書の記載事項・添付書類、例外規定等） [規則第 59 条の 29～第 59 条の 33]
- ・ 条例形質変更時要届出区域内における土地の形質の変更の施行方法に関する基準（基準不適合に対する計画変更命令も含む） [規則第 59 条の 34]
- ・ 条例形質変更時要届出区域における土地の形質の変更の例外 [規則第 59 条の 34 の 2]

カ 周辺住民への周知（第 68 条関係）

土壤汚染対策法又は条例に基づいて指定された区域（要措置区域、形質変更時要届出区域、条例要措置区域、条例形質変更時要届出区域）内における措置又は土地の形質の変更を行う場合は、措置等を行おうとする者から周辺住民に対し、措置等に関する事項を事前に周知することとしている。周辺住民への情報提供により、何をしているのか明らかにすることで不安を取り除き、理解を得ることを目的とし、印刷物の配布、掲示板への掲示その他の方法により行う [規則第 59 条の 35]。

周知する事項は、措置等を行おうとする者の氏名又は名称等、措置等を行おうとする土地の土壤の汚染状態、措置等の内容とする [同条第 1 項]。また、周知する範囲は、措置等を行おうとする土地の敷地境界に近接する土地だけでなく、措置等を行うことによって人の健康又は生活環境に係る被害が生じるおそれがある土地も対象とする [同条第 2 項]。

キ 土壤汚染による地下水への影響の調査（第 68 条の 2 関係）

土壤汚染対策法の土壤汚染状況調査又は条例の条例土壤汚染状況調査の結果が土壤溶出量基準に適合していない場合には、特定有害物質の汚染が地下水へ拡散するおそれがあることから、対象地の所有者等が土壤の調査に引き続いて地下水への影響も調査し、その結果を市長に報告することとしている。なお、ここでいう土壤汚染状況調査については、土壤汚染対策法第 14 条第 3 項の規定により土壤汚染状況調査とみなされる調査は含まれないことに留意されたい。

なお、調査の契機にかかわらず、土壤汚染のあった対象地の周辺の地下水汚染の状況について、確認することは望ましいため、法第 14 条第 3 項の規定により土壤汚染状況調査とみなされる調査を行った場合であっても条例第 68 条の 2 の規定に準じて、調査し報告することが望ましい。

地下水への影響の調査は、ボーリング調査によって帯水層への影響を調査し、帯水層に汚染が生じるおそれがあると認められる場合は、地下水を採取し、基準に適合していない特定有害物質の濃度を測定することとなる。帯水層への影響の有無については、単純に地下水の採取・分析を

行うという調査ではなく、対象となる土地の地質の状況や、土壌汚染の到達程度なども勘案し、帯水層へ影響の有無及び周辺環境への拡散の有無についても、同時に実施し報告することが望ましい。地下水の採取地点は、土壌汚染に起因する地下水汚染を的確に把握できる地点又は敷地周縁の地下水の水質への影響の有無を判断できる地点とする。〔規則第 59 条の 36 第 2 項〕

土壌汚染に起因する地下水汚染を的確に把握できる地点又は敷地周縁の地下水の水質への影響の有無を判断できる地点とは、土壌汚染が確認された土地の直下、土壌汚染が確認された土地の地下水流向下流側若しくは地下水流向が不明の場合は土壌汚染が確認された土地の四方又はそれらと同様に帯水層への影響を判断できる地点が想定される。

なお、周縁への影響を評価する等の目的で、敷地境界付近に井戸等を設置する場合は、隣地の土地所有者等とよく協議し承諾を得ること。

ク 台帳（第 68 条の 3 関係）

特定有害物質の土壌調査等に関する台帳は、オ(ア)によるものも含めて次の 4 種類が作成され〔規則第 59 条の 37 第 2 項〕、水・土壌環境課の窓口にて備えて一般の閲覧に供される。

(ア) 条例要措置区域台帳

土壌汚染対策法の要措置区域台帳と同様のものとなる。

(イ) 条例形質変更時要届出区域台帳

土壌汚染対策法の形質変更時要届出区域台帳と同様のものとなる。

(ウ) 条例基準適合地台帳

条例土壌汚染状況調査の結果が土壌溶出量基準及び土壌含有量基準に適合している土地の台帳であり、調査結果等が記載される。

(エ) 指定解除地台帳

条例に基づく区域指定（条例要措置区域、条例形質変更時要届出区域）が解除された土地の台帳であり、解除された区域の帳簿に解除の旨が記載される。

ケ 条例汚染土壌の搬出（第 69 条～第 69 条の 6 関係）

条例要措置区域等（条例要措置区域又は条例形質変更時要届出区域）内の土地の土壌を「条例汚染土壌」とし、土壌汚染対策法第 16 条第 1 項に規定する「汚染土壌」と同等に取り扱い、搬出する者等が事前の届出や管理票交付等の義務を負うものとする。「条例汚染土壌」と「汚染土壌」で共通する規定は次の事項となっている。

(ア) 条例認定調査制度

条例要措置区域等内で指定調査機関による追加調査が実施され、追加調査の結果が土壌溶出量基準及び土壌含有量基準に適合していた土壌を条例汚染土壌に該当しないものとして市長が認定する制度。調査の方法は、土壌汚染対策法施行規則第 59 条に基づく掘削前調査又は掘削後調査の方法の例による。認定を受けようとする者の申請を受けて市長が認定することとなる。

〔規則第 59 条の 38、第 59 条の 39〕

(イ) 条例汚染土壌の搬出時の届出に関する事項

条例汚染土壌を搬出しようとする者は着手する日の 14 日前までに運搬方法や搬出先等の事項を市長に届け出る。

(ウ) 条例汚染土壌の運搬に関する基準

条例要措置区域等外における条例汚染土壌の運搬に関する基準を設けている〔規則第 59 条の 44〕。

(エ) 条例汚染土壌の処理委託に関する事項

条例汚染土壌を条例要措置区域等外に搬出して処理する場合は、土壌汚染対策法に基づく許可を有する汚染土壌処理業者に処理を委託する必要がある。

(オ) 一の条例土壌汚染状況調査の結果に基づき指定された複数の条例要措置区域等の間の土壌の移動に関する事項

同一契機で行われた条例土壌汚染状況調査の対象地内であっても飛び地になって指定された区域間で汚染土壌を移動する場合は、条例汚染土壌の区域外搬出に該当し、事前の届出、運搬に関する基準、管理票交付の義務が適用されるが、処理委託の義務については適用除外となる。

ただし、条例要措置区域と条例形質変更時要届出区域の間の土壌の移動は条例汚染土壌の処理委託の義務の例外とならない。

(カ) 非常災害のために必要な応急措置として行われる搬出等における適用除外

条例汚染土壌を非常災害のために必要な応急措置として条例要措置区域等外への搬出等を行う場合は、事前の届出、運搬に関する基準、処理委託の義務、管理票交付の義務が適用除外となるが、搬出した日から起算して14日以内の事後の届出が必要となる。なお、非常災害を避けるために搬出された条例汚染土壌を一時的に卸されている場所からさらに搬出する場合には、適用除外とならない。

(キ) 条例汚染土壌を試験研究の用に供するための搬出における適用除外

条例汚染土壌を試験研究の用に供するために搬出する場合は、事前の届出、処理委託の義務、管理票交付の義務が適用除外となる。

(ク) 管理票に関する事項

条例汚染土壌を条例要措置区域等外に搬出する者は、他人に処理を委託する場合は運搬する者又は処理を委託した者に、若しくは、他人に要措置区域等の土地の形質の変更に使用させる場合は運搬する者又は土地の形質の変更に使用する者に管理票を交付し、運搬する者等が交付された管理票に運搬完了日等の要記載事項を追記しながら回付等を行うことにより、条例汚染土壌の適正処理等を事後的に確認する。3者それぞれに対し、管理票又はその写しの交付、回付、送付又は保存等を義務付けている〔規則第59条の45～第59条の55の2〕。

(ケ) 措置命令

条例汚染土壌の運搬又は処理委託が適正に行われなかったことにより、条例汚染土壌の特定有害物質による汚染の拡散が懸念される時は、市長が運搬に関する基準等の違反者に対し、適正な運搬及び処理のための措置その他必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

コ 汚染土壌処理業許可申請前対策指針（第69条の7関係）

土壌汚染対策法に基づく汚染土壌処理業の許可を申請しようとする者に対し、生活環境への保全に対する一層の配慮を求めるとともに、計画地周辺の住民の理解を得た円滑な事業の実施を促すために、市長が汚染土壌処理業許可申請前対策指針を策定し、必要な指導を行うものとしている。同指針では、事業計画者（許可を受けようとする者）に対し、許可申請の前に市長との事前調整を求め、事前調整において周辺住民への周知に努めることなどを定めている。

サ 報告徴収及び立入検査（第69条の8関係）

市長は、第7章第2節の2の規定の施行に必要な限度において、下表に掲げたとおり、報告の徴収又は市職員による立入検査の実施を求めることができる。

	報告徴収の対象者	報告徴収を求める事項
報告徴収	<ul style="list-style-type: none"> 条例土壌汚染状況調査に係る土地の所有者等 条例要措置区域等内の土地の所有者等 条例要措置区域等内で「汚染の除去等の措置」又は「土地の形質の変更」を行う者（行った者） 	<ul style="list-style-type: none"> 対象地の状況 「汚染の除去等の措置」又は「土地の形質の変更」の実施状況 その他必要な事項
	<ul style="list-style-type: none"> 条例汚染土壌を当該条例要措置区域等外へ搬出した者 条例汚染土壌の運搬を行った者 汚染土壌処理業者（であった者） 	<ul style="list-style-type: none"> 条例汚染土壌の運搬又は処理の状況
		<ul style="list-style-type: none"> 事業に関する事項
立入検査	立入検査の対象	検査する事項
	<ul style="list-style-type: none"> 条例土壌汚染状況調査に係る土地 「汚染の除去等の措置」又は「土地の形質の変更」に係る条例要措置区域等内の土地 条例汚染土壌を当該条例要措置区域等外へ搬 	<ul style="list-style-type: none"> 対象地の状況 「汚染の除去等の措置」又は「土地の形質の変更」の実施状況 条例汚染土壌の状況

出した者の事務所 ・ 条例汚染土壌の運搬を行った者の事務所 ・ 条例汚染土壌の積卸しを行う場所その他の場所 ・ 条例汚染土壌の運搬の用に供する自動車等(車両、船舶等)	・ 自動車等 ・ 帳簿、書類その他の物件
・ 汚染土壌処理業者(であった者)の事務所 ・ 汚染土壌処理施設その他の事業場	・ 設備、帳簿、書類その他の物件

(4) ダイオキシン類による土壌の汚染の防止等(第2節の3関係)

平成24年10月1日の条例改正により、改正前は「土壌汚染有害物質」としていたものを改正後は「特定有害物質」と「ダイオキシン類」に分け、条例第7章第2節の3にダイオキシン類による土壌の汚染の防止等について規定している。なお、同節の規定は、神奈川県生活環境の保全等に関する条例に倣ったものとしている。

ア ダイオキシン類管理対象事業所とダイオキシン類管理対象地

第2節の3においては、ダイオキシン類対策特別措置法第2条第2項に規定する特定施設を設置する事業所を「ダイオキシン類管理対象事業所」とし、ダイオキシン類管理対象事業所の設置者を当該事業所廃止時の調査等の実施主体としている。また、ダイオキシン類管理対象事業所の敷地(ダイオキシン類管理対象事業所の敷地であった土地も含む。)を「ダイオキシン類管理対象地」とし、当該敷地の形質変更時に調査等の対象としている。

イ ダイオキシン類に係る記録の管理等(第70条関係)

(ア) ダイオキシン類特定施設の使用状況等の調査及び記録

ダイオキシン類管理対象事業所の設置者は、ダイオキシン類特定施設の使用状況その他規則第60条第2項に掲げる事項を調査(資料調査、聞き取り、現場踏査等)し、その結果を記録しなければならない。特定有害物質の使用状況等の記録の管理(3)イ(ア)参照)と同様に、調査を年1回以上行うとともに記録事項に変更がある場合はその都度その状況を調査することとしている。

(イ) ダイオキシン類管理対象地の譲渡等における記録等の引継ぎ

ダイオキシン類管理対象事業所の設置者は、ダイオキシン類管理対象地の全部若しくは一部の譲渡又は返還(事業所設置者が借り受けた土地を所有者に返還する)を行う場合に、(ア)により保存する記録を譲渡等の相手方に引き継ぎ、記録を引き継いだ者がさらに譲渡等を行う場合も同様に引き継ぐこととしている。また、ダイオキシン類管理対象地の全部又は一部の貸与を行う場合は、貸与の相手方に記録の写しを交付することとしている。引継ぎ等の義務は、土地の管理に係る義務であり、不用意に土地を改変することによるダイオキシン類に起因する公害を防止することを目的としている。

ウ 廃止されたダイオキシン類管理対象事業所の敷地であった土地等の調査(第70条の2関係)

(ア) ダイオキシン類管理対象事業所の廃止に係る届出

ダイオキシン類管理対象事業所の設置者は、当該事業所を廃止した場合に、廃止した日から30日以内にその旨を市長に届け出て、引き続き、当該事業所の敷地において、土壌のダイオキシン類による汚染の状況を調査する。

(イ) 廃止されたダイオキシン類管理対象事業所の敷地であった土地における土壌の汚染状況の調査

廃止されたダイオキシン類管理対象事業所の設置者は、当該事業所の敷地であった土地におけるダイオキシン類による汚染の状況を適切に調査ができる者に実施させ、その結果を市長に報告しなければならない。調査手順は、資料の調査、関係者からの聞き取り、現場の踏査等を行った上で、土壌試料を採取する地点を選定し、選定した地点で採取した試料中のダイオキシン類の換算量を環境庁告示第68号別表に定める方法により測定する[規則第60条の2第3項]。調査方法は、令和3年10月1日の規則改正により規則別表第16に規定しており、その内容は

従前の方法（神奈川県「特定有害物質又はダイオキシン類による土壌の汚染状態その他の事項の調査及び汚染土壌による人の健康又は生活環境に係る被害を防止するために講ずべき措置に関する指針」（平成24年9月21日付神奈川県告示第510号）を参考とした方法）と同様である。

(ウ) ダイオキシン類による土壌の汚染が確認された土地における措置

ダイオキシン類による土壌汚染の基準は、土壌1g当たりダイオキシン類の換算量が1,000pg以下とし（エ(エ)参照）、基準に適合しない土地の範囲が(イ)の調査により確定される。基準に適合しない土地は、第70条の3第3項の規定により、ダイオキシン類管理対象地の形質変更等を行う際に公害を防止する措置が求められる（エ(エ)参照）。また、当該基準に適合しない土地であって、人が立ち入ることができる地域（ダイオキシン類対策特別措置法施行令第5条）は、ダイオキシン類対策特別措置法第29条第1項に基づき対策地域に指定される場合がある。

エ ダイオキシン類管理対象地の形質変更等の実施等（第70条の3、第70条の9関係）

(ア) ダイオキシン類管理対象地の形質変更等

「ダイオキシン類管理対象地内における土地の形質の変更」又は「ダイオキシン類管理対象事業所の敷地であった土地の一部の利用の方法の変更」を「ダイオキシン類管理対象地の形質変更等」と定義し〔規則第60条の3第1項第1号〕、事前の届出を義務付け、調査等の契機としている。

(イ) ダイオキシン類管理対象地の形質変更等の届出

ダイオキシン類管理対象地の形質変更等を行おうとする者は、着手日の30日前までに形質変更等に係る計画その他の事項を届け出て、引き続き、形質変更等を行う土地において、土壌のダイオキシン類による汚染の状況を調査する。ただし、次の①、②又は③に該当する場合は、ダイオキシン類管理対象地の形質変更等の届出の対象外とする〔規則第60条の3第3項〕。

- ① 土壌の掘削を伴わない土地の形質の変更
- ② 土壌汚染が存在するおそれが比較的少ないと認められる土地で以下の要件のいずれにも該当する土地の形質の変更
 - ・掘削した土壌をダイオキシン類管理対象地から搬出しないこと
 - ・土壌の飛散又は流出を伴わないこと
 - ・掘削に係る部分の深さが50センチメートル未満であること
- ③ 非常災害のために必要な措置として行う土地の形質の変更である場合（事後の届出が必要となる場合あり。（オ）参照。）

(ウ) ダイオキシン類管理対象地の形質変更等を行う土地における土壌の汚染状況の調査

ダイオキシン類管理対象地の形質変更等の届出をした者は、形質変更等を行う前に、ダイオキシン類管理対象事業所の廃止に伴う調査（ウ(イ)参照）と同様に、対象地における土壌のダイオキシン類による汚染の状況を適切に調査ができる者に調査させ、調査結果を市長に報告しなければならない。ただし、ダイオキシン類管理対象地の形質変更等が次の①又は②に該当する場合は、調査報告が不要となる〔規則第60条の3第4項〕。

- ① 土壌汚染が存在するおそれが比較的少ないと認められる土地における行為
- ② 土壌汚染が存在するおそれが比較的多いと認められる土地における土地の形質の変更であって、次のいずれにも該当するもの
 - ・掘削した土壌をダイオキシン類管理対象地から搬出しないこと
 - ・土壌を掘削する深さまで帯水層が存在しないと認められること
 - ・掘削した土壌の飛散、流出その他の土壌の掘削に起因した公害を防止するために必要な措置が講じられていること

また、ダイオキシン類管理対象事業所の廃止時に調査が実施され、廃止日から形質変更等が実施される日までの間に対象地においてダイオキシン類特定施設が稼働していない場合は、廃止時の調査結果を利用して報告することが認められる。

(エ) ダイオキシン類管理対象地の形質変更等に伴う公害を防止する措置

ダイオキシン類による土壌汚染の基準は、土壌1g当たりダイオキシン類の換算量が1,000

pg 以下とし〔規則第 60 条の 4〕、(ウ)の調査結果の報告において形質変更等の範囲内に基準不適合の土地が含まれる場合に、形質変更等を行う者は、形質変更等に伴う基準不適合の土壤に起因する公害を防止する措置を講じ、その結果を市長に報告しなければならない。措置の方法は、神奈川県「特定有害物質又はダイオキシン類による土壤の汚染状態その他の事項の調査及び汚染土壤による人の健康又は生活環境に係る被害を防止するために講ずべき措置に関する指針」を参考とする。また、ダイオキシン類対策特別措置法第 29 条第 1 項に基づく対策地域の指定について検討が必要となる。

(ウ) ダイオキシン類による土壤汚染の基準に適合しない土地における非常災害のために必要な応急措置として行われた土地の形質の変更

ダイオキシン類管理対象事業所の廃止(ウ(イ)参照)又はダイオキシン類管理対象地の形質変更等(ウ(ウ)参照)に伴う調査によりダイオキシン類による土壤汚染の基準(エ(エ)参照)に適合していないことが確認された土地において、非常災害のために必要な応急措置として土地の形質の変更を行った者は、当該形質変更を行った日から起算して 14 日以内に届出が必要となる。

オ 周辺住民への周知(第 70 条の 4 関係)

ダイオキシン類管理対象地の形質変更等に伴う公害を防止する措置(エ(エ)参照)を行う場合は、措置を行おうとする者から周辺住民に対し、措置に関する事項を事前に周知することとしている。周知の方法・範囲及び周知する事項〔規則第 60 条の 6〕は、条例第 68 条に規定するものと同様である(3)カ参照)。

カ ダイオキシン類による地下水への影響の調査(第 70 条の 5 関係)

ダイオキシン類管理対象事業所の廃止(ウ(イ)参照)又はダイオキシン類管理対象地の形質変更等(エ(ウ)参照)に伴う調査によりダイオキシン類による土壤汚染の基準(エ(エ)参照)に適合していないことが確認された場合は、ダイオキシン類による汚染が地下水へ拡散するおそれがあることから、土壤の調査結果を報告した者が引き続いて地下水への影響も調査し、その結果を市長に報告することとしている。

地下水への影響の調査は、条例第 68 条の 2 の調査内容と同様にボーリング調査によって帯水層への影響を調査し、帯水層に汚染が生じるおそれがあると認められる場合は、地下水を採取し、ダイオキシン類の換算量を測定することとなる。地下水の採取地点は、土壤汚染に起因する地下水汚染を的確に把握できる地点とする。〔規則第 60 条の 7〕

キ 土壤調査等の記録の管理等(第 70 条の 6 関係)

第 2 節の 3 の規定による各種結果報告(土壤のダイオキシン類による汚染状況の調査結果、形質変更等に伴う公害を防止する措置の結果、地下水への影響の調査結果)は、報告をした者が当該報告に係る記録を保存することとしている。また、イ(イ)と同様、当該記録に係る土地の譲渡等において記録の引継ぎを行い、貸与において記録の写しを相手方に交付することとしている。

ク 台帳(第 70 条の 7 関係)

ダイオキシン類土壤汚染公表台帳は、第 2 節の 3 の規定による各種結果報告をもとに調製され、水・土壤環境課の窓口に備えて一般の閲覧に供される。

ケ 土地の所有者等の協力(第 70 条の 8 関係)

第 2 節の 3 の規定による調査又は措置(土壤のダイオキシン類による汚染状態の調査、形質の変更に伴う公害を防止する措置、地下水への影響の調査)は、実施主体が事業所の設置者等であり、対象地の所有者等から土地の使用に関する承諾を得る状況が想定されるため、土地の所有者等の協力を求める規定を設けている。

コ ダイオキシン類管理対象地における記録の交付等を要しない場合(第 70 条の 9 関係)

ダイオキシン類管理対象地においては、基準不適合の土壤に起因する公害の発生を防止するため、継続的に適正に管理がなされることが原則であるが、対象地における形質変更等に伴う公害の発生が見込まれない状態になった場合は、措置等の義務を継続して課す必要がない。したがって、次に掲げる場合に該当するものは、第 70 条の 3 から第 70 条の 8 までの規定を適用しないこととしている。

(ア) ダイオキシン類により汚染された土壤の浄化又は除去が完了したことにより、ダイオキシン

類管理対象地における土壌がダイオキシン類による土壌汚染の基準に適合している場合〔規則第60条の9第1号〕

- (イ) その他土地の形質の変更に伴う汚染された土壌に起因する公害の発生が見込まれない場合として市長が認める場合〔規則第60条の9第2号〕

例としては、ダイオキシン類管理対象事業所の廃止（ウ(イ)参照）又はダイオキシン類管理対象地の形質変更等（ウ(ウ)参照）に伴う調査によりダイオキシン類による土壌汚染の基準（エ(エ)参照）に適合していたことが確認された土地において、調査日以降にダイオキシン類特定施設が稼働していない場合が挙げられる。

- (5) 地下水の採取による地盤の沈下の防止（第3節関係）

ア 地下水を採取する者の責務（第71条関係）

本市では過去に大きな地盤沈下を引き起こした横浜駅、戸塚駅、新横浜駅周辺の3地区において、横浜市地盤沈下対策指導要綱に基づき地下水採取を規制してきた。また県条例では本市全域を採取指定地域として、地下水の採取は揚水施設の構造基準による許可制としてきた。その結果、現状では地盤沈下は沖積低地等での圧密沈下を除き、全体的には沈静化の傾向にあるが、今後の地下水採取量の推移によっては現状の地盤環境が維持できなくなり、新たな地盤沈下を引き起こす恐れがあることから、規定している。条文中の「配慮しなければならない」とは、軟弱地盤層の分布、地盤沈下の発生履歴等、その地域の地盤特性に応じた採水量の決定をいう。地下水供給能力を試験等により確認するなどした上で、採水量を決定することが望ましい。

イ 地下水採取の許可（第72条関係）

第72条では、地盤沈下の防止を図るため、揚水施設を設置して地下水を採取しようとする事業者は、市長の許可を得なければならないこととしている。一の事業所に設置される揚水機の吐出口の断面積の合計が6 cm²を超える揚水施設を設置する事業者を規制の対象としている。ここで「揚水施設」とは、水中ポンプを用いて地下水を採取する施設の総称で、一般には井戸、揚水機、揚水管、量水器、受水槽等を指す。

個人が飲料用に供する目的で揚水施設を設置する場合は「事業者」に該当しないが、マンション等の集合住宅の管理組合が事業者には該当することは他の規定の場合と同様である。

なお、本市鶴見区（京浜急行電鉄本線以南の地域）及び神奈川区（京浜急行電鉄本線以南の地域）については工業用水法（昭和31年法律第146号）により指定地域として指定されており、本条例と同様の構造基準が設けられていることから、同法の適用を受ける事業者については条例の許可申請対象外としている。工業用水法の対象は製造業、電気供給業、ガス供給業、熱供給業に限定されていることから、スポーツクラブやクアハウスなど他の事業用に地下水を採取する者は、同法の規制地域内であっても条例の許可申請の対象となる。

また、温泉法（昭和23年法律第125号）による許可を受けた施設については、条例の許可申請対象外としている。

ウ 許可の基準等（第73条関係）

- (ア) 第73条第1項の規則で定める基準は、規則第62条第1項で次のとおり定めている。

- a 一の事業所に設置される揚水機の吐出口の断面積の合計が22 cm²以下であること。
- b 揚水機を設置する井戸のストレーナーの地表面からの位置が100 mより深いものであること。なお、ストレーナーの位置とは設置されるストレーナーの最上端の位置のことをいう。
- c 揚水機の原因機の定格出力が2.2 kW（当該揚水機を設置する井戸の全揚程（実揚程に管の損失水頭を加えたものをいう。）が50 m以深の場合にあっては、3.7 kW）以下であること。

- (イ) 第73条第1項ただし書きでは、許可基準を適用しない場合について次のとおり定めている。

a 防災又は消防の用に供する揚水施設

市長が認める防災又は消防の用に供する揚水施設は、地震、火災等の非常災害時に通常の給水に代えて給水するためのものであり、自家発電装置等を備えたものであって、次に掲げ

るものとする。

- (a) 避難者等に対する生活用水等として用いるもの。
- (b) 消火用として用いるもの。
- (c) 危険物、高圧ガス等貯蔵施設、製造施設等の安全確保として用いるもの。
- (d) 下水処理場、廃棄物焼却場等の社会一般に極めて大きい影響を及ぼす事業所の操業確保として用いるもの。
- (e) その他、非常災害用として、特に認めるもの。

b 汚染された地下水の浄化対策の用に供する揚水施設

市長が認める浄化対策用揚水施設は、汚染された地下水を浄化することを目的に設置するものであり、他の用途との兼用又は他の用途への転用はできない。

c 農業の用途に供する揚水施設

農業の用途に供する揚水施設は、他の水源をもって地下水に代えることが著しく困難な場合に、許可基準の適用を除外することとしている。

なお、上記の許可基準を適用しない揚水施設であっても、地下水の採取が地盤沈下の原因となる恐れがあるため、これらの揚水施設の設置に際しては地質、地盤、周辺における地下水の採取状況等を十分に調査し、地盤環境の保全について最大限配慮することが必要である。

エ 開始の届出(第74条関係)

第74条は、許可を受けた揚水施設に関して、地下水の採取を開始したときの届出について規定したものである。

オ 変更の許可(第75条関係)

(ア) 第75条では、変更許可を要する事項を次のとおり規定している。ただし、既に受けた許可に係る事項を超えない範囲の変更であって規則第63条第2項に規定されている事項については、第76条の変更届出により届け出るよう規定している。

a 揚水施設の数及び位置

揚水施設の数及び位置の変更について、変更許可を要する事項としている。当該変更の許可の基準は、第73条第1項で規定する規則第62条第1項の許可基準を準用する。

b 揚水施設の構造

揚水機の吐出口の断面積、ストレーナーの位置及び揚水機の定格出力に係る事項の変更については、変更許可を要する事項としている。

なお、既設の施設と比して吐出口の断面積や定格出力が同等の揚水機に変更する場合、又は同じ位置で同じ深度にストレーナーを持つケーシングへ変更する場合にあっては、変更許可の対象ではない。当該変更の許可の基準は、第73条第1項で規定する規則第62条第1項の許可基準を準用する。

c 地下水採取量及び用途

地下水採取量及び用途については第71条の趣旨に鑑み、地下水を採取する者にあつては、地下水を合理的かつ適正に使用することにより地下水採取量の削減に努めることが、地盤環境の保全上重要である。

(イ) 第75条第2項及び第3項は、変更許可を受けた揚水施設の変更に際して、変更が完了したとき及び変更を中止したときの届出について規定したものである。

カ 変更の届出(条例第76条関係)

第76条は、揚水施設の設置及び地下水の採取の許可を得た事業者について、法人代表者の住所、氏名及び事業所の名称、事業所の概要等について変更が生じたとき及び施行規則第63条第2項に規定されている事項の変更のときの届出について規定したものである。

キ 承継(第77条関係)

第77条第1項は、許可を受けた揚水施設を新たな事業者が譲り受け又は借り受けたときの当該揚水施設に対して与えられた許可の承継について規定したものである。

また、第121条の規定に基づく小規模揚水施設は許可を受けた揚水施設ではないので、本承継

手続の適用外とする。許可を受けた揚水施設を設置し地下水を採取している事業者が、小規模揚水施設の承継を受ける場合については変更許可申請の対象とし、地下水採取に係る変更許可を受けることが必要である。この場合の変更許可の基準は第 73 条第 1 項で規定するように規則第 62 条第 1 項の基準を適用する。

ク 廃止の届出（第 78 条関係）

第 78 条では、許可を受けた揚水施設を設置し地下水を採取している事業者が地下水の採取を取りやめ、揚水施設を廃止したときの届出について規定している。

揚水施設の廃止は次のいずれかのとおり。

(ア) 井戸を土砂等により埋め戻したとき。

(イ) 揚水機の原動機を撤去したとき。

(ウ) 揚水機の原動機の電気配線を切断し、揚水管を撤去したとき。

なお、いずれの場合でも地下水採取が不可能な状態を揚水施設の廃止とする。

許可を受けた揚水施設を許可を要しない小規模揚水施設に変更する場合は、既設の揚水機を撤去した時点で本条の届出を行い、改めて小規模揚水施設の設置の届出が必要となる。

ケ 許可の失効（第 79 条関係）

第 79 条では、許可を受けた揚水施設を廃止した場合、又は許可対象の変更により許可対象に該当しなくなった場合、当該許可を受けた者の許可効力が失効することについて規定している。

コ 許可の取消し（第 80 条関係）

第 80 条は、不正な手段等により地下水採取許可及び変更許可を受けた事業者について、当該許可の取消しができることを規定したものである。

また、採取許可及び変更許可を受けてから 1 年以内に開始又は変更せず、引き続きその見込みがないときについても許可の取消しができることとしている。

サ 地下水採取量等の測定等（第 81 条関係）

第 81 条は、揚水施設を設置する事業者の日常の揚水施設の管理として、地下水採取量及び水位の測定、記録、報告について規定したものである。

採取量及び水位の測定については、規則第 61 条で定める揚水施設により地下水を採取している者に対し、規則別表第 17 の通り地下水採取量及び水位を測定、記録し、その結果を半年ごとに市長に報告することを義務づけている。ただし、条例第 73 条第 1 項各号に定める、防災又は消防の用に供するとき、汚染された地下水の浄化対策のために地下水を採取するとき及び農業の用に供するときのいずれかに該当する地下水の採取を行う者については、市長の求めに応じて報告するものとしている。

また、日量 250 m³以上の地下水を採取する許可を受けた事業者にあつては周辺地盤の沈下に対する影響が大きいと思われるため、自由地下水の水位の測定についても規定している。これは地盤沈下を起こしやすい地層（例えば泥炭質泥層など）の監視に特に有効であることによる。測定方法や測定日については規則別表第 17 の 2 の(1)、(2)に示したとおりである。

なお、事業者の当該測定記録の保存期間は 3 年間としている。

シ 地盤沈下防止に係る命令等（第 82 条関係）

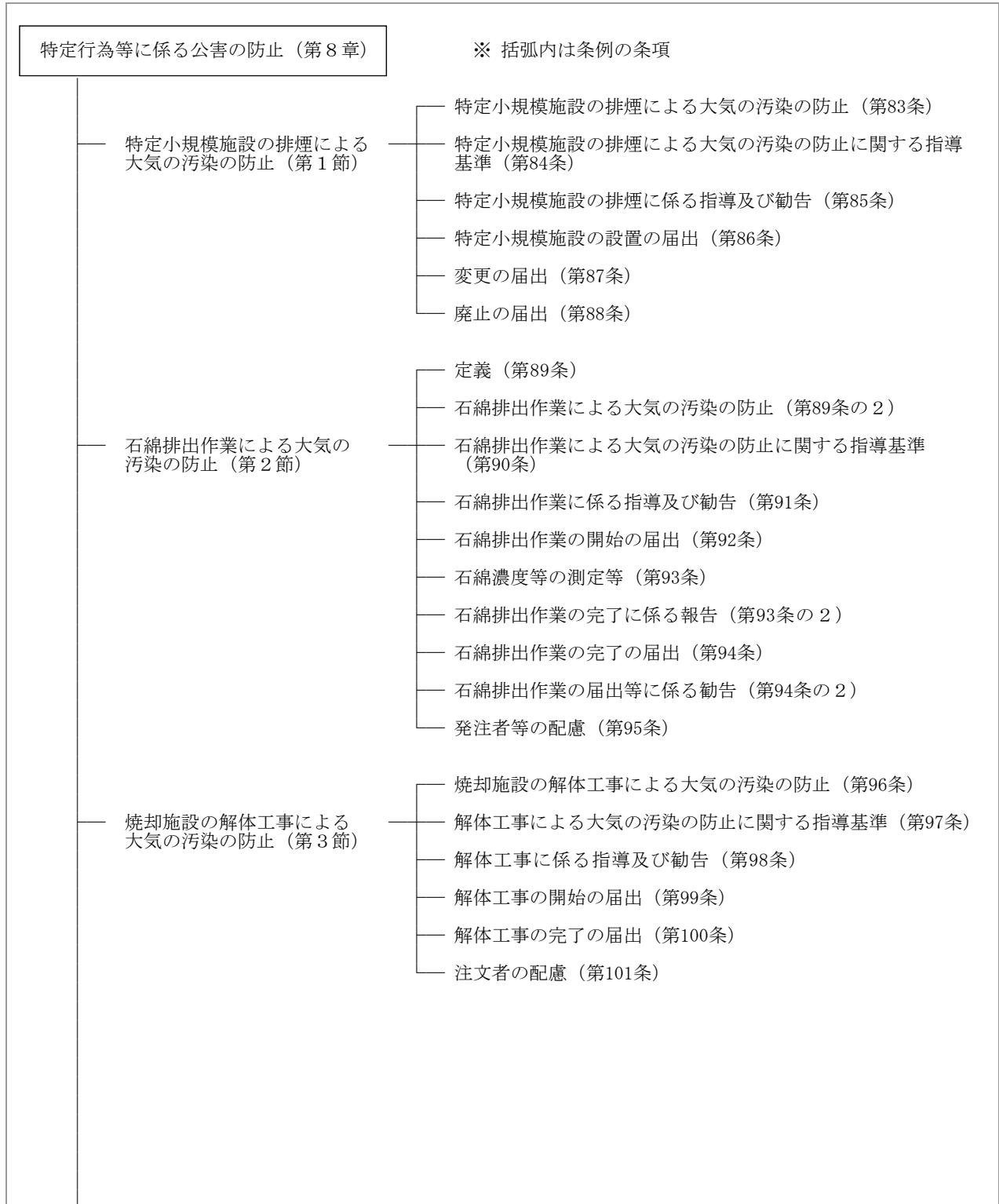
第 82 条では、地盤の沈下が現に発生しているか、又は発生する恐れが十分あると認められ、かつ、地下水の採取行為と地盤沈下との間に因果関係があると認められた場合に、許可対象の揚水施設により地下水を採取している者に対し、揚水施設の改善、地下水採取量の減少、若しくは採取の停止を命ずることができることを規定している。

8 第8章「特定行為等に係る公害の防止」について

事業者が行う行為等の中で公害防止対策が必要なものについて、要綱等に基づく取組の実績を踏まえて独自の制度として規定しているところで、7節45条により構成される。

平成15年4月施行の条例の制定にあたり、以下の各要綱等の指導水準を維持した指導基準を定めた。

- アスベスト(石綿)使用建築物の改修・解体工事指導指針(昭和63年5月施行)
- 小規模固定型内燃機関に係る横浜市窒素酸化物対策指導基準(平成元年6月施行)
- 横浜市焼却炉に関するばい煙・ダイオキシン類対策指導要綱(平成9年4月施行)
- 横浜市廃棄物焼却施設の解体工事におけるダイオキシン類等汚染防止対策指導指針(平成14年3月施行)



<p>工事排水による水質の汚濁の防止（第4節）</p>	<ul style="list-style-type: none"> — 工事排水による水質の汚濁の防止（第102条） — 工事排水による水質の汚濁の防止に関する指導基準（第103条） — 工事排水に係る指導及び勧告（第104条） — 工事排水に係る届出（第105条） — 変更の届出（第106条） — 完了の届出（第107条）
<p>屋外作業に伴う騒音及び振動による公害の防止（第5節）</p>	<ul style="list-style-type: none"> — 屋外作業に伴う騒音及び振動による公害の防止（第108条） — 屋外作業に伴う騒音及び振動による公害の防止に関する指導基準（第109条） — 屋外作業に係る指導及び勧告（第110条） — 屋外作業の開始の届出（第111条） — 変更の届出（第112条） — 中止の届出（第113条）
<p>掘削作業による地盤の沈下の防止（第6節）</p>	<ul style="list-style-type: none"> — 掘削作業による地盤の沈下の防止（第114条） — 掘削作業による地盤の沈下の防止に関する指導基準（第115条） — 掘削作業に係る指導及び勧告（第116条） — 掘削作業の開始の届出（第117条） — 変更の届出（第118条） — 地盤変動の測定等（第119条） — 完了の届出（第120条）
<p>小規模揚水施設に係る地下水の採取による地盤の沈下の防止（第7節）</p>	<ul style="list-style-type: none"> — 小規模揚水施設に係る地下水の採取による地盤の沈下の防止（第121条） — 小規模揚水施設に係る地下水の採取による地盤の沈下の防止に関する指導基準（第122条） — 小規模揚水施設に係る地下水の採取に係る指導及び勧告（第123条） — 小規模揚水施設の設置の届出（第124条） — 小規模揚水施設に係る地下水採取量等の測定等（第125条） — 変更の届出（第126条） — 小規模揚水施設の廃止の届出（第127条）

(1) 特定小規模施設の排煙による大気汚染の防止（第1節関係）

ア 特定小規模施設の排煙による大気汚染の防止（第83条関係）

第83条は、大気汚染防止法に規定するばい煙発生施設や条例に規定する指定施設の対象規模未満の小規模な施設から発生する排煙による大気汚染を防止するため、これらの施設を設置し排煙を排出する事業者に対し努力義務を課したものである。

「特定小規模施設」とは、規則第68条に規定する小規模固定型内燃機関、ガスタービン及び小規模焼却炉等をいう。

「小規模固定型内燃機関」とは、ばい煙発生施設の対象規模未満で、一定規模以上の能力をもつ規則で定める固定型内燃機関をいい、ガスエンジン、ガソリンエンジン及びディーゼルエンジンを規定している。これらの施設は、主に空調や発電等の動力源として用いられるなど広く利用されている。

小規模固定型内燃機関に係る窒素酸化物対策については、平成 15 年 3 月までは「小規模固定型内燃機関に係る横浜市窒素酸化物対策指導基準」により指導を行ってきたが、これらの施設は小型で高性能化し、普及も進んでおり、施設から排出される窒素酸化物の濃度も比較的高いことから、従前の指導の内容を継承するため特定小規模施設として規定している。

また、平成 17 年 4 月からは、それまで指定施設であった燃料の燃焼能力が重油換算 1 時間当たり 50 L 未満の小規模なガスタービンを特定小規模施設に追加している。

「小規模焼却炉等」としては、指定施設とならない小規模な廃棄物焼却炉（以下「小規模焼却炉」という。）、「動物火葬炉及び木炭、竹炭等を製造するために原材料を乾留する施設を規定したほか、市内で使う場合に限定し移動式の廃棄物焼却炉及び移動式の動物火葬炉についても対象としている。移動式のものについては、施設の規模によらず対象となる。

小規模焼却炉等については、平成 15 年 3 月までは「横浜市焼却炉に関するばい煙・ダイオキシン類対策指導要綱」により指導を行ってきたが、これらの施設に起因する生活被害の苦情が多く寄せられていることなどから、従前の指導の内容を継承するため特定小規模施設として規定している。

「動物火葬炉」とは、犬や猫などの愛玩動物の死体を火葬するための施設であり、施設の構造としては廃棄物焼却炉とほぼ同様のものであるが、廃棄物の処理にあたらぬという従来からの判断により、廃棄物焼却炉とは区別している。従って、愛玩動物の大きさや種類に関わらず火葬を目的に使用する場合がこれに該当し、動物の死体を廃棄物として処理するために焼却する場合や火葬以外に廃棄物の焼却も行う場合等は廃棄物焼却炉に該当することとなる。

「移動式」とは、一定の場所に固定されずに移動して使用することを目的とする場合をいい、移動式の廃棄物焼却炉及び移動式の動物火葬炉については、市内で使用する場合は施設の規模によらず対象施設となる。なお、移動できる形態をとっていたとしても、本来の目的を喪失して一定の場所に固定して使用されるようになった場合は、移動式としての扱いを受けないことになる。

イ 特定小規模施設の排煙による大気汚染の防止に関する指導基準（第 84 条関係）

第 84 条は、市長が特定小規模施設の排煙による大気汚染の防止について指導基準を定め、これを公表することを規定しているものであり、小規模固定型内燃機関及びガスタービンに関しては「小規模固定型内燃機関及びガスタービンの排煙による大気汚染の防止に関する指導基準」、小規模焼却炉等に関しては「小規模焼却炉等の排煙による大気汚染の防止に関する指導基準」を定め公表している。

「小規模固定型内燃機関及びガスタービンの排煙による大気汚染の防止に関する指導基準」については、「小規模固定型内燃機関に係る横浜市窒素酸化物対策指導基準」の内容を原則そのまま継承している。ガスエンジンのうちガスヒートポンプについては、技術開発の動向から、窒素酸化物の排出濃度の大幅な改善がみられることから、平成 15 年 4 月 1 日以後に設置される施設については段階的に基準値を強化している。その他の施設については、技術的な水準や施設の利用形態、規模、窒素酸化物の排出の状況等を考慮し、従前の指導の水準をそのまま維持している。また、ガスタービンについては、令和 2 年 4 月より基準値を設定している。

「小規模焼却炉等の排煙による大気汚染の防止に関する指導基準」については、設備基準、管理基準及びダイオキシン類の排出濃度基準を定めているが、このうち設備基準及び管理基準は、動物火葬炉（移動式の動物火葬炉を含む。）及び移動式の廃棄物焼却炉に適用される。小規模焼却炉（移動式のものを除く。）については、この設備基準及び管理基準は適用されないが、事業所に設置されている全ての廃棄物焼却炉については「廃棄物焼却炉に係る規制基準」（規則別表第 5、別表第 6 等）を遵守する必要があるため、小規模焼却炉であってもこの基準を遵守する必要がある。

ウ 特定小規模施設の排煙に係る指導及び勧告（第 85 条関係）

第 1 項は、第 84 条の指導基準に基づき、市長が特定小規模施設を設置している事業者に対し必要な指導及び助言をすることができることを規定している。

第 2 項は、特定小規模施設が第 84 条の指導基準に適合しないことにより大気汚染を生ずる

おそれがあると認められる場合に、市長が事業者に対し必要な措置をとるよう勧告することができることを規定している。

エ 特定小規模施設の設置の届出（第 86 条関係）

第 1 項は、特定小規模施設を設置しようとする事業者は、特定小規模施設を設置する 30 日前までにその旨を市長に届け出なければならないことを規定している。

小規模焼却炉等の設置に当たっては、規模にかかわらず届出の手続きが必要となる。また、移動式の廃棄物焼却炉及び移動式の動物火葬炉については、使用場所が不確定であっても施設を使用する事業者の名称、使用の状況及び施設の構造等の必要な事項について届け出ることとなる。

なお、小規模固定型内燃機関及びガスタービンのうち非常用の施設については、届出の手続きは除外している。

第 2 項は、第 1 項の届出に係る特定小規模施設を譲り受け、若しくは借り受けた者又は当該届出をした者について相続、合併若しくは分割があった場合における相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人若しくは分割により当該特定小規模施設を承継した法人は、その旨を市長に届け出なければならないことを規定している。

オ 変更の届出（第 87 条関係）

第 1 項は、第 86 条の届出をした者は、特定小規模施設に係る変更のうち第 86 条第 1 項第 2 号から第 4 号までに掲げる事項の変更をしようとするときは、その変更の日の 30 日前までにその旨を市長に届け出なければならないことを規定している。

第 2 項は、第 86 条の届出をした者は、第 86 条第 1 項第 1 号に掲げる事項を変更したときは、その日から起算して 30 日以内にその旨を市長に届け出なければならないことを規定している。

カ 廃止の届出（第 88 条関係）

第 88 条は、第 86 条の届出をした者は、特定小規模施設を廃止したときは、廃止の日から 30 日以内にその旨を市長に届け出なければならないことを規定している。

(2) 石綿排出作業による大気汚染の防止（第 2 節関係）

ア 定義（第 89 条関係）

第 89 条は、第 2 節「石綿排出作業による大気汚染の防止」において使用頻度が高く、かつ、語義の統一を図ることが必要な用語について、それらの意義を規定したものである。

(ア) 石綿含有建築材料（第 1 号）

「石綿含有建築材料」とは、吹付け石綿その他の石綿を含有する建築材料で規則第 70 条に規定する「吹付け石綿」、「石綿を含有する断熱材、保温材及び耐火被覆材（吹付け石綿を除く。以下「石綿含有断熱材等」という。）」、「石綿布」、「石綿を含有するセメント建材（成形板に限る。以下「石綿含有セメント建材」という。）」並びに「石綿を含有する仕上塗材及び下地調整塗材（以下「石綿含有仕上塗材等」という。）」をいう。これらの建築材料における石綿の含有の考え方は、大気汚染防止法の特定建築材料に関する判断基準と同様に、建築材料の製造又は現場施工における建築材料の調製に際して石綿を意図的に含有させたもの又は石綿の重量が当該建築材料の重量の 0.1% を超えるものをいうものとする。

「吹付け石綿」及び「石綿含有断熱材等」は、大気汚染防止法における「吹付け石綿」及び「石綿含有断熱材等」とそれぞれ同義である。石綿含有吹付けパーライト及び石綿含有吹付けバーミキュライト（ひる石）については、大気汚染防止法の判断基準と同様に「吹付け石綿」として扱う。

「石綿布」とは、建築物等（建築物その他の工作物をいう。）の配管等に使用されている石綿紡織品をいう。

「石綿含有セメント建材」とは、セメントを主体として作られたもので石綿を含有する製品をいい、石綿スレート、石綿セメントボード、石綿セメント円筒及び石綿セメント管等をいう。成形板に限るため、現場で調整し施工する建築材料は該当しない。

「石綿含有仕上塗材等」とは、石綿を含有する仕上塗材（規格 A6909 に規定する建築物等の内外装仕上げに用いられる建築用仕上塗材をいう。）及び下地調整塗材（規格 A6916 に規定す

る建築用仕上塗材、塗料、セラミックタイル等による内外装仕上げ工事の下地調整のために用いられる下地調整塗材をいう。)をいう。石綿を含有する仕上塗材については、平成29年5月の環境省による通知において、吹付け工法により施工されたことが明らかな場合には、大気汚染防止法において吹付け石綿に該当するものとして扱うこととされていたが、令和2年6月の大気汚染防止法の改正を受け、施工方法にかかわらず吹付け石綿及び石綿含有断熱材等以外の特定建築材料として扱うこととされた。作業方法によっては石綿が飛散するおそれがあること、仕上塗材と下地調整塗材は合わせて除去する場合があることを鑑み、令和3年3月の条例の改正で石綿含有仕上塗材等を規制の対象に追加した。

(イ) 石綿排出作業(第2号)

「石綿排出作業」とは、石綿含有建築材料が使用されている建築物等を解体し、改造し、又は補修する作業のうち、その作業の場所から排出され、又は飛散する石綿が大気の汚染の原因となるものをいう。

吹付け石綿、石綿含有断熱材等、石綿布及び石綿含有仕上塗材等が使用されている建築物等を解体し、改造し、又は補修する作業については、その使用面積にかかわらず石綿排出作業となる。

この他、石綿含有セメント建材が使用されている建築物等を解体し、改造し、又は補修する作業については、その使用面積の合計が1,000㎡以上であるものが石綿排出作業となることを規定している。使用面積の合計とは、同一敷地内にある建築物等の解体し、改造し、又は補修する作業の対象となる部分に使用されている石綿含有セメント建材の面積の合計をいう。この場合、解体し、改造し、又は補修する作業を伴う建設工事が複数に分割されていたとしても、それぞれの建設工事が一連の工事として行われる場合は、その使用面積を合計することとなる。

(ウ) 石綿排出工事(第3号)

「石綿排出工事」とは、石綿排出作業を伴う建設工事をいう。

イ 石綿排出作業による大気の汚染の防止(第89条の2関係)

第89条の2は、石綿排出工事における石綿排出作業による大気の汚染を防止するため、石綿排出工事の発注者、元請業者若しくは下請負人又は自主施工者に対し努力義務を課したものである。

石綿が使用されている建築物を解体し、改造し、又は補修する作業による石綿の飛散の防止については、平成15年3月まで「アスベスト(石綿)使用建築物の改修・解体工事指導指針」により指導を行ってきた。そこで、従前の指導の内容を継承するため石綿排出作業による大気の汚染の防止について規定している。

ウ 石綿排出作業による大気の汚染の防止に関する指導基準(第90条関係)

第90条は、市長が石綿排出作業による大気の汚染の防止について指導基準を定め、これを公表することを規定しているものであり、「石綿排出作業による大気の汚染の防止に関する指導基準」を定め公表している。

石綿排出作業を実施するに当たり、大気汚染防止法施行規則(昭和46年厚生省・通商産業省令第1号)第16条の4に規定する作業基準を遵守するほか、石綿布、石綿含有セメント建材及び石綿を含有する仕上塗材に係る作業についてはそれぞれ指導基準に定める作業基準を遵守する必要がある。作業基準に合致するものであれば、飛散防止対策を施す対象の作業部位により採られる作業方法には多様性があると考えられる。作業方法については、指導基準に掲げる方法と同等以上の効果を有すると認められる新たな飛散防止対策が開発された場合等は、市長の判断により柔軟に対応することができるものとする。

作業基準において、「シート等」とは通気性のないシート(プラスチックシート等)をいう。「密閉性を確保」とは、養生したプラスチックシート等の隙間をテープで目張りをすることや、作業場の出入口にプラスチックシート等を垂らすこと等により作業場から石綿を漏洩させない措置を講じることを用いる。「パネルやシート等」には、パネルやプラスチックシート等のほか防音シートや防災シートを含む。「電気グラインダーその他の電動工具」とは、ディスクグラインダー又はディスクサンダーをいう。

石綿濃度等の測定において、「局部的に隔離するための袋状の用具」とはいわゆるグローブバッグをいう。

応急の措置及び報告において、「飛散したとき」とは石綿濃度等の測定で石綿繊維数濃度が1本/Lを超えたとき等の状況をいう。「飛散するおそれが生じたとき」とは、石綿濃度等の測定で総繊維数濃度が1本/Lを超えたときや、不可抗力によると故意又は過失によるとを問わず、通常の石綿排出作業においては想定しえないような経緯によってシートが大きく破断し作業場の負圧隔離が解除されてしまう状況や集じん・排気装置の明らかな不具合が確認され集じん・排気装置の排気口の粉じん濃度が著しく上昇した状況等をいう。「応急の措置」とは、除去等の作業の作業再開後に再び石綿が漏洩することが無いよう、集じん・排気装置のフィルタの装着の不具合の修繕や漏えい箇所の修繕等の飛散防止のための応急措置のほか、原因究明及び再発防止措置を講じることをいう。また、「通報」は石綿排出工事の発注者が行っても差し支えない。

エ 石綿排出作業に係る指導及び勧告（第91条関係）

第1項は、第90条の指導基準に基づき、市長が石綿排出工事の発注者、元請業者若しくは下請負人又は自主施工者に対し必要な指導及び助言をすることができることを規定している。

第2項は、石綿排出作業が第90条の指導基準に適合せず、大気汚染を生ずるおそれがあると認められる場合に、市長が当該石綿排出作業を伴う石綿排出工事の発注者、元請業者若しくは下請負人又は自主施工者に対し必要な措置を執るよう勧告することができることを規定している。

オ 石綿排出作業の開始の届出（第92条関係）

第1項は、石綿排出工事の発注者又は自主施工者が、当該石綿排出工事における石綿排出作業を開始する日の7日前までに、石綿排出作業開始届出書を市長に届け出なければならないことを規定している。なお、石綿含有仕上塗材等に係る作業は、令和2年6月の大気汚染防止法の改正で届出対象特定工事に係る作業から除外されたため、届出は要しないものとしている。また、大気汚染防止法に規定されている届出対象特定工事に係る作業は、手続の簡素化のため、石綿排出作業開始届出書を重複して届け出る必要はない。石綿排出作業の内容が指導基準に適合するものであるかどうかを審査するとともに、必要に応じて石綿排出作業の内容について勧告等を行うため作業開始日の7日前までに石綿排出作業開始届出書を届け出ることとしている。

第2項は、災害その他非常の事態の発生により第1項に規定する石綿排出作業を緊急に行う必要がある場合には、石綿排出作業の開始する日の7日前までに限らず、速やかに市長に届け出なければならないことを規定している。

カ 石綿濃度等の測定等（第93条関係）

第93条は、石綿排出作業における石綿の漏えいを監視するため、石綿排出工事の元請業者又は自主施工者が、石綿含有仕上塗材等に係る作業を除き、当該石綿排出工事における石綿排出作業を行う場所における大気中の石綿濃度等を測定し、その結果を記録し、及び3年間保存しなければならないことを規定している。吹付け石綿及び石綿含有断熱材等に係る作業については、「作業期間中に1回以上、作業終了後に1回」測定することとしているが、石綿布及び石綿含有セメント建材に係る作業については、吹付け石綿等に比べ石綿の飛散が少ないと考えられることから、「作業期間中に1回以上」測定することとしている。

キ 石綿排出作業の完了に係る報告（第93条の2関係）

第93条の2は、第93条の規定による大気中の石綿濃度等の測定を行った元請業者が、石綿排出作業の完了の届出を行う日までに、発注者へ大気中の石綿濃度等の測定の結果や作業の実施状況等を書面にて報告しなければならないことを規定している。

ク 石綿排出作業の完了の届出（第94条関係）

第94条は、第92条の規定による石綿排出作業の開始の届出をした者が、作業完了後は大気中の石綿濃度等の測定の結果や作業の実施状況等を添付して、石綿排出作業完了届出書を市長へ届け出なければならないことを規定している。

また、大気汚染防止法に規定する届出対象特定工事に係る作業についても、作業完了後に石綿排出作業完了届出書を市長に届け出なければならないことを規定している。

ケ 石綿排出作業の届出等に係る勧告（第94条の2関係）

第 94 条の 2 は、第 92 条又は第 94 条の規定による届出をせず、若しくは虚偽の届出をしたとき、又は第 93 条の規定による測定、記録及び保存をしていないときに、市長が該当する者に対し必要な措置を執るよう勧告することができることを規定している。

コ 発注者等の配慮(第 95 条関係)

第 1 項は、工事の作業内容は発注者の意向に左右されるところが大きいため、石綿排出工事の発注者が、当該石綿排出工事の元請業者に対し、施工方法、工期、工事費その他当該石綿排出工事の請負契約に関する事項について、当該石綿排出工事における石綿排出作業が指導基準に適合すること及び当該元請業者が第 93 条の規定による測定を行うことを妨げるおそれのある条件を付さないよう配慮しなければならないことを規定している。

第 2 項は、第 1 項に規定する石綿排出工事の発注者の施工方法、工期、工事費その他当該石綿排出工事の請負契約に関する事項への配慮を、石綿排出工事の元請業者又は下請負人が当該石綿排出工事の全部又は一部を他の者に請け負わせるときについて準用することを規定している。

(3) 第 3 節 焼却施設の解体工事による大気汚染の防止(条例第 96 条～第 101 条関係)

ア 条例化の趣旨等

国においては、平成 13 年 4 月に労働安全衛生規則を改正し、廃棄物焼却施設の解体工事における作業従事者のダイオキシン類へのばく露防止措置を規定するとともに、「廃棄物焼却施設内作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策要綱」を策定した。

これに対して、廃棄物焼却施設の解体工事におけるダイオキシン類等の飛散・流出による周辺環境への汚染を未然に防止すること等を目的として、平成 14 年 3 月 1 日に「横浜市廃棄物焼却施設の解体工事におけるダイオキシン類等汚染防止対策指導指針」(以下「旧焼却施設解体指針」という。)を施行し、それにより指導を行ってきた。

その後も焼却施設の解体工事によるダイオキシン類等の汚染を防止する必要があることから、平成 15 年 4 月施行の条例の制定に当たっては「焼却施設の解体工事におけるダイオキシン類等汚染防止対策指導基準」を定め、旧焼却施設解体指針の内容を継承することとし、届出等の手続を規定した。

イ 届出の対象について

対象となる設備は、焼却施設の廃棄物の投入口等から煙突までの附帯設備を含む総体である。「附帯設備」とは、集じん機、煙道設備、排煙冷却設備、洗煙設備、排水処理設備、廃熱ボイラー、灰ピット及び灰処理設備等をいう。

「焼却施設の解体又は撤去を行う工事」には、焼却施設の一部の解体又は撤去を含む。また、焼却施設に係る設備の大規模な撤去を伴う改修工事も該当する。ただし、維持管理のために行う定期的な点検及び補修作業で、廃棄物焼却炉及び附帯設備等の焼却施設を構成する設備の除去を伴わない作業については該当しない。具体的には、耐火レンガの交換、焼却施設を構成する設備の部品(助燃バーナー、噴射ノズル、搬送コンベア内のスクリーン等)の交換に伴う工事をいう。

「設置場所以外の場所において行う解体作業」とは、焼却施設の解体作業が、設置場所から市内の別の場所へと移動して施工されることを指すものである(以下「移動解体」という。)。この場合、市外で撤去され、市内に搬入されて解体作業が行われるものも含む。

ウ 手続について

解体工事を施工しようとする者に対し、その工事の内容が基準に適合するものであるかどうかを審査するため、工事開始の 14 日前までに工事開始届出書を提出することと規定した。また、工事完了後、工事の実施状況や環境調査結果等を添付して、工事完了届出書を提出することと規定した。

なお、工事の期間は、環境調査結果の提出を要する場合、その分析等に要する期間を含むものとし、完了したときとは、環境調査結果を入手した日又は解体工事より発生した廃棄物が適正に処理されたことを確認した日の、いずれか遅い日とする。また、変更の手続は規定していないが、届出の内容の主要な部分に変更が生じた場合、その変更内容について速やかに報告することとする。

解体工事を届け出る者は、原則として注文者又は作業工程を管理している工事の施工者とする。施工者の中でも下請業者を使用して工事を施工する場合、全ての下請業者を管理している元請業者が届出する義務を負うこととする。

なお、横浜市内で完結する移動解体工事の届出は、撤去分及び解体分、各々、届け出ることを原則とする。

エ 指導基準について

(ア) 焼却施設の区分（別表 1 関係）

解体工事を行う焼却施設の区分は、焼却施設の規模だけでなく、使用されていた形態、解体作業方法も参考にして決めることになる。

B 区分における「ただし、切断することなく煙突等の分離のみを行う場合を除く。」とは、煙突の場合は、ボルト締め等であれば、容易に分離できることを想定しており、煙突以外の場合でも焼却施設本体と集塵機などの附帯設備の分離が切断することなく容易に分離できれば同様である。ただし、分離作業時に内部の汚染物が飛散しないような対策をすることが必要である。なお、対策の方法としては、煙突頂部等の開口部を養生し、必要に応じて湿潤化等の措置をした上で、分離該当部分のボルトを緩めてから（ボルトのナットだけをはずしてから）該当部分をビニール等で余裕を持たせて覆い、分離と同時に中心を絞って切り離す方法などが考えられる。

(イ) 環境調査（別表 3 関係）

〈大気分析〉及び〈土壌分析〉の「解体工事を行う焼却施設を中心にした 4 方向の敷地境界内の場所において」における 4 方向については、焼却施設の設置状況がそれぞれ異なるため、一律に決めることはできない。敷地内において解体工事の影響を把握できる場所を選定することになる。そのため、建築物等の遮蔽物がある場合には、その内側になる場所を選定し、4 方向の場所については解体現場から同距離になることが望まれる。

なお、土壌分析において、ダイオキシン類以外に、土壌溶出量基準及び土壌含有量基準の適否について調査する必要がある。

オ 届出様式について（細則第 21 号様式及び第 22 号様式関係）

(ア) 記載方法等

設置場所の異なる複数の焼却施設を市内で同一の者が一定期間に移動解体する場合、「解体工事の名称」、「工事区分」が同じであれば、「施設の設置場所及び事業所名」等については、リスト化し別紙添付することが可能である。

なお、平成 24 年 10 月の改正で移動解体のときの撤去工事又は解体工事の区別を明確にするため届出書の「解体工事の施工場所及び事業所名」の欄を「解体工事（解体・撤去）の施工場所及び事業所名」に変更した。

(イ) 添付書類

「解体工事を行う焼却施設内部の汚染物の事前サンプリング調査結果」については、平成 13 年 4 月 25 日付厚生労働省労働基準局長名通知「基発第 401 号の 2」に従って調査した結果を添付すること。条例では、サンプリングの場所、方法等については定めていない。

カ その他

廃止した焼却施設をしばらくの間、解体撤去できない場合は、焼却施設内に雨水が入らないよう煙突の開口部を覆って、投入口及び灰出し口は閉め切り状態にすること。腐食により破損するおそれがある焼却施設については、ビニールシート等で覆うなどの養生を行うこと。

(4) 工事排水による水質の汚濁の防止（第 4 節関係）

ア 工事排水による水質の汚濁の防止（第 102 条関係）

下水道や地下鉄の工事、大規模なビル等の建設工事に伴って洗浄水や湧水等の排水が生じる。特にアルカリ性の排水、油混じりの排水、土砂や廃塗料による濁水などが直接河川や海に排出されると、河川等の水質汚濁を招く。このため建設工事により発生する排水（以下「工事排水」という。）を排出する事業者は、公共用水域の水質の汚濁の防止に努めることを規定したものであ

る。ここで「建設工事」とは、建設業法第2条に規定する建設工事をいう。

イ 工事排水による水質の汚濁の防止に関する指導基準(第103条関係)

工事排水による水質の汚濁の防止を図るため、第105条の工事排水に係る届出にあたり工事排水の適正な排出、排水処理施設の維持管理等について基本的な事項を定めたものである。

ウ 工事排水に係る指導及び勧告(第104条関係)

第104条の趣旨は、工事排水を排出する事業者に対し、規制基準の遵守等の必要な指導を定めたものである。また、第105条の届出をした者に対し、届出内容の指導や立入調査などの際に工事排水の性状等に問題がある場合は、必要な改善指導を行うことを定めたものである。

エ 工事排水に係る届出(第105条関係)

本市では従来から、工事排水については「建設工事概要書」として届出を受け、届出に基づいて指導を行ってきたが、その趣旨を基本に建設工事を行う事業者のうち規則で定める事業者に対し、工事排水の排出を開始する30日前までに、市長に届け出ることを規定したものである。「工事排水を排出する事業者」とは、建設工事を発注者から請け負った者(元請業者)をいう。条例第105条は、建設工事を行う事業者のうち規則で定める事業者に対し、工事の概要、施工期間、工事に伴って発生する排水(構内の雨水、湧水を含む)の処理の方法等について事前に指導することによって、工事排水による公共用水域の水質汚濁防止を目的としている。

第105条に規定する規則で定める者は、工事排水を、1日当たり平均10 m³以上排出する工事を行う事業者を対象としている。ただし、横浜市下水道条例第17条第3項の規定に基づく公共下水道の一時使用の許可を受けて工事排水を排出する場合は対象とならない。

なお、工事排水の算定に当たっては、工事中の湧水、洗浄水等工事で発生する排水のみならず工事に従事する作業員の生活排水、工事期間中排水処理の必要のある雨水等を含めた全ての排水を対象とする。

その他排水量に係る事項としては以下のとおりである。

- ・汚れる又はその恐れのある雨水は、排水処理施設に入れ、処理し、排水量として算定する。ただし、屋根雨水は除く。
- ・処理する雨水は横浜市内の月毎の過去の平均降水量を基本に排水量として算定する。
- ・工事期間中の排水量は、工事期間のうち排水処理する期間の処理水量の平均とする。ただし、ある一定期間多量に排水する場合は、その期間の平均とする。
- ・工事における湧水等をそのまま排出する場合も排水量として計算に入れる。また、届出に当たっては排水処理施設の設置、維持管理等について以下の事項を配慮する必要がある。
- ・工法及び土質等により水質、水量を予測する。
- ・工事排水が飛散、流出しないよう計画を立てる。
- ・条例第28条第1項に規定する規制基準に適合するよう排水処理施設の設置を検討する。
- ・当初の工事排水処理能力に不足が考えられる場合は、排水処理施設の増強等を検討する。
- ・排水処理施設の維持管理については、pH電極の校正、沈殿槽の清掃、ポンプ類の作動点検等定期的な管理を行う。
- ・水質事故時の応急対策及び連絡体制の整備を行う。

オ 変更の届出(第106条関係)

第105条の届出をした者は、同条第2号から第4号までに掲げる事項(建設工事を行う場所、工事の概要、その他規則で定める事項)の変更をしようとするときは、その変更の日の30日前までに、その旨を市長に届け出なければならない。

また、第105条の届出をした者は、同条第1号に掲げる事項(氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名)を変更したときは、その日から30日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

カ 完了の届出(第107条関係)

第105条の届出をした者は、当該工事排水の排出を完了したときは、その日から30日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

(5) 屋外作業に伴う騒音及び振動による公害の防止（第5節関係）

ア 屋外作業に伴う騒音及び振動による公害の防止（第108条関係）

第108条は、資材置き場・残土置き場等における屋外での資材の積卸し、運搬用機器及び建設機械（バックホウやトラクターショベル等をいう）の使用、車両の運行等、騒音及び振動を伴う作業を行う場合は、騒音及び振動の発生を最小限にするための諸対策を講じるよう努力義務を課したものである。

なお、このような事業所においても第31条の騒音及び振動の防止に関する規制基準が適用されるが、第108条は、規制基準の適否にかかわらず、騒音及び振動による公害を防止するための措置を講じることを求めたものである。ただし、屋外作業には建設作業現場で行われる作業は含まない。

イ 屋外作業に伴う騒音及び振動による公害の防止に関する指導基準（第109条関係）

第109条は、屋外作業を行う事業者自らが騒音及び振動の発生を可能な限り未然に防止するための具体的な使用機器の選定、使用方法や防音、防振対策等について指導基準として定め、これを公表することを規定したものである。

ウ 屋外作業に係る指導及び勧告（第110条関係）

第110条第1項は、第109条に定めた指導基準に基づき、公害防止上の必要な範囲で事業者が遵守すべき事項について、必要な指導及び助言を行うことができることを定めた規定である。

第2項は、屋外作業を行う事業所における施設や使用機器及び作業方法等が、条例第109条に定めた指導基準に著しく適合せず、住居の立地など周辺環境等を考慮しても、騒音及び振動公害の防止が十分でない認められる場合に、施設や使用機器及び作業方法等について必要な措置をとるよう勧告することができることを規定したものである。

なお、「公害を生ずるおそれがあると認めるとき」とは、騒音を受ける者が居住する住居等の敷地の敷地境界線において、屋外作業から発生する騒音が $L_{A5,T}$ による規制基準を超え、かつ、測定時間中に屋外作業に伴って発生する騒音の全エネルギー（瞬時A特性音圧の2乗積分値）と等しいエネルギーを持つ継続時間1秒の定常音の騒音レベル（EXPL）が、その地域における環境基準に定める数値とその時間帯（昼間16時間、夜間8時間）から算出される基準値を超える場合である。

地 域	基準値 EXPL（単位 dB）	
	昼 間	夜 間
A・B地域	103	90
C地域	108	95

備考1 A・B地域とは都市計画法第8条第1項第1号に規定する、第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域及びその他の地域とする。

備考2 C地域とは都市計画法第8条第1項第1号に規定する、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域とする。

備考3 基準値は昼間の環境基準値（A・B地域55dB、C地域60dB）及び夜間の環境基準値（A・B地域45dB、C地域50dB）から算出されるEXPLを四捨五入して整数化した値である。

備考4 昼間は午前6時から午後10時までの16時間とし、夜間は午後10時から翌日の午前6時までの8時間とする。

エ 屋外作業の開始の届出(第111条関係)

第111条は、屋外作業を行う事業者のうち、特に騒音及び振動公害が発生しやすい大規模の土石置き場並びに資材置き場を設置する事業者に対して、事前にその屋外作業の状況や公害防止計画などの届出について定めたものであり、具体的な届出事項は、第1号から第4号及び規則第76条において定めている。

また、この届出に当たっては当然のごとく第109条に定めた指導基準に基づき、事業者に対して騒音及び振動公害の未然防止のために必要な指導及び助言を行うものとする。

なお、土石の保管場所とは恒常的に残土や土石及び廃コンクリートなどを置く場所であり、資材の保管場所とは土木や建築工事に用いる資材及び建設機械等の置き場として使用する場所で、リース業としての建設機械等の置き場も該当するものとする。

工事のための保管場所であっても、1年以上利用する場合は届出の対象となる。

また、「面積1,000㎡以上」とは、事務所などの建物の敷地面積を除き、残土及び資材などの保管場所として利用可能な面積の合計が1,000㎡以上あれば該当するものとする。

オ 変更の届出(第112条関係)

第112条は、条例第111条の規定による屋外作業開始届出を行った者に対し、その届出内容を変更しようとするとき、又は変更したときに、その旨の届出と手続について定めたものである。

カ 中止の届出(第113条関係)

第113条は、条例第111条の規定による屋外作業開始届出を行った者に対し、その屋外作業を中止したとき、又は、条例第111条の規定による屋外作業に該当しなくなったときに、その旨の届出と手続について定めたものである。

(6) 掘削作業による地盤の沈下の防止(第6節関係)

ア 掘削作業による地盤の沈下の防止(第114条関係)

市内における地盤沈下は、河川流域や臨海部の軟弱地盤が分布する地域で行う地下水採取や地下掘削工事に伴う地下水排水が主な原因となっている。本市ではこの対策としてこれらの地域を対象に横浜駅周辺地盤沈下対策指導要綱(昭和50年9月)、新横浜駅及び戸塚駅周辺地盤沈下対策指導要綱(昭和60年2月)を制定、その後、前記の要綱を併せ、さらにそれ以外の軟弱地盤が堆積している地域を含めた横浜市地盤沈下対策指導要綱(平成5年2月制定、平成7年5月改正)により一定規模以上の掘削工事を行う場合、地盤沈下対策を考慮した掘削工事計画を立ててその内容に沿った工事を行うよう指導してきた。しかし、地盤沈下を生じやすいとされている軟弱地盤は市内では複雑に分布しており、要綱で特定地域として重点的に指導を行ってきた地域外においても地盤沈下の発生が見られるようになってきたため、条例では要綱の主旨を踏襲するとともに広範囲に地盤沈下の発生を抑制するために対象を市内全域としている。

第114条では、掘削作業の内容を規則で定めることとし、当該掘削作業による地盤沈下の防止に努めなければならないことを規定している。対象としては開削工事では掘削深さが4m以上かつ掘削面積が500㎡以上の掘削作業を行う事業者、トンネル工事では仕上がり内径1.35m以上かつ延長が100m以上(立坑部がある場合はその部分を含む)の掘削作業を行う事業者と規定している。

イ 掘削作業による地盤の沈下の防止に関する指導基準(第115条関係)

第115条は掘削作業計画の作成及び実施について地盤沈下防止に関する指導基準を定めることとしたもので、市長が掘削作業を行う事業者に対する指導の指針となるものである。

掘削作業を行う事業者は指導基準に基づき掘削作業計画を作成し、その内容に沿った掘削作業を実施することが必要である。

ウ 掘削作業による指導及び勧告(第116条関係)

第116条第1項では市長は掘削作業計画作成及び実施について第115条の掘削作業による地盤の沈下の防止に関する指導基準に基づき掘削作業を行う事業者に必要な指導及び助言を行うことができることを規定している。同条第2項では第115条の指導基準に適合しないことにより地盤の沈下が発生するおそれがあると認めるときは、当該掘削作業を行う事業者に対し

て地盤の沈下を防止するために必要な措置をとるよう勧告することができることを規定している。

なお、当該勧告については正当な理由もなく勧告に従わない場合、その旨を市長は公表できることを第156条で規定している。

エ 掘削作業の開始の届出（第117条関係）

第117条では、第114条で規定する掘削作業を計画している事業者が地盤沈下対策を考慮した作業計画を検討し、掘削作業開始届出書を、当該掘削作業を開始する日（山留めの施工日又は地面を掘り起こす日のいずれか早く着手する日）の30日前までに提出することを規定している。同条第1項第2号で規定する掘削作業を行う場所についてはトンネル工事の場合、掘削の起点及び終点（立坑部がある場合はその部分を含む）とする。また、同条第1項第3号で規定している掘削作業の概要とは、掘削面積、掘削深さ、工種・工法、地下部の工期（掘削作業開始から地下構造物の完成までの期間）のことである。

規則第78条第1項第1号で規定する周辺の地盤の変動等の測定計画は、地下水位の測定計画も含む。

なお、作成については、周辺環境及び土質条件並びに工法の特性等を考慮し、計測の間隔、場所、管理基準、管理体制及び異常時の対応等を検討するものとする。計測項目をどのように選択し組合せるかは、土質構成及び排水、止水条件、地下埋設物、構造物の重要度、安定度等による。その他、目視による管理も機器による計測を補い、掘削作業の直接的な影響の良否を判定するのに有効である。

規則第78条第1項第2号で規定する地盤の沈下の防止に必要な限度において市長が必要と認める事項とは、掘削平面図、掘削横断面図、掘削縦断面図等の地盤沈下の予測や発生した際の原因究明に係る資料のことである。

オ 変更の届出（第118条関係）

第118条第1項及び第2項は、既に届出された掘削作業開始届出書の変更の手続について規定したもので、掘削作業を行う場所、掘削作業の概要（掘削面積、掘削深さ、工種・工法、地下部の工期）、その他規則で定める事項（周辺の地盤の変動等の測定計画、掘削平面図、掘削横断面図及び掘削縦断面図等）の変更は事前の30日前までに届出を行うものとする。また、氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名の変更については事後30日以内に届出を行うものとする。

カ 地盤変動の測定等（第119条関係）

第119条では規則第78条第1項第1号の規定により作成された周辺の地盤の変動等の測定計画に基づいて周辺の地盤の変動等を測定し記録することを規定している。同条第2項においては、市長は必要に応じ、当該測定の結果について報告を求めることができることを規定しているが、掘削作業を行う事業者は当該測定の結果をすみやかに提出できるよう測定結果を整理しておく必要がある。規則第79条第2項では周辺の地盤の変動記録の保存期間を掘削作業終了後3年間と規定している。

キ 完了の届出（第120条関係）

第120条は、掘削作業が完了したときの手続について規定したものである。

なお「掘削作業が完了したとき」とは、地下構造物の完成により新たな掘削を行わなくなったときのことをいう。

(7) 小規模揚水施設に係る地下水の採取による地盤の沈下の防止（第7節関係）

ア 小規模揚水施設に係る地下水の採取による地盤の沈下の防止（第121条関係）

これまで法律や県条例の規制対象外であった小規模揚水施設については、揚水施設に関する構造基準がなかった。このため、特にストレーナー位置によっては浅層の自由地下水（不圧地下水ともいい、被圧されていない地下水をいう。）を採取することになり、深刻な地盤の沈下を引き起こす等、地盤環境への悪影響が懸念されている。

そこで本節では、小規模揚水施設について施設の設置や変更の際に全市的な把握を目的とした届出制を規定している。

第 121 条では、小規模揚水施設を設置し地下水を採取する事業者は、地盤の沈下の防止に努めなければならないことを規定している。

イ 小規模揚水施設に係る地下水の採取による地盤の沈下の防止に関する指導基準(第 122 条関係)
第 122 条では、小規模揚水施設に係る地盤沈下の防止を目的とした指導基準を規定している。

指導基準 1 の「揚水施設の運転は必要最小限とし」とは、静止水位と揚水水位の水位差を小さくすること、運転時間を少なくすることをいう。

指導基準 2 の「地下水の採取は、可能な限り周辺の地盤に影響を及ぼさない帯水層を選ぶこと。」とは、軟弱地盤層の分布、地盤沈下の発生履歴等を踏まえて、帯水層を選定することをいう。

指導基準 3 について、適正揚水量の設定は「横浜市 専用水道の手引き(健康福祉局)」の専用水道布設工事の適合確認に関する審査基準にある揚水試験の方法(段階揚水試験により限界揚水量を算出し、連続揚水試験により、地下水位の安定や回復状況を確認する。段階揚水試験に基づき算出した限界揚水量の 70%を超えない範囲において設定された揚水量を適正揚水量とする。)を参考に行うこと。

小規模揚水施設を設置しようとする事業者は、当該基準を遵守し、地盤の沈下の防止を図ることが必要である。

ウ 小規模揚水施設に係る地下水の採取に係る指導及び勧告(第 123 条関係)

第 123 条第 1 項では、小規模揚水施設を設置する事業者に対し、小規模揚水施設の設置及び小規模揚水施設による地下水の採取について、前条で規定する指導基準に基づき、必要な指導及び助言を行うことができることを規定している。

同条第 2 項では、小規模揚水施設に係る地下水の採取が地盤の沈下を生ずるおそれがある場合に、揚水施設の改善及び揚水施設の運転時間の短縮等の必要な措置をとるよう勧告することができることを規定している。

なお、当該勧告については正当な理由もなく勧告に従わない場合、その旨を市長は公表できることを第 156 条で規定している。

エ 小規模揚水施設の設置の届出(第 124 条関係)

第 124 条第 1 項では、小規模揚水施設を設置して地下水を採取しようとする事業者は、揚水施設の施工前に市長へ届け出なければならないことを規定している。

また、温泉法による許可を受けた施設については第 72 条の許可の場合と同様に届出の対象外としている。

なお、本市鶴見区(京浜急行電鉄本線以南の地域)及び神奈川区(京浜急行電鉄本線以南の地域)が工業用水法の指定地域とされているが、吐出口の断面積が 6 cm² 以下の揚水施設については工業用水法の許可対象外であるため、指定地域内で工業の用に供する地下水採取であっても、条例の届出の対象としている。

同条第 2 項は、小規模揚水施設の承継について規定したものである。小規模揚水施設の設置事業者が新たに小規模揚水施設の承継を受けることにより、揚水施設の構造が許可を要する揚水施設に該当することになる場合は、地下水採取の許可の対象となり、第 72 条に規定する地下水採取許可申請が必要となる。この場合の許可は第 73 条第 1 項で規定する規則第 62 条第 1 項の基準が適用され、地下水採取量及び水位測定報告が必要となる。

オ 小規模揚水施設に係る地下水採取量等の測定等(第 125 条関係)

第 125 条は、小規模揚水施設を設置する事業者の揚水施設の日常の管理として、地下水採取量及び水位の測定、記録、保存について規定したものである。

採取量及び水位の測定については、小規模揚水施設により地下水を採取している者に対し、別表第 17 のとおり地下水採取量及び水位を測定、記録し、その結果を 3 年間保存することを義務づけている。

日量 250 m³ 以上の地下水を採取する事業者にあつては周辺地盤の沈下に対する影響が大きいと思われるため、自由地下水の水位の測定についても規定している。これは地盤沈下を起こしやすい地層(例えば、泥炭質泥層など)の監視に特に有効であることによる。測定方法や測定日については、別表第 17 の 2 の(1)、(2)に示したとおりである。

また、同条第2項では周辺の地盤環境の保全上、市長が求めるときに地下水採取量等の測定記録を提出しなければならないことを規定している。

カ 変更の届出（第126条関係）

第126条は、小規模揚水施設の設置届出を行った事業者について、届出事項に変更が生じたときは、氏名等の変更及び構造等の変更について事後30日以内に届け出ることを規定している。

キ 小規模揚水施設の廃止の届出（第127条関係）

第127条は、小規模揚水施設設置届出を行った事業者が、当該届出に係る地下水採取を取りやめるときの届出について規定したものである。

揚水施設の廃止は次のとおり。

(ア) 井戸を土砂等により埋め戻したとき。

(イ) 揚水機の原動機を撤去したとき。

(ウ) 揚水機の原動機の電気配線を切断し、揚水管を撤去したとき。

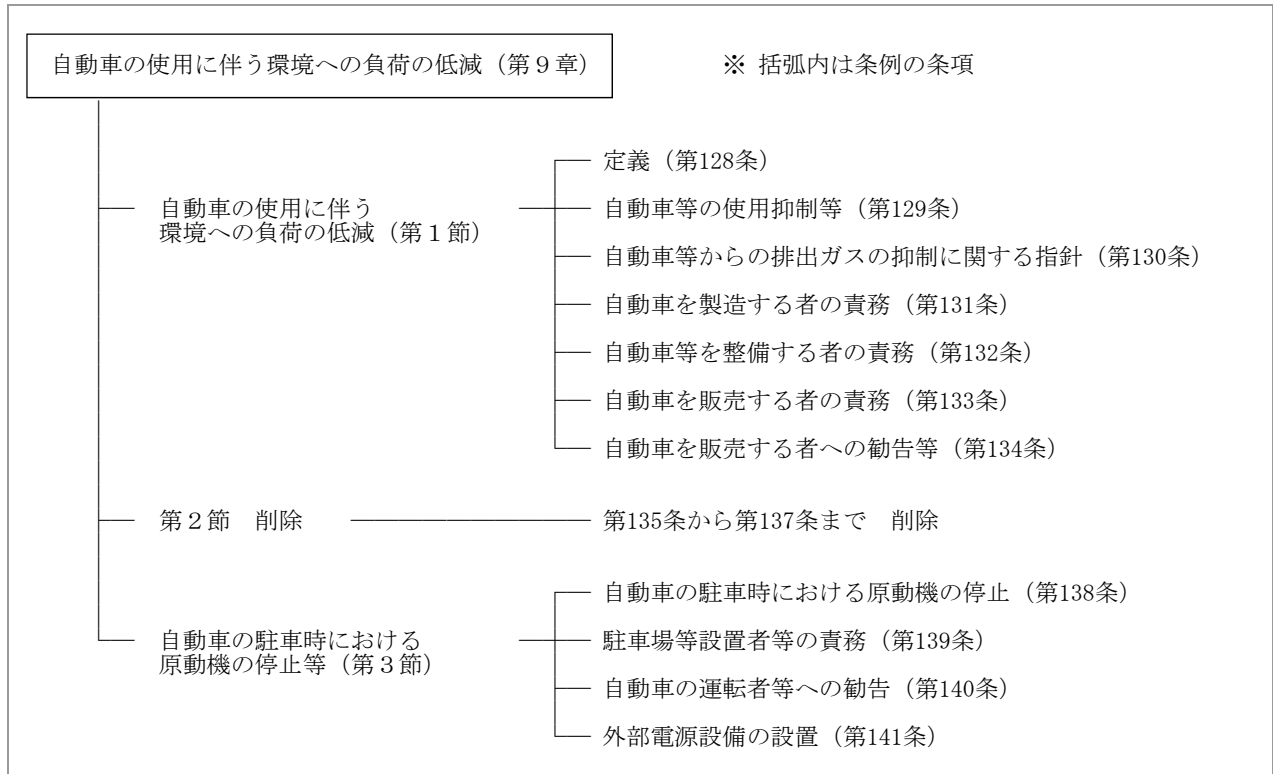
なお、いずれの場合でも地下水採取が不可能な状態を揚水施設の廃止とする。

また、小規模揚水施設を廃止し、許可を要する揚水施設に変更する場合は、地下水採取の許可の対象となる。小規模揚水施設の揚水機を撤去した時点で本条の届出を行い、改めて第72条に規定する地下水採取許可申請が必要となる。この場合の許可の基準は第73条第1項で規定する規則第62条第1項が適用される。

9 第9章「自動車の使用に伴う環境への負荷の低減」について

自動車の使用に関わる環境問題は、横浜市における多様な環境問題のうちでも特に重要な課題となっている。

この章では、自動車の使用に伴う環境への負荷の低減について規定しており、2節11条で構成される。



(1) 自動車の使用に伴う環境への負荷の低減（第1節関係）

ア 定義（第128条関係）

第128条は、第9章「自動車の使用に伴う環境への負荷の低減」において使用頻度が高く、かつ、語義の統一を図ることが必要な用語の意義を規定したものである。

第1号の「原動機付自転車」とは、道路運送車両法第2条第3項で定義する「原動機付自転車」をいい、総排気量が125cc以下の二輪自動車等をいう。

なお、「自動車」とは、既に第2条第9号で定義しているように、道路運送車両法第2条第2項に定義されている「自動車」をいい、普通自動車、小型自動車、軽自動車、大型特殊自動車及び小型特殊自動車等が該当する。

第2号は、低公害車について定義したものであり、市長が定めるものとは、電気自動車、燃料電池自動車、天然ガス自動車、ハイブリッド自動車、プラグインハイブリッド自動車、水素自動車、クリーンディーゼル自動車（乗用車）、低燃費かつ低排出ガス認定自動車（ディーゼル重量車）をはじめとする九都県市低公害車指定指針（以下「指定指針」という。）に規定する車両である。

なお、指定指針において、既に指定を解除された自動車であっても、現在もなお運行の用に供している自動車は九都県市指定低公害車として認めているが、平成12年基準に該当する車両については本条例の低公害車から除外する。

イ 自動車等の使用抑制等（第129条関係）

第129条の規定は、自動車等（自動車と原動機付自転車をいう。）の使用に伴って生じる環境への負荷を低減するため、自動車等を直接運転する者に限らず、業務等で従業員に自動車等を運転させる者も含め、自動車等の使用に係わる事業者及び市民の一人ひとりが環境に配慮した使用や、環境への負荷の少ない自動車等を選択することを求めたものである。

第129条第1項の規定は、自動車等の走行量を抑えることが排出ガスの抑制や騒音の低減に直

接つながらることから、貨物自動車における共同輸配送等の実施など輸送効率の向上を図ること、また、鉄道やバスなどの公共交通機関の積極的な利用等により、できるだけ自動車等の走行量の抑制に努めることを求めたものである。

また、自動車等の日常の点検、定期的に行う点検整備の適正な実施や、急発進・急加速をしないなど適切な運転の励行が排出ガスや騒音の発生抑制に効果的であると考えられることから、できるだけこれらの実施励行に努めることを求めたものである。

第129条第2項及び第3項の規定は、自動車等による公害を防止する対策として、一台一台の排出ガスや騒音の発生抑制が重要と考えられることから、自動車等の使用に係わる者に対して、低公害車又はより低公害な原動機付自転車の購入及び使用に努めることを求めたものである。

なお、原動機付自転車については、一台ごとの排出ガス量が少なく、走行距離も短いものの、自動車と同様に「大気汚染防止法」の排出ガス規制対象となっていること、また騒音問題を発生させることもあることから、本条例の対象とすることで、少しでも環境負荷の低減を促進しようとしたものである。

ウ 自動車等からの排出ガスの抑制に関する指針（第130条関係）

第130条は、自動車等からの排出ガスの抑制について、事業者による取組の実施を支援するため、市長が自動車等の排出ガスの抑制に関する指針を定め、公表することを規定したものである。

これは、第129条に、自動車等の使用に伴う環境負荷を低減するための基本としての「自動車等の使用抑制等」を規定しており、自動車等を直接運転する者だけでなく、従業員に自動車等を運転させる事業者も本義務を負う対象としていることから、第130条は、当該事業者が自動車等の排出ガスの抑制に係る取組を実施する上で参考となる方法（指針）を市長が定め、これを公表することを規定したものである。

なお、第130条に基づき市長が定めた「自動車等の排出ガスの抑制に関する指針（平成15年横浜市告示第94号）」は、第1に「取組方針の作成とその効果等の把握」を示し、第2に「排出量の抑制のための措置」として車両1台当たりの排出量の削減などを掲げている。

エ 自動車を製造する者の責務（第131条関係）

自動車を「使用する側」の環境に対する高い意識や行動が「製造する側」を動かすということもある。しかし、現実には、自動車の使用者は、自動車の製造に係る企画・設計段階における排出ガスや騒音対策に直接関与することができず、単に、製造された自動車を購入し、使用する立場でしかないといえる。それだけに、「製造する側」にとって、より低公害である自動車を開発し、「使用する側」に供給する責任は大きいといえる。

そこで、第131条の規定は、自動車の製造を業とする者に対して、低公害車の開発を求めたものである。

オ 自動車等を整備する者の責務（第132条関係）

第132条は、排出ガスの排出や騒音の発生を抑制する上で、自動車等の適正な点検整備の実施が効果的であることから規定したものである。

「点検整備」については、道路運送車両法第47条において、自動車の使用者の義務として規定しているが、点検整備の実施による排出ガスや騒音の抑制効果は原動機付自転車にも及ぶことから、本条では、原動機付自転車を含めて、「自動車等」の点検整備を規定している。

本規定により責務を負う者は、自動車等の使用者などから委託を受け、業として自動車等を整備する者とし、自動車等からの排出ガスの浄化、又は騒音の発生を低減させる装置の点検と、委託者への当該結果の説明、及び自動車等の使用者が日常の点検整備を適正に実施できるようアドバイスする責務を規定している。

なお、自動車等の使用者や事業所の整備部門が自ら使用する車両に対して点検整備を適正に行う責務については、第129条第1項に「・・・必要な整備及び適正な運転を行うことにより、自動車等の排出ガス及び騒音の低減に努めなければならない。」と規定している。

また、「自動車等の排出ガスを浄化し、又は騒音を低減するために、当該自動車等に備え付けられた装置」としては、エアクリーナーや三元触媒（排出ガス中のCO、HC、NO_xをCO₂、

H₂O、N₂に変えて浄化する触媒)、DPF装置(ディーゼル車から排出される粒子状物質をフィルターにより減少させる装置)、酸化触媒(排出ガス中の粒子状物質成分等を酸化し、除去する触媒)、EGR(燃焼室内の酸素濃度を下げて燃焼をゆるやかにし、NO_xを低減させる排気ガス再循環装置)、SCR(排出ガス中のNO_xをN₂とH₂Oに還元する選択式還元触媒)、消音器、タイヤなどがある。

カ 自動車販売する者の責務(第133条関係)

低公害車の普及は、自動車等の使用に伴う環境負荷を低減させるための有効な手段といえる。このことから、第133条第1項の規定は、新車を販売する者(自動車販売業者)に対して、低公害車の普及に努める責務を課したものである。

なお、本規定の対象を新車の販売業者としたのは、より環境負荷の小さい最新の低公害車の普及を考えたからである。

自動車を購入しようとする者が、購入しようとする自動車の選定条件として環境に与える負荷の程度を考慮することは、低公害車を普及させる上での基本であり、それだけに、自動車販売店において、販売業者が自動車を購入しようとする者に「自動車環境情報」(排出ガスの量、騒音の大きさその他の自動車の環境に係る項目の情報)を一括して説明することは重要なこととなる。

そこで、第133条第2項及び第3項は、自動車販売業者が、販売する自動車に関する「自動車環境情報」を記載した書面を販売店に備え置くとともに、自動車を購入しようとする者に対してその書面を交付し、また、記載内容を積極的に説明する責務を規定したものである。

対象となる自動車は、道路運送車両法施行規則第2条に規定する普通自動車(被けん引車を除く)、小型自動車(二輪自動車及び被けん引車を除く。)及び軽自動車(二輪自動車及び被けん引車を除く。)等のうち中古車を除く自動車、つまり「新車」としている。

「自動車販売業者」とは、市内に自動車販売店を所有し、新車を販売する事業者をいい、国産車に限らず、輸入車の販売業者も対象としている。

なお、中古車だけを販売する者が自主的に第133条第1項から第3項の規定を実施することを妨げるものではない。

「自動車環境情報」として、排出ガスの量は、窒素酸化物(NO_x)、炭化水素(HC)、一酸化炭素(CO)、粒子状物質(PM)及び黒煙の量とし、騒音の大きさは、近接排気騒音、加速走行騒音としている。

なお、これらの項目と、燃料消費率については、次のいずれかの値とする。

- (ア) 道路運送車両法第75条の規定による型式の指定、その他の新車時の検査を受けるために申請し、又は届け出た値
- (イ) 低排出ガス車認定実施要領(平成12年運輸省告示第103号)第5条の規定による認定を受けるために申請した値
- (ウ) 指定指針第3条第2項から第4項までの規定による低公害車の指定を受けるために申請した値

また、二酸化炭素の排出量については、最新の測定モード燃費値から換算する方法(規則第84条第4項により定めた「二酸化炭素排出量の算定方法」(平成24年10月1日改正施行))により求められる値とする。

自動車販売店に備え置く書面については、特に様式や種類を規定していない。例えば、各自動車のパンフレット等に規則第84条で定める自動車環境情報が網羅されていればそれで良い。また、説明は書面の他、電子媒体を活用しても良いが、購入予定者に交付するのは書面(電子媒体を用いて印字した書面も可)に限られる。

なお、自動車販売業者は、販売しようとする自動車に関する自動車環境情報について正確に説明できるだけの知識を有しなければならない。

キ 自動車販売する者への勧告等(第134条関係)

第134条の規定は、自動車販売業者による第133条第2項及び第3項に規定した、自動車環境情報を販売店に備え置くこと、自動車を購入しようとする者に当該情報を記載した書面を交付す

ること及び内容について説明する責務を徹底させるため、正当な理由がなくその責務を怠った者に対して必要な措置をとるよう市長が勧告することができることを規定したものである。

(2) 自動車の駐車時における原動機の停止等（第3節関係）

ア 自動車の駐車時における原動機の停止（第138条関係）

自動車等の使用に伴う環境負荷を低減するための基本として、自動車等の使用に係わる者の一人ひとりが環境に配慮して自動車等を使用する責務を第129条第1項に規定している。ここで自動車の原動機の停止（アイドリング・ストップ）は、運転者の一人ひとりがその意志によって確実に実施できるものであり、その効果は個々には小さくても積み重なれば環境負荷の低減に大きく貢献するものである。また、その実施は、環境対策のみにとどまらず、自らの燃料費の節減にもなることから、積極的な実施が求められる。

第138条第1項は、自動車の運転者に対して、駐車をする場合においてアイドリング・ストップを実施する責務を規定したものである。ここで、アイドリング・ストップの実施対象となるのは、「自動車」としていることから、燃料の種類を問わず普通自動車、小型自動車、軽自動車、特殊自動車等であり、排出ガス量が少ない原動機付自転車は除外している。

アイドリング・ストップの実施を要する場合として、自動車を「駐車」する場合としている。この駐車とは、人の乗降のための停止を除き、自動車を継続的に停止させること、又は自動車が停止し、かつ、当該自動車の運転者がその自動車を離れて直ちに運転することができない状態等にあることをいう（道路交通法の解説）。

規則第87条には、特例として、アイドリング・ストップの実施を要しない場合を規定している。これは、アイドリング・ストップの実施が、当該自動車の特殊な用途その他に大きな影響を与えると予想され、業務の遂行に支障があると考えられる場合に配慮したものである。このことから、道路交通法の規定に従う場合や、交通混雑等の道路事情による場合を含め、冷凍・冷蔵車等特殊な用途をもった自動車、その他救急用自動車を緊急用務に使用中の場合、防災訓練の場合等のアイドリング・ストップを除外している。

また、自動車の駐車時のアイドリング・ストップを広く進めていくためには、一義的には自動車を運転する者がその責務を果たすことが重要となるが、加えて、第138条第2項には、業務等で従業員に自動車を運転させる事業者が、自動車を直接運転する者に対して、駐車をするときにはアイドリング・ストップを実施させる指導その他の適切な措置をとる責務を規定している。

イ 駐車場等設置者等の責務（第139条関係）

第139条第1項は、自動車の駐車又は保管のための施設（駐車場等）の設置者及び管理者が、当該施設内で自動車を駐車する運転者に対して原動機の停止（アイドリング・ストップ）を実施するように指導を行うとともに、当該施設内でアイドリング・ストップを実施しないことに伴う周辺環境への排出ガスや騒音被害の発生を防止する措置をとる責務を規定したものである。

ここで、責務を負う対象者を駐車場等の「設置者及び管理者」としたのは、駐車場等の設置者と管理者は必ずしも同一人ではなく、駐車場等を設置し、管理を委託している場合もあることから、設置者と管理者の双方が責務を負うことを規定したものである。

なお、本規定は、駐車場等を設置又は管理し、かつ、他の者に当該施設を利用させている者であれば、その施設の規模を問わず全ての者に適用される。

第139条第2項は、同条第1項の規定を受け、さらに、自動車の駐車のために供する部分の面積が500㎡以上である場合の設置者及び管理者に対して、当該施設内にその氏名又は名称及び連絡先を掲示するとともに、看板、放送、書面等の方法により、駐車場等を使用する運転者に対してアイドリング・ストップを周知する措置を行う責務を定めたものである。

ここで、駐車場等の面積を500㎡以上と定めたのは、駐車場法（昭和32年法律第106号）第12条の規定による路外駐車場の届出義務が500㎡以上の駐車場に定められていることを踏まえて規定したものである。

なお、駐車場等の面積が500㎡未満であっても、施設設置者又は管理者が同様の措置をとることを妨げるものではない。

また、アイドリング・ストップの周知の方法として、看板、放送、書面を例示しているが、これは施設の設置者及び管理者の判断で、その他の方法も含め効果的な方法を選択し、実施することになる。

ウ 自動車の運転者等への勧告(第140条関係)

第140条の規定は、第138条第1項に規定する、自動車を運転する者に対する原動機停止(アイドリング・ストップ)の実施義務、同条第2項に規定する、事業者に対する運転業務者へのアイドリング・ストップ遵守の周知等の措置の実施義務、及び第139条第2項に規定する、駐車場等の面積が500 m²以上である場合の施設設置者及び管理者に対する氏名又は名称及び連絡先の掲示、アイドリング・ストップの周知措置の実施義務に違反し、その責務を怠った者に対して必要な措置をとるよう市長が勧告することを規定したものである。

エ 外部電源設備の設置(第141条関係)

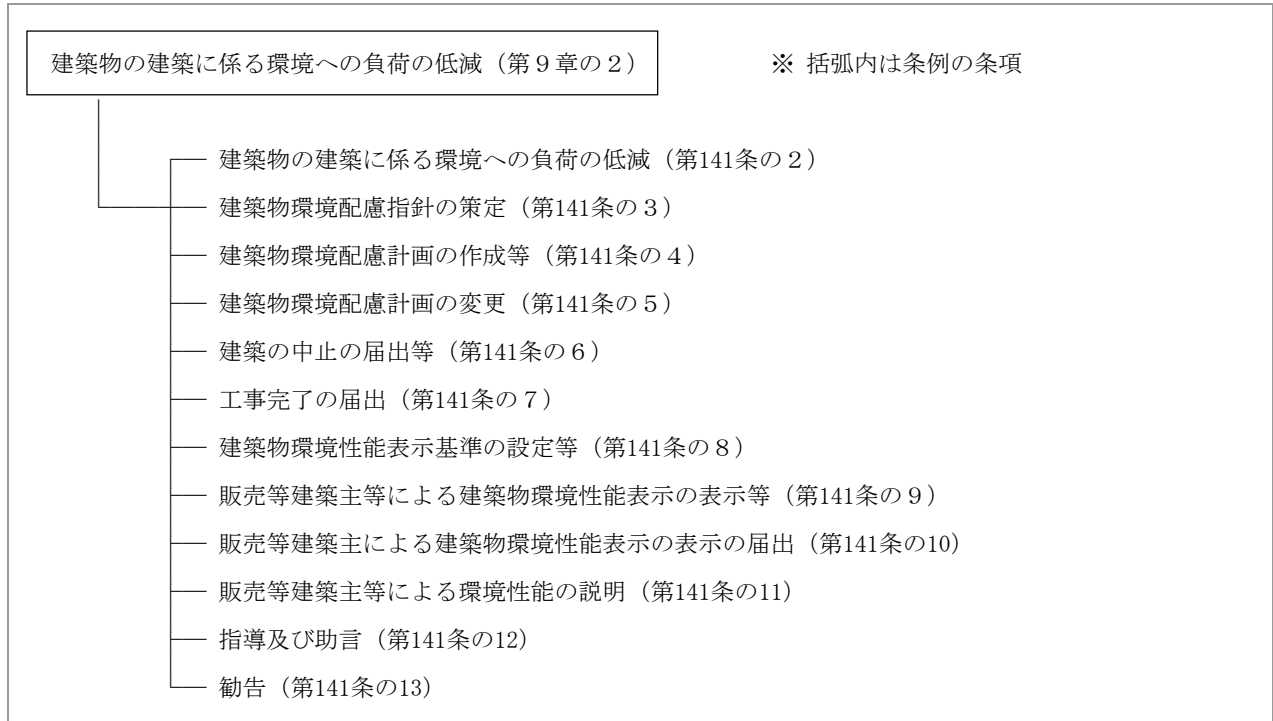
貨物の冷蔵等に用いる装置その他の付属装置の動力としてのアイドリングは、第138条、規則第87条において、「原動機の停止(アイドリング・ストップ)の特例」として、停止の実施義務の対象外としている。一方、第141条は、冷蔵等の装置等を稼働させる場合においても、自動車原動機の使用を抑制するため、別の手段として、外部電源の利用促進を図る目的で規定したものである。

ここで、「冷蔵等」とは、保冷、冷蔵、冷凍等をいい、「積卸しをする施設」とは、生鮮食品、冷蔵・冷凍食品等を取り扱う工場、作業場、大型小売店舗、倉庫、市場等をいう。

10 第9章の2「建築物の建築に係る環境への負荷の低減」

建築物は、建設から供用、解体撤去まで、環境に対し様々な負荷を与えている。第9章の2では、建築主が、建築物を建築する際は、環境への負荷の低減を図るために、適切な措置を講ずるよう努めなければならないと規定しており、12条で構成される。

また、規則で定める要件に該当する特定建築物の建築主は、建築物の環境配慮に関する取組を、建築物環境配慮計画として市に届け出ることを義務付け、市長はこの届出を公表することを定めている。



(1) 建築物の建築に係る環境への負荷の低減（第141条の2関係）

第141条の2は、建築物が建設から供用、廃棄を通じて環境へ様々な負荷を与えており、また、それら建築物の集団は、ヒートアイランド現象のような都市の環境問題に影響を与えているため、一つ一つの建築物の建築に際し、建築主に対して環境への負荷低減を図るため適切な措置を講ずるよう、努力義務を定めている。

この努力義務は、建築物の用途・規模にかかわらず、全ての建築物の建築主に対して適用される。

(2) 建築物環境配慮指針の策定（第141条の3関係）

第141条の3は、市長は、建築主が行う環境への負荷の低減に関する取組を支援するため、配慮すべき事項について「建築物環境配慮指針」を定め、公表することを規定している。

なお、次条以降に規定する届出は、この指針に基づき別に定める方法（CASBEE 横浜）で行うものとする。

(3) 建築物環境配慮計画の作成等（第141条の4関係）

第141条の4は、特定建築物を建築しようとする建築主に対して、建築物の環境への負荷の低減を図るための措置を「建築物環境配慮計画」として作成（第1号から第4号に掲げる事項を記載）し、市に届け出なければならないことを規定している。また、市長はこの届出があったときは、その内容を公表することも規定している。

特定建築物の要件は、規則第88条の2に定められており、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第18条第3号に規定する仮設建築物を除き、新築する場合は床面積の合計が2,000 m²以上のもの、増築又は改築する場合においては、増築又は改築に係る部分が2,000 m²以上のものが対象となる。例えば、既存が1,800 m²の建築物に500 m²を増築して、2,000 m²以上となっても対象とはならない。

建築物環境配慮計画の届出時期は、規則第 88 条の 3 に定められており、建築基準法に規定する確認の申請又は計画の通知をする予定の日の 21 日前までに届け出なければならない。

建築物環境配慮計画の公表については、規則第 88 条の 4 で定めており、特定建築物の名称及び所在地、概要、建築に係る環境への負荷の低減に関する事項、その他市長が必要と認める事項を、インターネット等で公表し、広く市民に、これらの取組を知らせることとする。

なお、市に提出する建築物環境配慮計画の作成は、建築物環境配慮指針に基づき市長が別に定める方法(CASBEE 横浜)を使用し、建築物環境配慮計画作成マニュアルを参考にして作成するものとする。

(4) 建築物環境配慮計画の変更(第 141 条の 5 関係)

第 141 条の 5 は、規則第 88 条の 5 の定めにより、第 141 条の 4 による届出をした者が、特定建築主の氏名等又は特定建築物の名称及び所在地を変更しようとするときは変更後速やかに、特定建築物の概要又は環境への負荷の低減に関する事項を変更しようとするときは変更後の工事に着手する予定の日の 15 日前までに(変更に関して確認の申請又は計画の通知をする場合は、申請又は通知をする予定の日の 15 日前までに)、変更の届出を行わなければならない規定を定めている。

(5) 建築の中止の届出等(第 141 条の 6 関係)

第 141 条の 6 は、規則第 88 条の 6 の定めにより、第 141 条の 4 による届出をした者が、特定建築物の建築を中止したときは、中止した日以降速やかに届出を行わなければならない規定を定めている。

(6) 工事完了の届出(第 141 条の 7 関係)

第 141 条の 7 は、規則第 88 条の 7 の定めにより、第 141 条の 4 による届出をした者が、特定建築物の工事が完了したときは、完了した日から 15 日以内に届出を行わなければならない規定を定めている。

(7) 建築物環境性能表示基準の設定等(第 141 条の 8 関係)

第 141 条の 8 は、市長は、販売等建築物(販売又は賃貸を目的として建築する建築物)に関する環境性能の評価を表記した標章(建築物環境性能表示)の表示の方法等に関する「表示基準」を定め、公表することを規定している。

(8) 販売等建築主等による建築物環境性能表示の表示等(第 141 条の 9 関係)

第 141 条の 9 は、販売等建築物を建築しようとする者(販売等建築主)は、販売又は賃貸を目的とした規則第 88 条の 8 で定める広告をしようとするときは、表示基準に基づき、広告中に建築物環境性能表示を表示しなければならないことを規定している。

また、販売等建築主は、他人に販売等建築物の販売等の委託を行った場合、販売等の委託を受けた者(販売等受託者)が広告をしようとするときは、広告中に建築物環境性能表示を表示させなければならないことを規定している。

(9) 販売等建築主による建築物環境性能表示の表示の届出(第 141 条の 10 関係)

第 141 条の 10 は、規則第 88 条の 9 の定めにより、販売等建築主は、最初に建築物環境性能表示の表示をしたときは、表示をした日から 15 日以内に届出を行わなければならない規定を定めている。

(10) 販売等建築主等による環境性能の説明(第 141 条の 11 関係)

第 141 条の 11 は、販売等建築主及び販売等受託者は、当該販売等建築物の購入又は賃借しようとする者に対し、当該販売等建築物の環境性能の内容を説明するよう努めることを定めている。

(11) 指導及び助言（第 141 条の 12 関係）

第 141 条の 12 は、第 141 条の 4 による届出をした者に対し、市長は建築物環境配慮指針の配慮すべき事項等について、必要な範囲で指導及び助言を行うことができることを定めた規定である。

届出の内容について確認をするためのヒアリング等を行ったり、根拠となる図書等を求める場合がある。

また、環境負荷の低減等を図るための措置が、著しく不十分であると認められる場合は、建築主に対してその改善を求める指導・助言を行う場合がある。

さらに、販売等建築主等に対しても、市長は、販売等建築物の建築物環境性能表示又は環境性能の内容の説明について、必要な指導・助言を行うことができることを定めており、的確な実施のために必要があると認める場合には、改善を求める指導・助言を行う場合がある。

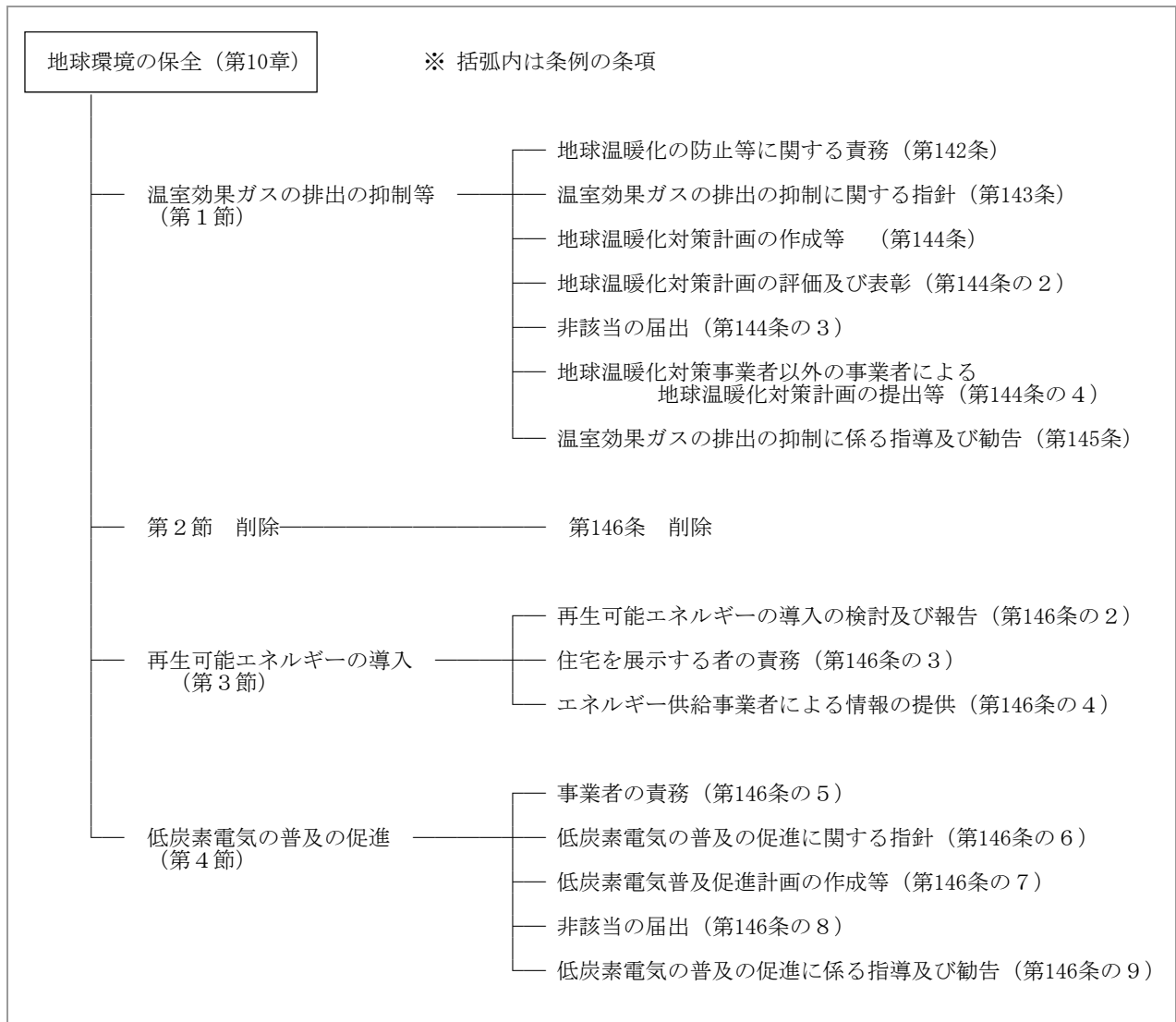
(12) 勧告（第 141 条の 13 関係）

第 141 条の 13 は、建築物環境配慮計画の届出、変更の届出、工事完了の届出、建築物環境性能表示の届出を行うべき者が、正当な理由なく届出を行わない場合に、市長は期限を定めて当該届出を行うべきことを勧告することができる規定を定めている。また、建築物環境性能表示や環境性能の説明について指導・助言に従わず、表示内容が表示基準に照らして著しく不十分であると認めるときは、市長は期限を定めて必要な措置を講ずるよう勧告することができる規定を定めている。

さらに、正当な理由なくこれらの勧告に従わなかったときは、第 156 条に基づきその旨を公表する場合がある。

11 第10章「地球環境の保全」について

市民の日常生活や事業活動に伴い排出される温室効果ガスによる地球環境への負荷の増大が深刻な問題となっている。この章では、地球温暖化の防止について対象としており、温室効果ガスの排出の抑制、再生可能エネルギーの導入と低炭素電気の普及の促進の規定を設け、3節 15条で構成される。



(1) 温室効果ガスの排出の抑制等（第1節関係）

ア 地球温暖化の防止に関する責務（第142条関係）

横浜市では「地球温暖化対策の推進に関する法律」第21条第3項及び「気候変動適応法」第12条に基づく法定計画として「横浜市地球温暖化対策実行計画」を策定しており、第142条第1項は、この計画の策定と公表を市の責務として規定している。

なお、平成30年12月の条例の一部改正では、従来の温室効果ガスの排出削減を目的とした「緩和策」に加えて、気候変動の影響に対応し、被害を最小化・回避する「適応策」についても明示した。

第142条第2項では、温室効果ガスの排出が市民の日常生活に深く関わっていること、また、横浜市では家庭部門からの二酸化炭素排出量の割合が全国に比べて高く、家庭等における取組が重要であることから、市民の取組を責務として規定している。

事業者は、事業活動に伴い様々な形で温室効果ガスの排出に関わっており、排出抑制のために実施すべき取組も多様であるが、第142条第3項では、事業所において取組むことが効果的であると考えられる事項について責務として規定している。

(ア) 燃料の燃焼の合理化を図ること。

「燃焼の合理化」とは、燃焼を行う場合、燃料の未燃焼分を残さずに燃焼しつくせるようにすると同時に、燃焼に要する空気の量を燃焼計算上で必要とされる理論的な空気量に可能な限り近づけるよう低減させることによって、熱効率を向上させることであり、具体的な方法について指針で示している。

(イ) 加熱、冷却、伝導等の合理化を図るとともに、放射、伝導等による熱の損失を防止すること。

「加熱、冷却、伝導等の合理化」とは、加熱、冷却の方法並びに熱の移動の機構の改善を図ること、「放射、伝導等による熱の損失」の防止とは、加熱、冷却、伝導の過程で生じる熱の損失を可能な限り低減することをいう。指針では、特に熱損失の防止について具体的な方法を示している。

(ウ) 廃熱の回収利用を行うこと。

「廃熱の回収利用」とは、事業所において加熱、熱処理や蒸気の発生などの一次目的に使用された後、利用価値のないものとして排出されていた熱を直接再利用するか、又は回収装置を用いて回収利用した後に再利用することをいう。

発電と同時に発生した廃熱を利用して暖房などを行うコージェネレーションシステム（熱伝併給システム）もこれに含まれる。

なお、低公害型とは、液化天然ガス、都市ガス、液化石油ガス、その他の硫黄酸化物、窒素酸化物、ばいじん等の発生量がより少ない良質燃料を使用する機器のことを指す。

(エ) 温室効果ガスを排出する設備の効率的な使用を行うこと。

設備全般の効率的導入、使用、改善等を行うことにより温室効果ガスの排出の抑制を求めるものである。指針では設備の合理的な使用の方法、省エネルギー型機器の導入などについて示している。

イ 温室効果ガスの排出の抑制に関する指針（第 143 条関係）

温室効果ガスの排出の抑制に関する指針は、事業者が行う温室効果ガスの排出の抑制に係る取組を支援するため、前条 3 項の責務規定を補完して、事業者が温室効果ガスの排出の抑制のために実施すべき具体的取組について定めるとともに、条例第 144 条で地球温暖化対策事業者に義務づけた地球温暖化対策計画の作成や対策の実施の状況の報告等を行うための方法等に関する事項について定めたもので、この指針は、公表することを義務づけられている（平成 22 年 3 月 25 日横浜市告示第 110 号）。

ウ 地球温暖化対策計画の作成等（第 144 条関係）

第 144 条では温室効果ガスの排出の量が相当程度多い事業者に対し、温室効果ガスの排出の抑制に関する計画の作成と提出、及び当該計画に基づき実施した地球温暖化を防止する対策の実施の状況の報告、並びに市に提出した計画や報告した実施の状況について、その内容を公表することを規定している。

この規定の趣旨は、温室効果ガスの排出の量が相当程度多い事業者に対して、地球温暖化対策の推進に関する法律第 20 条の 5 及び 6 に努力義務として規定されている、温室効果ガスの排出の抑制等のための措置に関する計画の作成、公表、及び同計画に係る措置の実施の状況の公表等を義務づけることにより、事業者が実施する地球温暖化対策の一層の促進を図るものである。

第 144 条第 1 項で、規則で定めるものは、次のいずれかに該当する事業者である。

(ア) 市域の全ての事業所における原油換算エネルギー使用量（前年度）の合計が 1,500 kL 以上のもの（次の (イ) に該当するものを除く）。

(イ) 連鎖化事業者（フランチャイズチェーン本部）が市域に設置している全ての工場・事業場と一定の条件（約款において本部が加盟店のエネルギー使用量を把握することができ、加盟店のエネルギー消費設備の機種等を本部が指定していること）を満たす加盟店における原油換算エネルギー使用量（前年度）の合計が 1,500 kL 以上のもの。

※「連鎖化事業者の定義」とは、

(1) 定型的な約款による契約に基づき、特定の商標、商号その他の表示を使用させ、商品の販売又は役務の提供に関する方法を指定し、かつ、継続的に経営に関する指導

を行う事業であって、(2)当該約款に、当該事業に加盟する者(以下「加盟者」という。)が設置している工場等におけるエネルギーの使用の条件(注1)に関する事項であって経済産業省令で定めるものに係る定めがあるものを行う者。

(注1) 連鎖化事業者が行う連鎖化事業に加盟する者が設置している当該連鎖化事業に係る工場等(加盟店)に関し、以下の1及び2の両方の事項を満たしていること。

1. エネルギーの使用の状況に関する報告をさせることができること
2. 以下のいずれかを指定していること
 - (1) 空気調和設備の構成機種、性能又は使用方法
 - (2) 冷凍又は冷蔵機器の機種、性能又は使用方法
 - (3) 照明に係る機種、性能又は使用方法
 - (4) 加熱及び調理機器の機種、性能又は使用方法

また、連鎖化事業者が定めた方針又は行動規範、マニュアルを遵守すべき定めが約款に規定されている場合は、それらに1及び2の条件が規定されている場合についても同様。

(ウ) 前年度末において、市内に使用する本拠の位置を有する自動車の使用台数が100台以上のもの。市域を走行しているかは問わない。

計画書の提出と状況の報告は、前項の該当する年度の翌年7月末日までに行う。また、計画を作成し提出した後、状況の報告の年度において前項の非該当となった場合においても計画期間内は地球温暖化対策事業者とみなす。

地球温暖化対策事業者となった年度から3年度ごとを計画期間として新たな計画の作成を行う。

計画に係る公表は、計画期間の満了する日まで、状況の報告に係る公表は、報告の日から90日を経過する日まで行う。

第144条第2項では、地球温暖化対策計画に基づいて実施した地球温暖化を防止する対策の実施状況の報告について定めている。計画期間の年度ごとに対策の実施状況について報告を求めることにより、対策の着実な実施を促すものである。

市に報告する対策の実施状況の具体的な内容については指針に定めている。

第144条第3項は事業者が提出した計画と実施状況の報告の公表を規定している。

第144条第4項は、横浜市に提出された計画と実施状況の報告の横浜市による公表を規定している。

第144条第5項は、対策の実施に際して、他者に協力を求めることができる旨を規定している。例えばビル管理を行っている事業者がテナントの事業者に対して、温暖化対策の協力を求める等の場合が考えられる。

エ 地球温暖化対策計画の評価及び表彰(第144条の2関係)

第144条の2では、提出された計画について市が評価を行い、事業者に通知するとともに公表することを規定している。

また実施状況の報告も、目標の達成状況(3年度目)について横浜市が評価を行い、その内容が優良な場合は評価の内容を公表する。また、特に優良である場合には、表彰する場合がある。

オ 非該当の届出(第144条の3関係)

計画を作成し提出した後、地球温暖化対策事業者に該当しなくなった場合の規定である。

カ 地球温暖化対策事業者以外の事業者による地球温暖化対策計画の提出等(第144条の4関係)

地球温暖化対策事業者でない事業者が任意で計画を提出及び実施の状況を報告できることを規定している。

また、市に提出した計画や実施の状況の報告について、地球温暖化対策事業者と同様に、その内容の評価、公表、表彰することを規定している。

キ 温室効果ガスの排出の抑制に係る指導及び勧告（第 145 条関係）

第 145 条は、市が、地球温暖化対策計画を作成し提出しようとする者に対して、地球温暖化対策計画の作成や対策の実施に関して必要な指導及び助言を行えること、及び計画の提出、対策の実施状況の報告、又はこれらの内容の公表をしなかった者に対し必要な措置をとるよう勧告を行えることにより、条例の規定の実効性を確保するための規定である。

(2) 再生可能エネルギーの導入（第 3 節関係）

ア 再生可能エネルギーの導入の検討及び報告（第 146 条の 2 関係）

第 146 条の 2 では、再生可能エネルギーの普及を促進するために、規則で定める建築物の建築に際し、建築主は再生可能エネルギー利用設備の導入について検討し、報告することを義務づけることを規定している。

ここで、「規則で定める建築物」とは、施行規則第 90 条の 2 第 1 項において「床面積（増築又は改築の場合にあっては、当該増築又は改築に係る部分の床面積）の合計が 2,000 m² 以上である建築物（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第 18 条第 3 号に規定する建築物を除く。）」と規定している。

「再生可能エネルギー」とは、条文中にある「太陽光」及び「太陽熱」に加えて「その他規則で定めるエネルギー」を指すが、「規則で定めるエネルギー」については、施行規則第 90 条の 2 第 2 項において「風力、水力、地熱、バイオマス（動植物に由来する有機物であってエネルギー源として利用することができるもの（原油、石油ガス、可燃性天然ガス及び石炭並びにこれらから製造される製品を除く。）をいう。）」と規定している。

なお、「太陽光」及び「太陽熱」については検討及び報告を必須としているが、「その他の規則で定めるエネルギー」については、検討の結果、導入を予定する再生可能エネルギーを報告することとする。

市長への報告は、施行規則第 90 条の 2 第 3 項において、建築基準法に規定する確認の申請又は計画の通知をする予定の日の 21 日前までに行うものと規定している。

施行細則第 2 条第 49 号の 5 に「再生可能エネルギー利用設備導入検討報告書（細則第 38 号様式の 5）」を定めている。太陽熱及び太陽光によるエネルギーの概算量は、検討の判断材料となるものなので、導入の可否に関わらず算出することとしている。

なお、検討及び報告の対象となる建築物の要件及び報告時期については、先行する制度である「建築物環境配慮計画の作成及び届出（第 141 条の 4 第 1 項）」に準じたものとしている。

イ 住宅を展示する者の責務（第 146 条の 3 関係）

第 146 条の 3 は、住宅展示場で住宅を展示する住宅メーカー等に対し、訪れた市民等に住宅への再生可能エネルギーの導入に関する情報の提供に努めるよう規定したもので、第 146 条の 2 に基づく導入検討及び報告を行わない個人の住宅においても、再生可能エネルギーの普及を促すものである。

情報の提供の方法については、パンフレットやパネル、映像などさまざまな方法が考えられるが、特に規定はしていない。また、本規定の対象者は施行規則第 90 条の 3 の展示方法により住宅を展示する者であるが、マンションのモデルルーム等の対象者以外の者が再生可能エネルギーの導入に関する情報の提供をすることを妨げるものではない。

ウ エネルギー供給事業者による情報の提供（第 146 条の 4 関係）

地球温暖化対策施策の進捗状況把握等のため、市域からの温室効果ガス排出量を推計し公表する中で、その基礎データの提供を求めている。

(3) 低炭素電気の普及の促進（第 4 節関係）

本節は、平成 28 年に電力の小売全面自由化が始まったことを踏まえ、小売電気事業者到低炭素電気の供給を、市民・事業者などの電気の需要家に低炭素な電気の選択を促すことで、市内に供給される電気の環境性向上を目指し、更なる地球温暖化対策の推進を図るために、平成 30 年 12 月の条例の一部改正において、新たに規定されたものである。

ア 事業者の責務(第146条の5関係)

第146条の5では、低炭素電気の普及を促進するため、事業活動に伴い電気を利用する事業者による低炭素電気の調達及び小売電気事業者による低炭素な電気の供給に係る責務を規定している。

イ 低炭素電気の普及の促進に関する指針(第146条の6関係)

低炭素電気の普及の促進に関する指針は、低炭素電気の調達又は供給に係る取組を支援するため、条例第146条の6に基づき、定めたもので、この指針は、公表することを義務づけられている。(平成31年3月29日横浜市告示第167号)。

ウ 低炭素電気普及促進計画の作成等(第146条の7関係)

第146条の7では、市内に電気を供給している小売電気事業者(以下「特定電気供給事業者」という)に対し、電気の供給に伴い排出される温室効果ガスの抑制その他低炭素電気の普及の促進に係る措置に関する事項を定めた計画の作成、提出及び当該計画に基づき実施した低炭素電気の普及を促進する措置の実施の状況の報告を義務づけるとともに、市に提出した計画や実施の状況の報告について、その内容を公表するように努めなければならないことを規定している。なお、「市内に電気を供給している」とは、市内に位置する事業所・住宅等に係る電気の販売契約を締結していることをいう。

エ 非該当の届出(第146条の8関係)

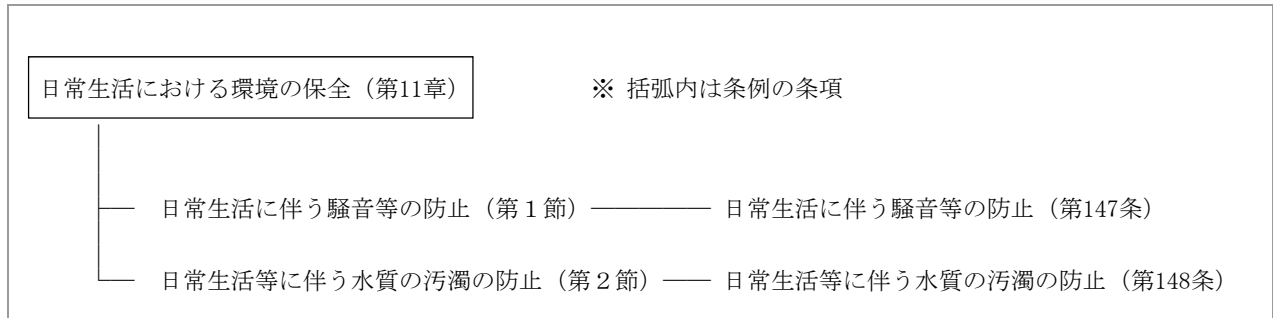
第146条の7に規定する計画を提出した後、特定電気供給事業者に該当しなくなった場合の規定である。

オ 低炭素電気の普及の促進に係る指導及び勧告(第146条の9関係)

第146条の9は、市が、特定電気供給事業者に対して、低炭素電気普及促進計画の作成や実施状況の報告に関して必要な指導及び助言を行えること、また、計画の提出、計画の実施状況の報告をしなかった者に対し必要な措置をとるよう勧告を行えることにより、条例の規定の実効性を確保するための規定である。

12 第11章「日常生活における環境の保全」について

日常生活における環境の保全に関する規定で、2節2条で構成される。対象とする分野は、日常生活に伴う騒音等及び水質の汚濁の防止としている。



(1) 日常生活に伴う騒音等の防止（第1節、第147条関係）

第147条第1項は、日常生活における環境保全の責務の一環を規定したものである。日常生活における騒音又は振動に係る公害は規制基準により行政が強制的な規制を行うことが必ずしも効果的でない面もあることから、自らの配慮と相互協力を求めることとしている。

「屋外に設置する機器」とは家庭用冷暖房装置の室外機や給湯器等をいう。

第2項は、自らの配慮と地域での相互協力を促進するため、騒音及び振動公害の防止に係る具体的な内容及び紛争の解決の目安となる騒音の数値を、配慮すべき指針として公表することを規定したものである。

(2) 日常生活等に伴う水質の汚濁の防止（第2節、第148条関係）

横浜市では、従来から「横浜市生活排水及び小規模事業場排水対策推進要綱」を定め、日常生活等に伴う水質汚濁の防止、小規模事業場排水等について指導を行ってきた。

生活排水対策については、水質汚濁防止法に規定があるが、条例では、この規定を踏まえ、生活排水対策の取組を推進する目的で市民の責務をより具体的なものとするための規定を設けている。

第148条第1項は、生活排水の発生源が家庭であることから、市民の理解と協力がなければ、生活排水対策の推進は望めないことから、市民の心掛け、努力について例を挙げて訓示規定を設けたもので、水質汚濁防止法第14条の6の「国民の責務」と同様の趣旨で定めたものである。

「廃食用油の適正な処理」とは、食用油については使いきるように心掛けるべきであるが、やむを得ず廃食用油として捨てる場合は、新聞紙等に含ませたり、油処理剤等で処理後廃棄物として適正に処理すること等をいう。

「洗剤の適正な使用等」とは、各家庭における台所や風呂場といった水使用の場において使用する洗剤の種類（石けん等）や使用量、使用方法について配慮して適正な使用を心掛けてもらうことなども含まれている。

第148条第2項は、公共用水域の付近でのキャンプ、オートキャンプ、バーベキューなどの野外活動に伴う排水等による水質の汚濁を防止するため、野外活動の際の心掛け等について規定を設けたものである。

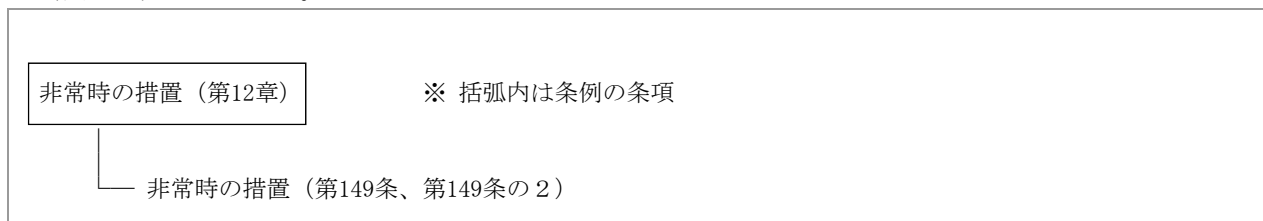
「河川区域、海岸等」とは、公共用水域の付近一般を指し、汚水等を流した場合、明らかに公共用水域に流入する区域をいう。

また、「調理、野営等」とはキャンプ、オートキャンプ、バーベキューにおける調理、洗濯等の生活排水を排出する行為を伴う野外活動をいう。

「油の回収等」とは、調理に利用した油の回収・再利用を行うこと、第1項と同様の廃食用油の処理を行うこと、不用となった燃料等を捨てないこと、必要のない洗浄、洗濯等をしないこと等の公共用水域の水質の汚濁を防止するための具体的な行動をいう。

13 第12章「非常時の措置」について

非常時の措置に関する規定で、2条で構成される。事故が生じた際の通報、応急措置、措置命令及び報告を規定している。



(1) 非常時の措置（第149条、第149条の2関係）

事故に伴い、大気汚染、悪臭又は水質汚濁の原因となる物質が放出され、又は発生することによって、公害が生じ、又は生じるおそれがあると認められる事態が生じた場合の通報、応急の措置、措置命令及び報告に関して規定したものである。

対象範囲は、事業所において生じた事故及び車両の事故である。

対象とする物質は、非常時の措置に関する物質として大気汚染及び悪臭に係る物質並びに水質汚濁に係る物質を規則別表第17に定めている。

第149条第1項は、事業者が、事故発生時にその旨を直ちに市長に通報することと応急の措置を実施することを規定している。

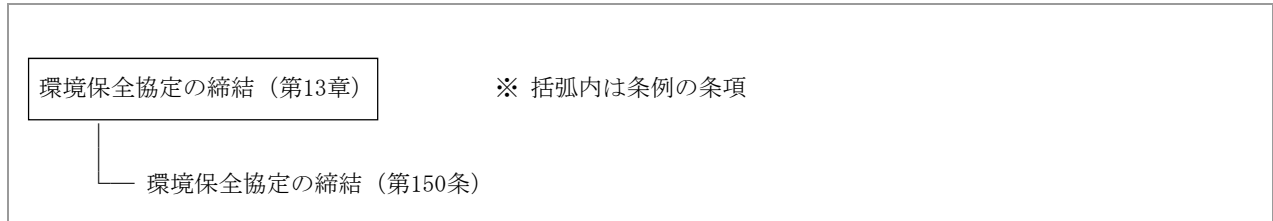
第149条第2項は、事業者が、前項の場合における事故の状況及び応急措置の概要を市長に報告することを規定している。

第149条の2第1項は、応急の措置をとっていない又は同様の事態を再発させるおそれがあると認められる事業者に対する措置命令の規定である。

第149条の2第2項は、命令を受けた事業者が、命令による措置を取った場合、速やかに市長へ報告すべきことを規定している。

なお、通報先は、みどり環境局大気・音環境課、水・土壌環境課及び各区福祉保健センター生活衛生課とする。

14 第13章「環境保全協定の締結」について



(1) 環境保全協定の締結（第150条関係）

従来の大気・水質・振動・騒音等の典型7公害だけでなく地球規模での環境問題や化学物質対策など環境問題が多様化しているなかで、事業活動に伴う環境負荷をより低減していくためには、法令等による規制的手法だけでなく、事業者の環境保全のための自主的な取組を促進していくことが重要である。

そのため、第1項では、「市長は、事業者と協議の上、事業活動に伴う環境への負荷を低減するために事業者が行うべき取組に係る当該事業者との合意事項を定める協定（以下「環境保全協定」という。）を締結し、事業者との連携を推進することにより、環境の保全に関する施策の実効性を確保するものとする。」として、環境保全協定を規定している。

これまで、横浜市では環境関連の法令等が未整備であった昭和39年から大規模な事業所における公害対策を進める手法として、事業所と個々に「公害防止協定」を締結してきた。公害防止協定による公害対策は、環境関連の法令等が整備された今日においても、自主的な管理により、市域における大気汚染物質や水質汚濁物質等の削減に大きな成果を上げてきた。

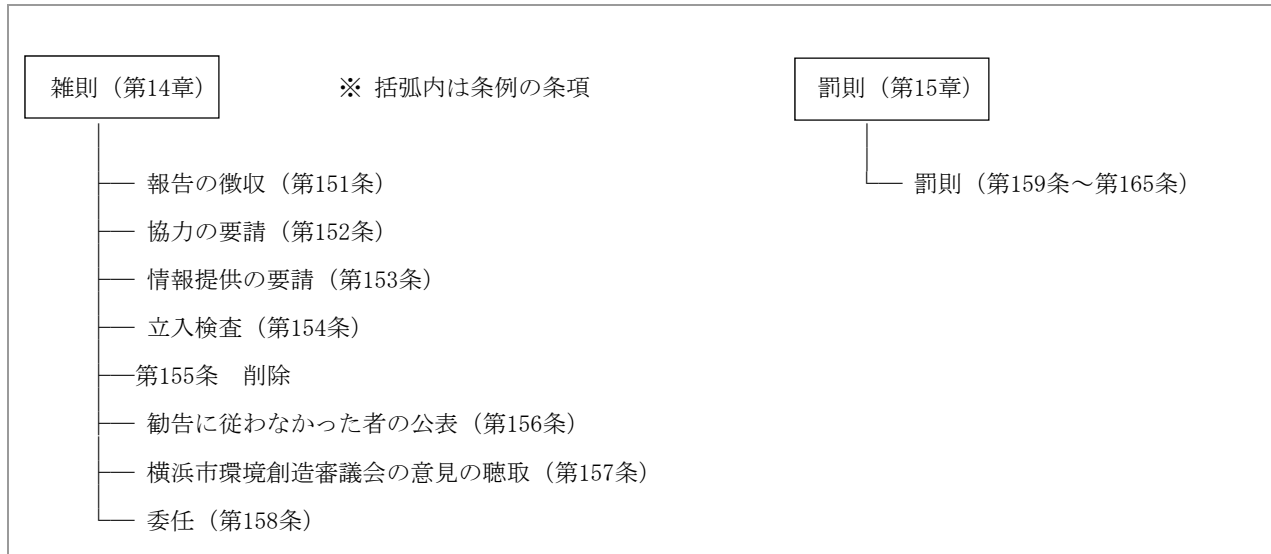
さらに、多種多様化した環境問題に適切に対応していくため、対象を幅広く捉えて、地球環境対策や化学物質対策、自然環境の保全などの項目も加え、事業者がその事業活動に伴う環境への負荷の一層の低減を図るため、本市との連携のもと自主的に取り組んでいくための制度として、これまでの公害対策中心の公害防止協定に代わるものとして環境保全協定を規定した。

また、第2項では、環境保全協定の透明性・公平性を確保していくために、環境保全協定の内容の公表を規定するとともに、「環境保全協定の締結の手続に関する実施細目」に締結の対象要件、事務手続等環境保全協定の締結の手続に関し必要な事項を定めた。

15 第14章「雑則」・第15章「罰則」について

第14章は雑則で、事業所における公害の防止等の実体規定に付随する事項又は手続的事項を内容とするものであり、7条で構成される。

第15章は罰則に関する規定で、10条で構成される。



第14章「雑則」

(1) 報告の徴収 (第151条関係)

この規定は、条例の規定を確実に施行するため、市長に報告徴収の権限を付するものであり、例えば、公害の発生源を把握する等の目的で事業者又は関係人に報告を求めることができるものである。この条による報告の徴収については、罰則による強制措置を設けている。

なお、第7章第2節の2「特定有害物質による土壌の汚染の防止等」における報告の徴収については、第69条の8において規定している。

(2) 協力の要請 (第152条関係)

この規定は、市長の措置だけでは本市の環境を保全することができないと判断される場合に国の関係機関の長、関係地方公共団体の長等に具体的な措置をとるよう要請するものであり、措置を要請するのは「環境の保全上必要があると認めるとき」に限っている。

(3) 情報提供の要請 (第153条関係)

第153条は、「事業者又は市民の環境の保全に関する取組に資するため」事業者等が持つ環境に係る情報をなるべく透明なものにしていく趣旨で定められたものである。

情報は「事業者又は関係人が保有するもの」であり、事業者等が現に保有していない情報を求めること(例えば新たな測定を要請すること)はできない。

なお、この規定により市長が保有することとなる情報は、市長が自ら公表する義務を負うものではないが、横浜市の保有する情報の公開に関する条例(平成12年横浜市条例第1号)の対象の文書となる。

(4) 立入検査 (第154条関係)

この規定は、条例の規定を確実に施行するため、市長に事業所等への立入検査の権限を付するものであり、例えば、公害の発生源を把握する等の目的で立入検査を行うことができる。立入検査を拒み、妨げ、忌避した者に対しては罰則の適用がある。

なお、第7章第2節の2「特定有害物質による土壌の汚染の防止等」における立入検査については、第69条の8において規定している。

(5) 勧告に従わなかった者の公表（第 156 条関係）

この規定による公表を行うことで、公表された者に不利益となる場合が考えられるので、公表しようとするときは、「あらかじめ当該勧告を受けた者に意見を述べる機会を与えなければならない」とした。

第 15 章「罰則」（第 159 条～第 165 条関係）

第 15 章は、罰則に関する事項を規定している。

量刑及び対象事項については、第 159 条、第 160 条、第 161 条、第 162 条、第 163 条及び第 164 条は県条例を踏襲し、第 159 条の 2、第 161 条の 2、第 161 条の 3 及び第 165 条は土壤汚染対策法と同等としている。